特223
849

調査彙報

第九輯

日本勸業銀行調査課

0029106000

0029106-000

特２２３－８４９

調査彙報

日本勸業銀行調査課

第９輯

昭和１１

ADI

特223
849

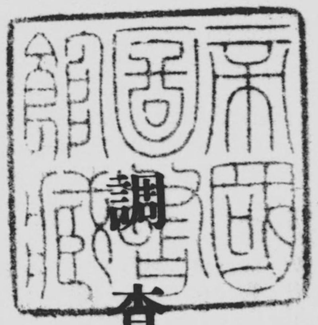

調查彙報

第九輯

一　本書は農業金融の一參考資料として農畜産物を原料とする罐詰業、農業保險及産業組合に關する研究の概要を記述したるものなり。

一　本書は各編其の調査者を異にするを以て、行文必ずしも一樣ならず、記述また肯綮を失する點なきに非ざるも、其の補整は姑く之を他日に讓り、不取敢剞劂に附す、只閲覽に便せんが爲なり。

昭和十一年二月

日本勸業銀行調査課

調査彙報　第九輯

總目次

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて……一頁

二　農業保險に關する調査……六二

三　信用組合に關する調査……一三一

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

目　次

緒　論……三頁
第一章　農村不況の原因と其の打開策……四
第一節　農村不況の原因……四
第二節　農村經濟の振興策……五
第二章　本邦に於ける罐詰業の大觀と農產物及畜產物罐詰業の發達に依る農村經濟の更生……七
第一節　本邦に於ける罐詰業の大觀……七
第二節　農產物及畜產物を原料とする罐詰業の發達に依る農村經濟の更生……一三
第三章　農產物及畜產物罐詰の輸出入の概況と其の企業價値……一六
第一節　本邦竝びに諸外國に於ける農產物及畜產物罐詰の輸出入概況……一六

目　次

第二節　農産物及畜産物繊詰の企業價値（製造期、主要製造地、採算見込並びに其の販路）……二五
第四章　農産物及畜産物繊詰の生産並びに其の企業組織と統制……四八
第一節　農産物及畜産物繊詰の生産……四八
第二節　農産物及畜産物繊詰業の企業組織と其の統制……五四
結　論……五九

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

緒論

現下農村の不況を打開する對策の一つとして、近來朝野の間に「農村の工業化」が頻りに唱道せられ、漸次實現されつゝあるが、本調査は農村に於ける罐詰業の振興を策することが農村經濟の更生上如何に緊要であるかを研究したものである。

由來本邦の農家は米作を偏重するに主力を傾注して、多角的有畜農業を經營するものなく、其の生産物も生産を主とし、之が製造加工の途を講ずるものが尠かつた。

惟ふに農村の工業化は斯る農業の經營形態を是正し、以て農産物の利用增進と過剰勞力の分配利用とに因り農家收益の增加を圖らんとするものであるから、農村經濟の現況に鑑み極めて有効適切な對策であると言はなければならない。從つて農村工業の一部門である農村の繊詰業の振興を圖ることが農業政策上如何に重要であるか、又最近に於ける水産物並びに農産物繊詰の輸出增進より推し、將來永續して農畜産物繊詰の大量輸出を行ひ得るの餘地ありや否や及

之が企業組織竝びに指導奬勵方法を如何にすべきであるか等を研究することは極めて實益多きことと信ずるのである。

本調査は之を四章に分ち、第一章に於ては農村不況の原因と其の打開策に就き概說し、第二章に於ては本邦繭詰業の輪廓と斯業に依る農村經濟の更生策を論じ、第三章に於ては諸外國に於ける繭詰類の輸出入狀況を調査し、進んで農畜產物繭詰の企業價値を知る爲に、各種繭詰類の製造期、主要製造地、採算見込及收支計算の實例等を具體的に觀察した外、其の販路に就いても若干の考察を加へて見た。終の第四章に於ては繭詰の生產及繭詰業の企業組織と其の統制に關する事項を研究した。

第一章　農村不況の原因と其の打開策

第一節　農村不況の原因

現下の農村不況は農產物價格の低落とか或は不慮の災害の如き一時的の原因のみに依つて釀成されたものではなく、凡そ次に述べるが如き根本的の原因に基づくものである。

一、本邦の農家は、米作と養蠶經營にのみ力を竭して所謂多角的有畜農業を經營せざること。

二、全國農家一戶當りの平均耕地面積は極めて狹小で僅かに一町餘りに過ぎない爲、合理的農業經營を行ふことが困難であるばかりでなく、農村の過剩人口及過剩勞力を有利に使用する途が拓かれてゐないこと。

三、本邦に於ける農產物及畜產物は主として一時に生產せられ、是等を原料とする農產及畜產工業の發達が極めて幼稚なること。

四、本邦の農業組織の單位は個々の農家であつて、鞏固なる組織的共同農業經營が行はれてゐないこと。

五、其の他農業金融の梗塞せること、公租公課の負擔が過重なること、農產物の販賣、必需品の購入等に統制が行はれてゐないこと、農業教育が實際に役立たないこと、耕地價格が低率なる農業の收益利廻に對し不相當に高價であること。

以上に擧げた事項を觀るに、現下の農村不況は農村經濟の機構と其の運營上の缺陷に深く根差してゐるのであるから、農村の振興を圖るには容易ならぬ努力が必要であると思はれる。

第二節　農村經濟の振興策

上述した諸原因に基づいて、現下の農村不況が招來せられたものとすれば、之に對する農村振興策は自ら決定せられる譯である。今其の主なるものを擧げれば次の如くである。

一、米作と養蠶本位の農業を多角的有畜農業に改め、且つ農家をして適地適作の合理的農業を經營せしめること。

二、農村に於ける過剩勞力、就中農閑期の豐富なる勞力を有利に消化し、又農產物及畜產物の商品價値を高める爲に、農村に適當なる工業を興し、又は其の發達を促進すること。

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

三、現在に於ける農業組織は個々の農家を經營單位としてゐるが、之を部落又は部落に類する小地域を經營單位とする共同的農業經營組織に改め、農家をして出來得る限り共同して一切の農事を行はしめること。

四、其の他農業金融を改善して、農業收益を以て元利金を償還し得る程度の長期低利なる資金を供給すると共に、公租公課の負擔を輕減し、或は實際的農業教育の普及徹底を圖り農村の中心となるべき人物を養成し、或は農業保險制度を確立して農業經營の安全を期し、或は負債の整理を爲す等幾多の方策が考へられるのである。

右に述べた農村振興策の個々に就いて詳論することは本調査の目的とする處ではない。本調査に於て取扱はんとするものは第二に述べた農村工業のうち罐詰業のみである。現下の農村不況を克服して全面的に農村を繁榮せしむるには、各種の施設を綜合的に行はなければ十分の効果を期待することは出來ないのであるが、農產物及畜產物を原料とする罐詰業の發達を圖り、農村に於ける過剩勞力を有利に消化し、生產物の商品價値を高める途を拓くことは多くの農村振興對策中最も有効適切なるもの丶一つであると信ずるのである。

第二章　本邦に於ける罐詰業の大觀と農產物及畜產物罐詰業の發達に依る農村經濟の更生

第一節　本邦に於ける罐詰業の大觀

農產物及畜產物罐詰業に依る農村振興策を論ずるに先だち、本邦に於ける罐詰業の輪廓を述べて見よう。

元來罐詰はナポレオン一世がモスクワ遠征の失敗に際し携行糧食の必要を痛感したる結果、食糧の貯藏法に就き一萬二千法と言ふ當時としては巨額の懸賞募集を爲し、千八百四年佛人ニコラス・アペールが罐詰法を發明して賞金を得たるに其の端を發してゐるが、米國の罐詰業も南北戰爭を機として發達し、又我が國に於ける罐詰業の發達も日淸戰爭に其の端緒を開いてゐるのであつて、戰爭と罐詰との離るべからざる關係は東西其の軌を一にして居る。

本邦罐詰業の濫觴は明治四年（アペールの罐詰法創始より約七十年後）松田雅典氏が長崎に於て佛人チュリーより鰯油漬罐詰製造法の傳授を受けたのにあるが、禍來主として米國より罐詰技術の傳習を受け、明治十四年に至り廣島市に始めて民業としての罐詰業が興り、各種の製品が試驗的に製造販賣された。然し乍ら未だ其の技術が幼稚なる上に世人も餘り罐詰なるものを知らなかつた爲に、商品化するに至らなかつたのである。罐詰が商品として漸く世人に認められるに至つたのは、日淸戰役に際し軍需品として多額の需要が興り、生產額が激增するに至つてから後のことである。

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

其の後日露戰役に於ては軍需品としての罐詰の價値は倍々高まり、加ふるにポーツマス條約に依りて露領沿海州及カムサツカに於ける漁業の權利を獲得したる爲、罐詰業は此れを轉機として生產額に於ても、製造技術に於ても目覺しい躍進を遂げた。更に歐洲大戰、シベリヤ出兵、滿洲事變等に因つて斯業の發展は倍々促進され、終に今日の隆盛を見るに至つたのである。要之本邦の罐詰業は戰爭の勃發する度に好影響を受けて發達し來たつたもので、日淸戰爭前を創始時代、日露戰爭迄を基礎時代、歐洲大戰前を建設時代、大戰後を完成時代、昭和以後の輸出時代とに大別することが出來る。

次に本邦罐詰業の現況を觀るに、昭和九年度の統計に依れば其の生產總數量は七百八十三萬函に達し、うち水產物は四百三十萬函にして全數量の五割五分に當つて居るが、農產物罐詰は臺灣產鳳梨罐詰の百萬函を控除すれば、其の生產量は微々たるものである。

本邦罐詰生產統計を揭ぐれば次に示す如くである。

第一表　本邦罐詰生產統計表

單位（數量千函　金額千圓）

摘要	數量 昭和七年	同八年	同九年	金額 昭和七年	同八年	同九年
畜產品						
牛肉	公五・〇	公〇・〇		一、三五〇・〇	一、八〇〇・〇	一、三八四・〇
野菜	二〇・〇	二〇・〇	二五・〇	二八七・五	七〇三・〇	七〇二・六
肉	二〇・〇	四〇・〇	五一・〇	二〇〇・〇	五四〇・〇	五八四五・七
豚肉	三〇・〇	四〇・〇	五〇一・三	四〇〇・〇	四二〇・〇	三三二三・三
加糖	三七九・六	四一七・六	四九二四・七	三四九八・五	四九二四・七	三四九八・五
煉乳（五〇封度入）	一九一・二	二一〇・三	一、九二一・八	一、一三一・三	一、九二一・八	一、一三一・三
無糖	九七・一	一〇六・八	九七〇・八	一、七二・三	九七〇・八	一、七二・三
其他	一五・〇	一六・九	二三・〇	二七・〇	二三・〇	二七・〇
計	八一七・九	八九一・六	一〇〇三・三	一、七三三・三	一〇〇三・三	一二、七三三・三
水產品						
鮭	一四一九・九	一四四六・四	一、二九〇・二	二、二四一・一	一、二四〇・八	一四、二四一・一
蟹（タラバ）	三〇四・三	三三四・六	四一七・一	九、二八・九	一四、二〇六・八	一八、七八八・七
其他の蟹	九・八	一六・九	一七・二	一七・二	四七四・一	一、二四九・一
鯖油漬	二六七・四	七〇二・五	七六二・三	三、六一〇・五	九、五二四・一	三、四五二・一
鰮、鯖	一〇〇・〇	一二五・〇	二一〇・〇	六〇・〇	九四三・〇	八七六・〇
鰮トマト漬	二五七・三	四三六・六	六八八・四	一、五四四・六	二、九〇一・〇	四、三四四・五
鰮	七五・〇	七二・五	一〇〇・〇	三五七・五	三四九・〇	四六〇・〇
鯨	三〇・〇	三五・〇	四五・〇	一八九・〇	三二五・〇	四一八・五

摘要	數量 昭和七年	數量 同八年	數量 同九年	金額 昭和七年	金額 同八年	金額 同九年
其他果實類						
計	一四・五四	一・六五	一・七四	四・三六	五・〇六	五・一六
魚貝類	一・〇九	〇・六八	〇・六〇	〇・四〇	〇・二四	〇・二〇
昔貝螺蠟始寄立	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
赤螺蠟始寄立	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
北海道蠟始寄立	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
牡蠣蠟始寄立	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
其他魚貝類	一・〇九	〇・六八	〇・六〇	〇・四〇	〇・二四	〇・二〇
海藻類	一三・五四	一・〇九	〇・一〇	四・二六	五・〇六	五・一六
赤海苔	一・〇九	〇・六八	〇・六〇	〇・四〇	〇・二四	〇・二〇
青海苔	一二・四五	〇・四一	〇・五〇	三・八六	四・八二	四・九六
其他海藻類	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
果實類						
計	一・五四	一・七四	一・八四	四・三六	五・〇六	五・一六
梨	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
林檎	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
ジャム	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
苺	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
葡萄	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他果實類	一・三四	一・五四	一・六四	四・〇六	四・八六	四・九六
蜜柑（まるめろ）	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
柿	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
桃	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他果實類	一・二四	一・四四	一・五四	三・八六	四・四六	四・五六
蜜柑	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
林檎	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
梨	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
苺	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
葡萄	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他果實類	一・〇四	一・二四	一・三四	三・八六	四・四六	四・五六
蜜柑（まるめろ）	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
柿	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
桃	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他果實類	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
蔬菜類						
計	四・九六	五・〇四	五・一四	一・七四	一・九四	二・〇四
筍	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
松茸	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
同上五斤入	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
ガロン打	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
同上六斤入	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
一ガロン打	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他蔬菜類	四・八六	四・九四	五・〇四	一・五四	一・七四	一・八四
蕗	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
蕨	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
筍	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
松茸	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
同上五斤入	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
ガロン打	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
同上六斤入	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
一ガロン打	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
其他蔬菜類	四・九六	五・〇四	五・一四	一・七四	一・九四	二・〇四

摘要	數量 昭和七年	數量 同八年	數量 同九年	金額 昭和七年	金額 同八年	金額 同九年
同六斤（半打入）	二〇一・九	一三七・九	一六一・七	七八七・五	五三〇・九	七二七・八
同五ガロン罐	一三三・四	九九・五	一五六・七	三四二・八	二九八・五	五四八・六
蕗	八・〇	一〇・〇	三七・八	四八・〇	六〇・〇	二〇七・九
なめこ	四・五	七・〇	四・〇	八一・〇	一四〇・〇	七二・〇
お多福豆	五・〇	五・五	五・六	三四・〇	五二・八	五八・八
きんとん煮豆類	三・〇	三・五	三・五	二一・〇	四一・三	四〇・三
其他蔬菜類	三〇・一	三五・〇	四〇・〇	一七九・八	三一四・九	三六四・三
計	六二一・五	五五二・四	七五六・八	三、六八七・二	四、〇七八・〇	五、二七六・七
總計	五、二〇六・一	六、三〇〇・七	七、八二五・八	六三、四八八・一	八四、六八八・九	一一二、五〇七・三

備考　一、日本罐詰協會調査による。
　　二、本表は内地、植民地、露領及母船合計なり。

右表に示せるが如く本邦の罐詰は、昭和九年度に於て其の生産總額一億一千二百五十一萬圓に上り、其の輸出額の如きも昭和八年度に於て實に四千六百九十八萬圓に達し、之れに露領より直接輸出するもの一千七百四十四萬圓を加算すれば六千四百四十二萬圓に上る盛況を示し、本邦主要輸出品となり、罐詰業は今や我國重要産業の一と認められるに至つたのである。

而して本邦の罐詰は水産物の罐詰を主とし、農産物に至つては特殊のものを除けば未だ殆ど未着手の情況にある。然るに諸外國に於ける罐詰業の情況を觀るに、本邦と諸威とを除くの外は孰れも農産物及畜産物罐詰を主とし、世界總生産額の八割は此の種の罐詰が占めてゐる實情である。本邦罐詰業が將來共堅實な歩調を以つて進歩發達を遂げる爲には今日の如く單に水産物罐詰にのみ依存すべきではない。即ち漁獲成績の不良な場合に於ける水産罐詰生産量の減退、殊に輸出向製品の減少は我が國際收支にも影響を及ぼす處が尠くないから、諸外國に於ける農産物及畜産物罐詰の輸出入の狀況を調査して、之が生産竝びに輸出を圖り以つて水産罐詰の不足を補塡すると共に新分野の開拓を爲すことは、單り罐詰業の爲に必要なるのみならず、本邦農村經濟の更生及國際貸借の改善にも裨益する處が多いことゝ信ずるのである。

第二節　農産物及畜産物を原料とする罐詰業の發達に依る農村經濟の更生

曩に述べたるが如く、本邦農家の一戸當り平均耕地面積は僅かに一町歩に過ぎず、世界に於ける孰れの國よりも經營面積が狹小であるが、此の狹い耕地を生命として多數の農家が生業を營んでゐるのである。尤も經營面積の廣狹が必ずしも農業收益の多寡を決定する唯一の要素ではないが、周知の如く耕地には收獲遞減の法則が働く爲に、一町歩程度

の經營面積を以つて如何に集約的に且合理的に有利な農業を經營せんと欲するも其の成功は到底望み難いのである。

本邦の農業政策は、如何にせば農業經營の採算を有利ならしめ得るかと言ふが如き餘裕あるものではなく、如何にして農村民の生計を維持せしむ可きかを考へねばならぬ程の急迫したものなのである。斯る見地よりすれば本邦の農業政策は先づ第一に農村に於ける過剩人口に對し確實にして有利なる仕事を與へることを主眼としなければならぬ。

近時旺んに提唱される「農村の工業化」には工業政策上の意義もあるが、此の點は暫く措き單に農業政策的意義のみに付いて考察するに、其れは、農村に於ける過剩人口及過剩勞力を利用して農村に適當なる工業を興し、以て窮乏せる農家の收入を增加して農村經濟の立直しを行ふことにあるものと思はれる。

然らば如何なる種類、性質の工業を農村に興す可きであらうか、元來農村の工業化なる言葉は人に依つて其の內容を異にしてゐるが、今是等の諸說を大別すれば大體左の三種に區分せられる。

（一）農業の機械化を圖ること。

（二）農產物及畜產物を原料とする農產工業を勃興せしむること。

（三）農產物、畜產物等のものを用ひずして原料は之を他に仰ぎ農村及農村民に適應せる工業例へば精密機械の部分品製作の如きものを農村に興すこと。

而して右のうち（一）の農業の機械化は農業生產の能率を向上せしめる一手段に過ぎないのであるから、嚴格なる意味に於ては農村の工業化とは稱し難い。斯くて（二）及（三）が所謂農村工業化の實行方法を示すものと謂ふべきであるが、本調査に於ては（二）の農產物及畜產物を原料とする農產工業中繰詰工業のみを取扱つたのである。

農村に繰詰業を普及發達せしめることに因り、農村經濟の享くる利益を列擧すれば次の如くである。

（一）農村の生產物は概して季節的に大量に產出せられるものであるから、農家が其の收穫物を一時に生賣するときは、其の生產物は忽ち供給過剩となり、從つて市價の暴落を招來するに至るのである。然るに農村に繰詰業を興し、農產物及畜產物を適宜繰詰として、之を貯藏すると共に其の運搬に便ならしむるときは斯る不測の損害を或程度迄防止出來るのである。

（二）農家が今日の如く、米麥作と養蠶にのみ主力を注ぎ、其の收入の七割迄が之に依存してゐることは、米、繭價格の變動の爲に其の經濟を脅され、極めて不安なる農業を經營することになるのである。然るに多角的有畜農業を經營すると共に農產物及畜產物の繰詰業を農村に勃興せしめるときは、農家の收入は一年中を通じて平均せられ相當の彈力性を具へるに至るのである。

（三）農村の副業は從來動もすれば投機に流れ、或は流行を追ひ而も製品の販路を國內市場にのみ求めてゐたが、農作物及畜產物を主要原料とし、農村の過剩勞力を利用して諸外國に確實な販路を有する繰詰の製造を行ふが如きは農村の工業として最適のものである。

（四）本邦の繰詰業は最近驚くべき發達を示し、製繰技術の如きは米國に次ぎ、英、獨、佛を凌駕する最新優秀なる設備を備へた爲、繰詰の品質及其の生產費の如きも後逃する如く、優に世界の本場米國製に對し競爭に耐へ得るに

至つたのである。一般に本邦の商品が輸出品として強大なる競爭力のある所以は、爲替相場の低落してゐることも一つの原因ではあるが、本邦就中農村方面に於ては勞銀の低廉なる勞力の供給が裕かであることと技術の向上並びに製品販賣に多大の努力を爲すことが其の主なる原因をなしてゐるのである。

（五）罐詰用農產物の栽培に依り從來の土地收入よりも多くの收入を得ることが出來る。

即ち農產物及畜產物罐詰業の發達を圖り、良き指導者を得て統制ある經營を行つたならば、輸出向商品の製造業として其の成功は十分に期待し得らるゝのである。本邦耕地の面積が如何に狹小であつても、農業者が團結し餘剩勞力と進歩せる科學とを利用すれば、耕地の面積を超越せる生產力と收益力を期待することが出來るであらう。

第三章　農產物及畜產物罐詰の輸出入の概況と其の企業價値

第一節　本邦竝びに諸外國に於ける農產物及畜產物罐詰の輸出入の概況

農產物及畜產物は之を罐詰にしなければ食料品として不適當なものであるといふ譯ではなく、新鮮美味なる食物は

第二表　昭和八年度本邦罐詰輸出統計表　（單位函）

品名＼仕向地	滿洲國及關東州	中華民國	佛領印度支那	濠洲	南洋	英領印度	布哇	北米合衆國	加奈陀	中南米	英吉利	佛蘭西	伊太
牛肉	三七五	一七四	八	一	六九	一	三	四四	三	一	一	二	
其他鳥獸肉	二二	一	一	一	六〇七	一	二、二四七	八四	一	一	一	一	
鮭	四、八三三	三二八	二	三、一二七	一一、九〇七	二、一三七	一、一六九	四、七五一	一	八七三	八〇一、〇四九	四一六四九九	一一
蟹（タラバ）	三、四八二	一	一	三、二四三	二〇〇	一	一、〇七六	一三三、一一一	一、六四〇	三七八	一六九、六二二	六九、〇〇六	
其他蟹（ウチガニ・ヅワイガニ等）	一一八	三四	二	一	二一九	一	二、二七五	二、八二三	三	二〇	八七七	二一七	
鮪油漬	一二三	一	六	六三	一一〇	三〇	三七三	六七〇、〇〇四	四、六七九	七	九〇二	三九〇	
トマトサーデン	四、三八七	一、九三八	三九	九四〇	二二八、〇九八	二八、三三四	三〇	一二一	一八	一、八三〇	一二、三七一	二〇三	一
鰹、鯖	三、三一九	二三	一	一	一、九八〇	一	一	一	一	一	一	一	二
鰻ボイルド	二二四	三八	一	一	一三	一	一、三三四	一、〇四六	一	一	一	一七三	
其他魚類	八、一三三	一、三二三	一一四	三三四	一一、八四二	七二	三、四七八	一、九七四	三九三	二〇八	一、〇二七	二	
北寄水煮	二二二	四三	八	一	四二	七	三、〇三七	三、三三四	六	六〇	一	一	
帆立水煮	一一七	二六	一一	一	八	一	一、一三八	一〇三	一七	六	二三	一	
鮑、蝦	四七九	三一	一	一	三三	一	八三一	二三、二二八	一	三	一	一	
蠟螺	三、二三三	一、三四三	三二	一	四八八	一	六二三	三二九	七	四〇	一	一	
鮑	四、一三三	二、六三七	七六	三三	六、三六二	一四	四六七	四七六	一一三	七	四	一	
赤貝	四三〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
牡蠣	四	三八	一	一	三	三	三	一	一	二	一	一	
其他貝類	一、七八八	一、一二〇	二八	一	九九	一	九〇三	三、七一六	七	四九	一	一	
海苔	六九	三一	三	一	九	一	七七	三七	四	三一	一	一	
福神漬	二、三一七	六七〇	一一	一七	二一三	三	一、一二〇	八一七	三	一一三	四	八	
其他漬物	一一六	六四	九	一二	二四三	三三	七六三	一、九三三	一一三	九一	二	一九	
筍	二三、八六一	一三、一八七	三三	一六	一、三七七	七一	四、六七二	三、八九六	二七六	二七九	八	一一二	
松茸	一、八九四	一、二一一	一九	二	一、一一二	四二	三四七	三〇三	三	三四	一二	九	
グリンピース	三、六七一	一、九〇六	三	一	九四	三二	三七三	二一六	二〇	一	一	一	
ふき	一、一七六	六二二	七	九	二六七	一三	二一二	二〇〇	一二	二二	一	一	
其他蔬菜	一、〇〇九	三四二	二〇	九	二六三	一九	一〇四	八八	二	一一	一九	一〇	
蜜柑	四、〇九九	三二〇	一	三	三、九九八	一	二三三	七、九六一	四四一	一三三	八八、七八六	二	
鳳梨	三四、三九二	四、七一三	一	一	一	一	一	三、〇七〇	一	一	八八、六六〇	一	
其他果實	一、二三〇	二三〇	一六	六	四六〇	九六	一一一	四七	一	三一	三三〇	三九八	
雜	二、三二六	一、四三三	四七	一〇	二、六八一	一四八	二、一四四	一、三八二	一一七	二一一	三三	二九	
計	一三四、四八四	三四、七六四	四九八	一一、八三二	二七三、八二九	三一、二八三	二九、三九一	八九一、三八〇	七八八六	四四三九	一、〇九三、九三一	四八七、二八三	一三

備考　本表は東京、大阪、青森、函館、小樽、横濱、神戸、關門、長崎の各檢査所、檢査報告を基礎とし各地稅關及各組合

本表に於ける南洋とは關領東印度、海峽殖民地、暹羅、比律賓を總稱す。（罐詰時報第十三卷第九號より）

第二表　昭和八年度本邦繊維品輸出統計表　（単位圓）

品名＼仕向地	関東州及満洲	中華民國	蘇印度支那	濠洲	南洋	英領印度	布哇	合衆國	加奈陀	中南米	英吉利	佛蘭西	伊太利	獨逸	丁抹	瑞典	和蘭	白耳義	希臘	洲其他諸國	阿佛利加	北欧太	其他	計
牛肉	五五	四一	八	一	六六	一	三	四四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	七七
其他鳥獣肉	三	一	一	一	四四	一	一四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六一	一	七一
鮭	四六	三八	一	一三	四六	三一	六一	一四四	一	四四	四四六	四六六	一六	一〇〇	一四	四四	一四	四四六	一	四四六	一	一〇六	一四六	一四四一
蟹（タラバ）	四六	一	一	一	一〇〇	一	一	一四四	四	四六	六四六	三六六	一	一〇〇	一四	一〇一	四一六	六六	一	一一	一	一	一	四六六
其他獣（アザラシ）	一一	四	一	一	一四	一	四一	一四四	四	四四	六四	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇六
鮪油漬	一四	一	六	六	一一	四	四	四〇六	四六	四	一四	四四	一	一	一	一	一四	四	四	四	四	一	一四	一六六
トマトサーヂン	一四六	一六	四六	六六	一四四	四四	四	一一	八	一	四四	四四	一	四	四	四	六四	一四	四	四	四	一	一	一四六
鰮ノ醤	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鰮ボイルド	四四	六	一	一	一	一	一	四四	一	一	六	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四
其他魚類	四六	四四	四	四	四四	六	四四	四六	四四	四四	四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	四四
北寄水系	四四	四	八	一	四	六	四六	四四	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四
帆立水系	四	六	四	一	八	一	八	四	六	六	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
鰒	六	一	一	一	四	一	一	四四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
螺	四	四	一	一	四	一	六	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
蛸	四	四	六	一	四	一	四	四	一一	四	四	一	一	一	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一四	四
其他貝類	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
赤貝	四〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇
牡蠣	四	六	一	一	四	四	四	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	六
其他貝類	一六	一四	六	一	一	一	四	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
海苔	六	四	一	一	一	一	一	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	四	一四
鱶鰭	一四四	一四	一	一	四	四	一四	一	四	四	四	六	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	四	一四四
其他海産物	一六	四	四	一	四	四	四	一	一	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
菊	一四一	一四	四	一	四	四	四	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四一
松茸	四四	四	一	一	一	四	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四
グリンピース	一四	四	四	一	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
ふき	一六	四四	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
其他蔬菜	一四	四四	四	一	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
蜜柑	四四	四	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四
林檎	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
其他果実	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
雑	四四	四	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四
計	四四一	四六	四	一一	四四	一四	一四	四〇一	四一	四四	四四一	四六一	四	四	四	四	四四	四	四	四	四	四	四四	四四一

備考　本表は東京、大阪、神戸、函館、小樽、横浜、門司、長崎の各税関所、倉庫業者又は業者と各地税関及各組合等の調査報告等に基り作製せるものにして、本表における価格は関領東印度、海峡植民地、満蘭、比律賓を換算す。（農商務省第十三巻第九號より）

多くの場合罐詰品よりは寧ろ「生の儘」のものに見られることは謂ふ迄もない。されば、蔬菜、果實、肉類等を常時豐富に生產する地方及其の附近に於ては罐詰を需要することが甚だ尠い譯である。只罐詰とすれば蔬菜、果實、菌蕈、魚介等を出盛期以外の季節外れに於ても賞味することが出來るのである。本邦は地理的關係から農產物の種類多く、其の生產量も亦豐富であるから、大抵の物は生食出來る狀態に在る。只北洋の鮭、臺灣の鳳梨等の如き地理的或は季節的關係よりして、生の儘にては供給し難い商品のみが罐詰として相當多額に消費せられ、他の罐詰の消費は極めて僅少である。從つて農村の工業として罐詰業を興すに當つては、尠くとも其の種類は世界的商品たるべきものを選定し、苟も內地消費のみを目標とする罐詰を生產して供給過剩に陷るが如きことは、極力避けなければならぬ。今、試みに昭和八年度に於ける本邦產罐詰の輸出狀況を觀るに罐詰函數の約九割は水產物罐詰の占める處であつて、農產物罐詰は、蜜柑、鳳梨、筍、グリンピース等が少々輸出せられてゐるに過ぎないのである。

次に本邦罐詰類の輸出金額を觀るに、第三表（其の一）に示す如く每年急激なる增加を示し、昭和八年に於ては實に六千四百四十三萬圓（露領より直接輸出せる一千七百四十五萬圓を含む）の多きに達し、生絲、綿織物及綿製品等に亞ぐ重要輸出品となるに至つた。其の主なる輸出先は第三表（其の二）に示す如く英、米二國であるが、輸出罐詰中農產物及畜產物罐詰は極めて少額に止まつてゐるのである。

一　農村の經濟更生上より觀たる繭詰業の重要性に就いて

第三表（其の一）

本邦繭詰輸出額（單位千圓）

摘要	昭和六年	同七年	同八年
鳥獸肉	七七	一二六	一五五
蟹	一二、一五九	一〇、七五〇	一八、六一九
鮭及鱒	三、六九七	五、〇三九	一一、二三〇
其他の魚	七八四	三、七一〇	一二、一一四
鮑	一八六	一四五	二二〇
其他の貝	四六〇	五四五	二九五
筍	一五八	二五七	六七四
其他の蔬菜	二三一	三六九	五〇三
調味料	六九六	五九〇	一、〇五九
其他	四九九	一、二四三	二、一一四
計	一八、九四八	二二、七七四	四六、九八三

備考　露領より直接輸出するものを含まず。

（國勢グラフ第三卷第八號より）

第三表（其の二）

本邦繭詰輸出先（單位千圓）

摘要	昭和六年	同七年	同八年
米國	七、八一一	八、〇五三	一七、八三八
英國	四、六三六	六、一五七	一三、一三六
關東州	四六八	九四三	一、四四七
滿洲國	一五	三五	二〇三
布哇	六三六	八六九	九五四
濠洲	四四	二一五	三二九
支那	一六五	二一四	二一五
丁抹	一五四	一一七	一九〇
獨逸	二八	七八	一八七
露領亞細亞	七五	九七	一二八
其他	四、九一七	五、九九六	一二、三五六
計	一八、九四八	二二、七七四	四六、九八三

備考　大藏省外國貿易月表による。

一　農村の經濟更生上より觀たる繭詰業の重要性に就いて

次に諸外國に於ける罐詰輸出入の情況を觀るに、米國は世界に於ける最大の罐詰生産地であつて世界罐詰總生産額三億函の六割六分に當る二億函を産出し、其の輸出高も亦世界第一位である。然るに英國は多量の罐詰を消費し、世界に於ける最大の罐詰輸入國となつてゐる。世界の罐詰輸出入總額は、輸入五千萬函、輸出六千萬函であつて、此の内農産物罐詰は輸出入共も總額の略八割を占めてゐるのである。

國別に罐詰、殊に農産物罐詰の輸出入情況を調査することは、我が農産物罐詰の輸出上極めて肝要なことであるが、之を委く記載することは調査を徒に煩雑ならしめるに過ぎないから、玆では罐詰の貿易上本邦と關係緊密にして、又世界的にも重要なる英、米二國の概況を示すに止めることにした。

第四表（其の一）

英米に於ける果實罐詰類輸出入情況表

國名	品名	一九二八年 數量	一九二八年 金額	一九二九年 數量	一九二九年 金額	一九三〇年 數量	一九三〇年 金額
北米合衆國							
ローガンベリー：輸出：一弗封度		—	—	—	—	—	—
〃	輸入						
〃	輸出					

第四表（其の二）

英米に於ける蔬菜鑛類輸出入情況表

國名	品名	數量	金額	數量	金額	數量	金額
		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
北米合衆國	豆輸入：（一弗封度	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇
	トマト輸入：〃	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
	トマト：〃	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	アスパラガス：〃	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	トマト：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
	トマト：〃	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	アスパラガス：〃	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
英吉利	トマト輸入：（スパトロン封度	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	トマト輸出：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
豚	輸出：〃	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇
牛	輸出：〃	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇
北米合衆國	輸入：（一弗封度	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇
豚	肉輸出：〃	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇
	肉輸出：〃	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇
	肉輸出：〃	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇

一　農村の經濟重生より觀たる鑛業の重要性について　一一三

第四表（其の二）

英米に於ける蔬菜鑛類輸出入情況表

國名	品名	數量	金額	數量	金額	數量	金額
		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
北米合衆國	豆輸入：（一弗封度	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇
	トマト輸入：〃	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
	トマト：〃	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	アスパラガス：〃	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	トマト：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
	トマト：〃	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	アスパラガス：〃	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
	ピーン：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	蔬菜：〃	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
英吉利	トマト輸入：（スパトロン封度	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇
	トマト輸出：〃	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
	其他蔬菜：〃	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
豚	輸出：〃	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇
牛	輸出：〃	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	二、五八七、〇〇〇
北米合衆國	輸入：（一弗封度	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	九四、〇〇〇
豚	肉輸出：〃	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇
	肉輸出：〃	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇
	肉輸出：〃	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇

備考　國際水產物協會に鑛類水產物統計に依る。以下其の二、三、四共に同じ。

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

國名		一九二八年 數量	一九二八年 金額	一九二九年 數量	一九二九年 金額	一九三〇年 數量	一九三〇年 金額
英吉利	輸入：ハンドレツトウエイト磅	—	—	一、一二九、三一一	五、〇一八、九二〇	一、〇七四、四七七	四、九一六、七三四
	輸出：〃	—	—	六六、五七〇	二四六、二四二	七七、五三六	二八九、七四四

第四表（其の四）

英米に於ける煉乳類輸出入情況表

國名		一九二八年 數量	一九二八年 金額	一九二九年 數量	一九二九年 金額	一九三〇年 數量	一九三〇年 金額
英吉利	輸入：ハンドレツドウエイト磅	三、〇五五、二八〇	六、七七四、八八三	三、〇七三、七五五	六、三一〇、八三〇	—	—
	輸出：〃	三二、四四一	一三二、二五〇	二六、四九七	一一八、二七二	—	—
北米合衆國	輸入：封度	二、六〇八、四七〇	二〇六、〇六八	二、六三四、〇五七	二三三、七四九	一、六一一、〇九五	一三七、八八六
	輸出：封度	三八、七六二、五四九	六、一九一、一八五	四一、二四一、八一三	六、四五八、八三八	二九、六四八、一九〇	四、七六八、九五七

第二節　農産物及畜産物罐詰の企業價値（製造期、主要製造地、採算見込竝びに其の販路）

本節及第四章に於ては、農産物及畜産物の罐詰業と農村振興との關係を具體的に檢討し、罐詰業を農村に興した場合に企業として採算の見込ありや否やと言ふことに就いて研究することゝした。

第一、農産物及畜産物罐詰の製造期竝びに主要製造地

曩に述べた如く、本邦の農産工業は未だ其の發達に見る可きものなく、近年漸く勃興の氣運に向つたに過ぎないのである。

農産物及畜産物罐詰の種類は極めて多く百種を超過するのであるが、今生産額の相當大なるものゝみに就いて其の製造時期、主なる生産地を示せば左の如くである。

第五表　本邦に於ける主要農産物及畜産物罐詰製造期間竝びに主産地

種類	製造時期 産地	初期	終期	盛期	主産地
畜産物罐詰					
牛肉製品		週	年		廣島、愛媛

種類	製造時期 産地	初期	終期	盛期	主産地
豚肉製品		主として冬期			神奈川、長崎、香川、大阪
煉乳		週		年	北海道、靜岡、兵庫
農産物罐詰					
松茸	京阪地方	十月初旬	十一月初旬	十月中旬	大阪、廣島、岡山、京都、兵庫、香川、島根
占地	京阪地方	十月中旬	十一月中旬	十月下旬	京阪地方
なめこ	山形	十月下旬	十一月下旬	十一月中旬	山形、福島
筍	京阪地方	四月初旬	五月下旬	四月末	大阪、京都、德島、香川、島根、滋賀、兵庫、奈良、岡山、熊本、愛媛、廣島、和歌山、福岡
グリンピース	京阪地方	五月初旬	七月初旬	六月初旬	大阪、京都、滋賀、岡山、奈良
アスパラガス	北海道	四月中旬	六月下旬		北海道
鳳梨	臺灣	四月上旬	四月下旬		
		六月初旬	八月下旬	七月中旬	臺灣中部、南部
		十一月初旬	一月中旬		
枇杷	千葉	六月中旬	七月中旬	六月下旬	千葉、廣島、兵庫、長崎
桃	東京	八月上旬	九月上旬	八月中旬	新潟、長野、山形、廣島
	廣島	七月下旬	八月中旬	八月上旬	千葉、東京
櫻桃	福島	六月上旬	七月上旬	六月廿日	山形、福島
梨	山形	九月中旬	十一月初旬		山形、岡山、廣島、東京
栗	京阪地方	九月初旬	十月下旬	十月中旬	大阪、廣島、京都
無花果	新潟	八月中旬	十一月初旬	九月中	新潟、三重
杏	長野	六月中旬	七月下旬		長野、山形
蜜柑	廣島	十二月中旬	三月下旬		廣島、大阪、岡山
かりん	山形	十月中旬	十一月下旬	十一月中旬	青森、秋田、山形、長野
まるめろ	東京	五月初旬	六月中旬	六月上旬	兵庫、長野、大阪、東京
莓	愛知	七月中旬	九月上旬	八月中旬	
トマト	埼玉	八月上旬	十月上旬	八月下旬より九月上旬	愛知、埼玉
福神漬		週		年	東京、廣島、愛知

註　罐詰要覽に依る。

第五表に依れば畜産物罐詰のみは大凡一年中を通じて製造し得るのであるが、各種農産物罐詰には、原料の收穫時期の關係から製造期に夫々盛期があつて、年中罐詰製造機械其の他の設備を活動せしめてゐることが不可能である。

又各地方に於ける農閑期が必ずしも其の地方の農産物罐詰製造期と一致するものとは限つてゐないのである。其れ故に今後農村に罐詰業を興す場合には斯業と農村の主業たる原始生産業との連絡調和及罐詰機械其の他の固定設備の活用竝びに農村の主業に影響なき餘剩勞力の利用等より觀て如何なる時期に如何なる種類の罐詰を製造するかに就き十分の研究を爲すの要がある。

罐詰の生産地を觀るに、乳製品を始め一般に畜産物罐詰は大規模に製造せられ其の主産地は北海道、靜岡縣及廣島縣等に過ぎないが、蔬菜、果實の如き農産物の壜罐詰業は其の製造規模概ね小さく、第五表に示せる如く全國各府縣に少額宛生産せられてゐる。今昭和六年度に於ける農産物壜罐詰の生産狀況を觀るに、生産額の大なる地方は東京、愛知、廣島、大阪、京都、長野等の諸府縣で、又生産額の最も少き地方は宮崎、鳥取、山梨の諸縣であつて、栃木、熊本の二縣の如きは全く生産せられてゐない。

第二、農産物及畜産物罐詰の採算見込

現下の農村不況の根本的原因の一つは、農村古來の自給自足經濟が崩壞しつゝあるにも拘らず、農村民が未だ之に目覺すして徒に舊套を墨守し、現時の資本主義經濟の機構に善處することが出來なかつたことにあるものと思はれる。農産工業と雖も營利を度外視することの出來ないのは謂ふ迄もないのであつて、農産物及畜産物罐詰業を農村に興すとしても、其の企業の採算見込が確立してゐなければならないことは當然である。殊に將來農産物の罐詰類を大量に輸出せんとするには、激しい競爭に打勝つて販路を開拓しなければならないのであるから、其の採算關係は一層重視すべきものである。

先づ農家が副業的に農産物罐詰を製造する場合に於ける收支計算の實例五、六を掲載して見よう。此の實例は農林省經濟更生部副業課が昭和五年より六年に亘りて地方副業主任官宛照會調査したものである。

第六表（其の一）

岩手縣に於て副業的に製造するなめこ罐詰の收支計算實例

なめこ罐詰

一斤罐詰四打入一箱に對する製造費

六・七五〇円	原料茸四貫五百匁代	一・一五〇円	原料選別洗滌賃
二・七〇〇円	罐四打代	八〇〇円	工賃及消耗品代
計　一一・四〇〇円	賣捌代金（上物）	一四・〇〇〇円	
差引　二・六〇〇円	利益		

備考　一、原料茸は普通自己採集のものを使用す。

二、本表は農林省經濟更生部副業壜罐詰に關する調査に依る。

第六表其の二、三、四、五、六表共に同じ。

第六表（其の二）

山形縣に於て副業的に製造する主なる製品の收支計算實例

（計算單位一封度罐一箇分）

種類	原料代	罐代	調味料代	工賃	燃料	レッテル代	計	賣價
桃	一〇五	〇五五	〇三〇	〇二〇	〇〇二	〇〇八	二二〇	二五〇
櫻桃	〇六〇	〇五五	〇二〇	〇一五	〇〇二	〇〇八	一六〇	二〇〇
洋梨	一二〇	〇五五	〇三〇	〇二〇	〇〇二	〇〇八	二三五	二五〇

第六表（其の三）

滋賀縣に於て副業的に製造する主なる罐詰製品の種類別收支計算實例

（計算單位一箱）

製品種類	單位內容	收入（賣却代）	支出（生產費）						
			原料代	材料代	調味料代	製造工費	諸雜費	計	
グリンピース罐詰	一斤罐四ダース入	三・五〇〇―四・〇〇〇	一・〇一〇	二・〇一〇	〇・三五〇	〇・五五〇	〇・五五〇	四・一九〇	三・九五〇
筍罐詰	三斤罐三〇ケ入	三・八〇〇―六・二〇〇	三・〇〇〇	二・〇〇〇	—	〇・六〇〇	〇・六〇〇	六・二〇〇	三・九六〇

種類	單位內容	收入（賣却代）	支出（生產費）						
			原料代	材料代	調味料代	製造工費	諸雜費	計	
蕗罐詰	三斤罐三〇ケ入	四・〇〇〇	〇・六四〇	二・〇〇〇	—	〇・八五〇	〇・五〇〇	三・九九〇	三・三三〇
トマトソース罐詰	ピール壜詰四ダース入	三・五〇〇―四・五〇〇	一・五六〇	〇・九〇〇		一・〇〇〇	〇・五〇〇		
トマトケチヤップ詰	ピール壜詰二ダース入	三・〇〇〇―三・五〇〇	〇・七八〇	〇・四五〇	一・〇〇〇	〇・六〇〇	〇・五〇〇		

備考　本收支實例は昭和六年の例に依り記載せり。

第六表（其の四）

高知縣に於て副業的に製造する主なる製品の種類別收支計算實例

（イ）筍罐詰

支出			收入	
罐代（六斤罐）	一五錢	工賃燃料	原料筍（一、一〇〇匁）	二二錢
一罐（賣價）	六五錢	計	差引利益金	四七錢
		十錢		

（ロ）福神漬壜詰

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて　一罐に付　一八錢

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

支　出（出來上り二十貫に對する經費）

鹽藏に要する經費

大根	一五貫	一圓五十錢	鹽	一斗五升	一圓五十錢
茄子	八貫	八十錢	人夫賃	四十錢	
瓜	四貫	一圓二十錢	計	六圓	
刀豆	二貫	六十錢			

漬込に要する經費

醬油	二斗二升	四圓四十錢	壜代	三〇〇個	一八圓
黄ザラ砂糖	四貫四百匁	四圓	計		二十七圓二十錢
人夫賃		八十錢			

支出總計	三十三圓二十錢
收入	
三〇〇壜賣上代金	九十圓
利益金	五十六圓八十錢

第六表（其の五）

廣島縣に於て副業的に製造する蜜柑罐詰の收支計算實例

蜜柑（原料　七千五百貫當）

收入　金八千百十圓

內譯

製品	九百三十箱	一箱に付	八圓五十錢	七千九百五圓
屑物	三百五十貫	一貫目	三十六錢	百二十五圓
廢糖液	八十貫	一貫目・一圓		八十圓

註　廢糖液とは漬込を行ひたる液を煮詰めたるものにて含糖量八〇%あり。

支出　金七千五百九十七圓二十五錢

內譯

原料代金二千二百五十圓　蜜柑七千五百貫代　一貫三十錢

材料代金二千九百十三圓二十五錢

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

砂糖	二三八貫	一貫目	一・五〇〇円	三五七・〇〇〇円	罐	九五〇箱	一箱 二・四五〇円	二、三二七・五〇〇円
鹽酸	三五封度	一封度	・二五〇	八・七五〇	レッテル	四萬	一枚 ・〇〇四	一六〇・〇〇〇
苛性ソーダ	六〇貫	一貫目	一・〇〇〇	六〇・〇〇〇	計		三〇九・〇〇〇	二、九一三・二五〇

職工賃　金一千二百八十七圓二十五錢

內譯

專任技術員	延 六〇人	一人 二・五〇〇円	一五〇・〇〇〇円	女工	延 九八五人	・八五〇円	八三七・二五〇円
男工	三〇〇	一・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	計	一、三四五	—	一、二八七・二五〇

燃料　金三百五十圓　石炭及木炭代

動力費　金二十五圓　一馬力半モーター運轉電力代

荷造費　金二百三十七圓五十錢　九百五十箱　一箱に付二十五錢

檢査手數料　金十四圓二十五錢

資金償却　金五百二十圓　固定資金三千圓

流通資金七千圓に對する分

差引　金五百十二圓七十五錢　利益

第六表（其の六）

京都府に於て副業的に製造する筍罐詰の收支計算實例

筍罐詰（昭和五年）

收入

罐詰賣却代　二、七二〇・七〇円　三、二一一貫

支出

筍原料代	二、二九九・〇五円	容器代	六五四・六〇円
人夫賃	五〇二・四五	石炭代	一〇一・五〇
ハンダ代	八七・六〇	雜費	五〇・〇〇
計	三、六九五・二〇円		
差引	九七四・五〇円 不足		

備考　昭和四年に於ては四三二貫を七一〇圓にて賣却し支出四五五圓九〇錢なりし爲、二五四圓一〇錢の利益ありたり。

次に國際的商品として罐詰を輸出する場合を考へて見よう。本邦農產物罐詰が國際市場に進出する場合に於ては其の生產原價が、外國品殊に罐詰の世界的輸出國である米國品よりも高價であつては到底競爭に打勝てるものではない。

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて　三五

本邦は元來天然資源に乏しく加ふるに農地狹小にして、農地價格及び地代は頗る高價であり、又空罐用ブリキは輸入に仰ぐ關係もあつて、農產物及畜產物罐詰の生產原價が高價となる爲、是等の罐詰を輸出するも採算の見込が立ち難い樣に思はれるのであるが、其れは單なる杞憂に過ぎないのである。以下其の理由を述べて見よう。

本邦の農地價格及地代が歐米諸國に比較すれば、著しく高價であるのは事實であるが、其の半面本邦の農業は極めて集約的で世界の孰れの國よりも單位面積當り收穫量が多いのであるから、農產物の單位數量に對する借地料は諸外國と對比し決して高價ではない樣に思はれるのである。

次に本邦の農產物生產費のうち重要なる地位を占める肥料の價格指數を觀るに、第七表（其の一）に示す如く、米其の他の諸物價の平均指數と比較して遙に低位に在るから、一般物價及米價に對して肥料價格は格安であると言ひ得らるゝのであつて、硫安の如き重要窒素肥料も最近は大量に生產せられ、昭和十一年には生產能力百八十萬噸となり、需要量の百萬噸を遙に超過するに至るものと思はれるのである。從つて本邦農家の消費する肥料の價格は經濟界に突發的事情の發生せざる限り決して急激に暴騰することはないであらう。又昭和九年度に於ける各國の肥料市價を比較するに第七表（其の二）に示す如く本邦の肥料價格が最も低廉となつてゐることは洵に注目す可き事柄である。

第七表（其の一）

肥料價格指數と一般物價指數の比較

年次＼摘要	鰊搾粕	大豆油粕	菜種油粕	硫酸安母尼亞	過燐酸石灰（一五%）	肥料平均	米	諸物價平均
自昭和六年至昭和八年（三年）平均	八六	一〇四	一三八	五六	一一二	九九	一二七	一三三
自昭和二年至昭和六年平均	一二三	一三五	一六七	七六	一三一	一二六	一七五	一六二
自大正十一年至昭和元年平均	一八七	一七八	二〇五	一二三	一六〇	一七〇	二三〇	二一〇
自大正六年至大正十年平均	一八八	一九五	一九五	二〇二	二〇七	一九三	二二五	二二三
自大正元年至大正五年平均	一〇〇	一〇四	一〇〇	一一一	一〇一	一〇三	一〇六	一〇九
自明治四十一年至明治四十五年平均	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考　一、硫安は昭和五年迄は輸入品、昭和六年以後は內地品とす。

二、諸物價平均は日本銀行調査物價指數に依り算出せるものなり。（肥料要覽に依る）

第七表（其の二）

昭和九年度各國肥料市價比較表

（單位圓當り圓）

摘要	硫安	石灰窒素	一五%過燐酸	硫酸加里
獨逸	一七〇	一八〇	六六	—
佛國	一八〇	一八〇	六三	二〇〇
英國	一二〇	一二〇	五四	一三五
伊太利	二二〇	二二〇	六四	二三五
米國	九五	八〇	三〇	一三〇
日本	九〇	八〇	二五	一三〇

註　大日本人造肥料株式會社調査に依る。

次に罐代は罐詰價格の最も主要な部分を占めるもので、日本罐詰協會が五十種の罐詰に就き製品價格に對する空罐價格の割合を調査した處平均二割五分に近かつたのである。詳細は第八表の如くである。

第八表　罐詰類價格と空罐價格對照表

罐詰價格は東京倉庫渡値段

空罐價格は空罐工場渡値段

品名	單位一函	製品價格	空罐價格	製品價格に對する空罐代割合
牛肉やまと煮	四號罐四打入	二三・〇〇円	三・〇一円	一三・〇八%
〃	六號罐八打入	二四・〇〇	四・三二	一八・〇〇
〃	七號罐四打入	一六・〇〇	二・五〇	一五・六二
〃	八號罐八打入	一七・〇〇	三・六三	二一・三五
牛肉松茸	七號罐四打入	一四・〇〇	二・五〇	一七・八五
〃	八號罐八打入	一五・〇〇	三・六三	二四・二〇
鶏肉大和煮	五號罐四打入	二四・〇〇	二・五三	一〇・五四
鯨肉大和煮	四號罐四打入	一〇・〇〇	三・〇一	三〇・一〇
鮭ボイルド	平一號罐四打入	九・八〇	三・三五	三四・一八
〃	平二號罐八打入	一三・〇〇	四・八八	三七・五三
鰹大和煮	平一號罐四打入	一一・〇〇	三・三五	三〇・四五
〃	四號罐四打入	八・五〇	三・〇一	三五・四一

品名	單位一函	製品價格	空罐價格	製品價格に對する空罐代割合
鯖大和煮	四號罐四打入	七・〇〇円	三・〇一円	四三・〇〇%
月島煮	六號罐八打入	一一・〇〇	四・三二	三九・二七
鮪味付フレーク	六號罐八打入	八・五〇	四・三二	五〇・八二
白魚ボイルド	四號罐四打入	一八・〇〇	三・〇一	一六・七二
北寄貝	平一號罐四打入	一五・五〇	三・三五	二一・六一
蝋ボイルド	七號罐四打入	九・〇〇	二・五〇	二七・七二
赤貝味付	七號罐四打入	七・五〇	二・五〇	三三・三三
蝋野菜煮	七號罐四打入	七・五〇	二・五〇	三三・三三
櫻貝味付	七號罐四打入	六・五〇	二・五〇	三八・四六
鳳梨（ブロークン）	三號罐三打入	七・六五	二・八〇	三六・六〇
〃（テビット）	三號罐三打入	七・三〇	二・八〇	三八・三五
〃（エキストラ）	二號罐二打入	一〇・〇〇	二・二九	二二・九〇
〃（スタンダード）	二號罐二打入	九・五〇	二・二九	二四・一〇
〃（ラセン）	二號罐二打入	八・一五	二・二九	二八・〇九
〃（テビット）	二號罐二打入	七・四五	二・二九	三〇・七三

〃（スタンダード）	三號罐三打入	九・〇〇	二・八〇	三一・一一
〃（ラセン）	三號罐三打入	七・六〇	二・二九	三二・三七
フルーツサラダ	二號罐二打入	一八・五〇	二・二九	一二・三四
白桃	三號罐三打入	一一・〇〇	二・八〇	二五・四五
洋桃	二號罐二打入	八・五〇	二・二九	二六・九四
洋梨	四號罐四打入	一〇・五〇	三・〇一	二八・六六
栗甘露煮	七號罐四打入	一四・〇〇	二・五〇	一七・八五
枇杷	二號罐二打入	一〇・〇〇	二・二九	二二・九〇
蜜柑	二號罐二打入	一〇・〇〇	二・二九	二二・九〇
夏蜜柑	三號罐三打入	九・〇〇	二・八〇	三一・一一
櫻桃	二號罐二打入	一一・〇〇	二・二九	二〇・八一
いちご	二號罐二打入	九・〇〇	二・二九	二五・四四
金柑	七號罐四打入	八・〇〇	二・五〇	三一・二五
筍	二號罐二打入	八・六〇	二・二九	二六・六二
なめこ（中開）	四號罐四打入	二七・〇〇	三・〇一	一一・一四
松茸ボイルド	七號罐四打入	一五・五〇	二・五〇	一六・一二
〃（切松茸）	七號罐四打入	一一・五〇	二・五〇	二二・七三

品名	單位一函	製品價格	空繊價格	製品價格に對する空繊代割合
苺ボイルド	二號繊二打入	六・〇〇圓	二・二九圓	三八・一六%
グリンピース	四號繊四打入	九・〇〇	三・〇一	三三・四四
〃	六號繊八打入	一〇・五〇	四・三二	四一・一四
福神漬	四號繊四打入	九・五〇	三・〇一	三一・六八
苺ジヤム	八號繊八打入	一三・五〇	三・六二	二六・八一
〃	五號繊六打入	一六・〇〇	三・八一	二三・八一
平均		一一・七八	二・九一	二四・七五

備考　昭和十年四月現在日本繊詰協會調査に依る。

而して本邦はブリキ内地消費量の約八割を輸入して居るが、製繊業者の調査に依れば、其の價格は英米の繊詰業者が使用してゐるブリキに比して却つて低廉であるやうである。

米國　百封度ベース　最近一箇年最低四弗十九仙
　　最高四弗九十八仙　平均十五圓二十八錢（四弗五十八仙）

日本　百封度ベース　最近一箇年最低十三圓八十九錢
　　最高十五圓五十錢　平均十四圓九十二錢

尙本邦の製繊技術は世界の第一流に位し、製繊會社は米國のものに遜色なき最新の設備を有してゐるのである。更に繊詰類に限らず、邦品の輸出が近年頗る旺盛に赴いてゐるのは、爲替相場の低落が與つて力あることは謂ふ迄もないが、勞賃及オーヴァヘッドが廉價なる爲、商品の生產費が安價となり之が輸出貿易の進展上非常な强味となつてゐることも爭はれぬ事實である。

今高崎達之助氏の調査に係る日米繊詰業者の購入せる靑豌豆及トマトの生產費比較を見るに第九表（其の一）（其の二）に示すが如くで、本邦繊詰業者の購入する原料の方が廉價である。以上のことは乳製品工場が農家より購入する生乳の價格に就いても當嵌り、同氏の調査（第九表其の三）が之を證明してゐる。

第九表（其の一）

日、米グリンピース生產費比較表

摘要	米國		日本	
		備考		備考
一段當り借地料	四・〇八圓	一エーカー五弗（爲替三十弗）	九・〇〇圓	小作料一石五斗とし裏作なるを以て其五分一を取る。（米一石代三十圓）
一段當り收穫量	莢豆　一四七瓩	一エーカー當り剩豆二千封度とし歩留四割として計算す。一般に一エーカー當り千八百封度（一八三貫）より二千五百封度（二三二貫）なり。括弧内は一段當り莢豆換算	莢豆　二〇〇瓩	一般に一段當り一五〇貫より三〇〇貫の收穫あり。

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

摘要	米國		日本	
		備考		備考
莢豆一貫當り	三八・八圓	剝豆百封度三弗五〇之を爲替三十弗にて換算す。	三五・〇錢	最低七錢五厘（一昨年）最高七十錢（本年度）平均三十五錢
一段當り收入	五七・〇三円		七〇・〇〇円	

第九表（其の二）

日、米トマト生産費比較表

摘要	米國		日本	
		備考		備考
一段當り借地料	四・〇八円	一エーカー五弗	一〇・〇〇円	小作料一段三十圓として夫の三分一を取る
一段當り收穫	四七〇貫	一エーカー當り八噸	一、二〇〇貫	普通一段當り一、〇〇〇貫より一、五〇〇貫位
一段當り生産費	三八・七三円	一エーカー四七弗四〇	六〇・〇〇円	確實なる記錄なけれど大體六〇圓內外なり
一段當り收入	七八・四三円	一噸一二弗	一四四・〇〇円	一段當り一、二〇〇貫とし一貫目一二錢とす

生産費內譯（一エーカー當り）

土地代　五・〇〇弗

植付前耕作費　一一・〇〇

植付費　四・〇〇

耕作費　六・〇〇

肥料　七・〇〇

採取　九・六〇

工場迄運賃　四・八〇

計　四七・四〇

第九表（其の三）

過去六箇年本邦竝びに諸外國乳製品工場の生乳購入價格比較表　（一升當り）

年次	日本（札幌附近）	外國（英國米平均）
一九二九	一五・三錢	二八・一三錢
一九三〇	一五・三	二三・二七
一九三一	八・七	一六・三七
一九三二	八・八	一二・二〇

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

年次	日本（札幌附近）	外國（英國米平均）
一九三三	一一・九錢	一三・一錢
一九三四	一一・二	—
平均	一一・九	一八・六二

第三、農產物及畜產物罐詰の販路

農產物及畜產物罐詰の販路に就いて觀るに、第三章第一節に詳論せる如く、輸出に於ては未だ極めて微々たるもので、其の約九割は水產物罐詰が之を占め、農產物及畜產物罐詰中輸出品としては僅かに、筍、蜜柑、鳳梨等があるに過ぎないのである。右の如く水產物罐詰は既に國際市場に雄飛してゐるのに反し、農產物及畜產物罐詰の輸出が甚だ不振であるのは、別段根本的の原因がある譯ではなく、農畜產物罐詰業は近年漸く世人の注目する處となつたもので、今日迄海外に販路を求めんとする努力をしなかつたことに基因してゐる。第三章第二節第二に於て述べたるが如く、農畜產物罐詰は、其の品質、生產原價等より觀るも、輸出品として國際市場に於ける競爭が出來難い商品ではない。歐米人の嗜好に適し格安なる罐詰を製造すれば其の販路は自ら開拓されるものである。其の實例を擧げて見るに、昭和三年頃試製された蜜柑の罐詰は歐米人の嗜好に合致し、生產原價も農村の過剩勞力を使用する關係上低廉となり、輸出開始後數年にして海外（主として英國）に著しく進出するに至つたのである。次に示す生產高の激增は主として輸出の增加に基因してゐる。

第十表　蜜柑罐詰の累年製造高

年次	製造高	金額
昭和五年度	三〇、〇〇〇箇	二四〇、〇〇〇円
同六年度	三五、〇〇〇	二四五、〇〇〇
同七年度	六五、〇〇〇	四一二、〇〇〇
同八年度	一五〇、〇〇〇	九四五、〇〇〇
同九年度	五三三、〇〇〇	三、三五八、〇〇〇

註　日本罐詰協會調査による。一函は四八罐入。

而して本邦產農產物及畜產物罐詰は單に國內需要のみを目的として生產するときは斯業の盛大となるに連れて勢ひ生產過剩を招來する慮があるから、廣く海外に販路を求めて之が消化に努むるの要がある。

從來農產工業に對する奬勵は、徒に其の生產方面にのみ主力を傾注して、需要方面に對する精確な調査が全く閑却せられてゐた憾がある。此の點は農產物及畜產物罐詰の輸出を圖る上に於ても充分注意すべき事柄である。即ち（一）、販路及市場の調査　（二）、罐詰に對する諸外國人の嗜好調査　（三）、合理的な海外宣傳等は必ず之を行はなければならぬ、

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

更に製品の信用を維持する爲には嚴重な輸出檢査を施行しなければならない。而して現下の世界貿易は自由貿易の時代ではなく、經濟的國家主義の時代であると謂はれ、諸國は自國製品の海外輸出を圖ると共に半面他國品の輸入を極力防遏せんとしてゐるのである。本邦製品が最近世界市場に進出して品質優良、價格低廉の名聲を博するや、各國政府は忽ち邦品に對して高率關稅の賦課、輸入割當制の實施其の他凡ゆる手段を講じて輸入を防遏してゐる情況であるから、今後新に農產物及畜產物罐詰の大量輸出を試みんと欲すれば、必ずや今日以上の苛酷なる輸入防止策に直面することを豫め覺悟してゐなければならない。從つて政府當局及輸出罐詰業者は斯る情勢を充分認識して之に善處し得るの途を豫め講究し置き、以て百年の大計を樹立するの要があると信ずるのである。

第四章　農產物及畜產物罐詰の生產竝びに其の企業組織と統制

第一節　農產物及畜產物罐詰の生產

第一、罐詰用原料農產物の生產

本邦に於て壜罐詰用原料農產物として特に栽培せられてゐるものは、アスパラガス、トマト、グリンピース用豌豆等であつて、多くの農產物は生食用として栽培せられ、加工用のものは極めて少量に過ぎないのである。今主なる農林產物に就き總生產額に對する加工數量の割合を觀るに第十一表の如くである。

第十一表　各種農林產物總生產額に對する加工數量の割合

種別	總生產額に對する加工數量の割合	種別	總生產額に對する加工數量の割合
筍	二一・八%	櫻・桃	三・七%
蕃茄	二八・六	苹果	〇・七
蒟豆	〇・八	葡萄	〇・一
桃	一・二	山葵	六・六
栗	一・〇	松茸	一・〇
夏橙	〇・六		

註　副業壜罐詰に關する調査に依る。

右表を觀ても本邦の農產工業が未だ幼稚であることが分るのである。

第二、罐詰業の規模

一般に農產物及畜產物罐詰の生產は小規模で行はれてゐる。本邦に於ける重要輸出品工業のうち使用人員百人未滿の中小輸出品工業と百人以上の大工業との生產割合は第十二表に示す如くで、輸出品の大半は中小工業に依つて生產

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

されてゐるが、此のことは農產工業としての罐詰業に就いても言ひ得ることゝ思はれるのである。

第十二表　重要輸出品のうち使用人員百人未滿の中小輸出品工業と百人以上の大工業との生產割合品種別比較表

種類別	百人未滿		百人以上	
綿織物	六八・三	%	三一・七	%
生絲	二〇・八		七九・二	
人絹絲	九二・四		七・六	
絹織物	八一・八		一八・二	
○罐詰	七一・九		二八・一	
○食料品	八三・四		一六・六	
陶磁器	七三・〇		二七・〇	
メリヤス製品	六一・四		三八・六	
鐵製品	七八・四		二一・六	
小麥粉	二三・二		七六・八	
ゴム靴	四一・〇		五九・〇	
ゴム底靴	六九・六		三〇・四	
硝子製品	七一・六		二八・四	
白轉球	九四・七		五・三	
電球	一六・七		八三・三	
水產物				
帽子				

註　東京商工會議所調査に依る。

第十二表に依れば罐詰工業に於て、使用人員百人未滿の中小工業の占める生產割合は總生產額の七十二%を示し、百人以上の大工場に於て生產せられるものは二十八%に過ぎないのである。是は單り本邦罐詰界に特有の現象ではなく、世界一の罐詰生產國であり又輸出國である米國に就いても略同樣のことが言ひ得られるのであつて、即ちJ・H・コリンズ著『米國罐詰業の發展』に依れば、米國に於ける罐詰工場の四分の一は五千弗乃至二萬弗、尙次の四分の一は二萬弗乃至十萬弗、殘りが百萬弗以上の生產を爲してゐるのである。

要之、罐詰業は資本主義經濟の機構の下に於ても大規模の大量生產を必ずしも企業存立の要件とする事業ではない。乍併輸出向の商品としては相當數量の纏まつたものが生產され、又其の規格も統一されてゐなければならないから、農村に罐詰工業を興す場合には原料の選定及企業の組織に十分の注意を必要とするのである。

第三、罐詰の製造

罐詰の製造には必ずしも大設備と多額の資本を必要としないことは既に述べた處であるが、其の製造は決して專門

第十三表（其の一）　筍水煮罐詰製造工程圖

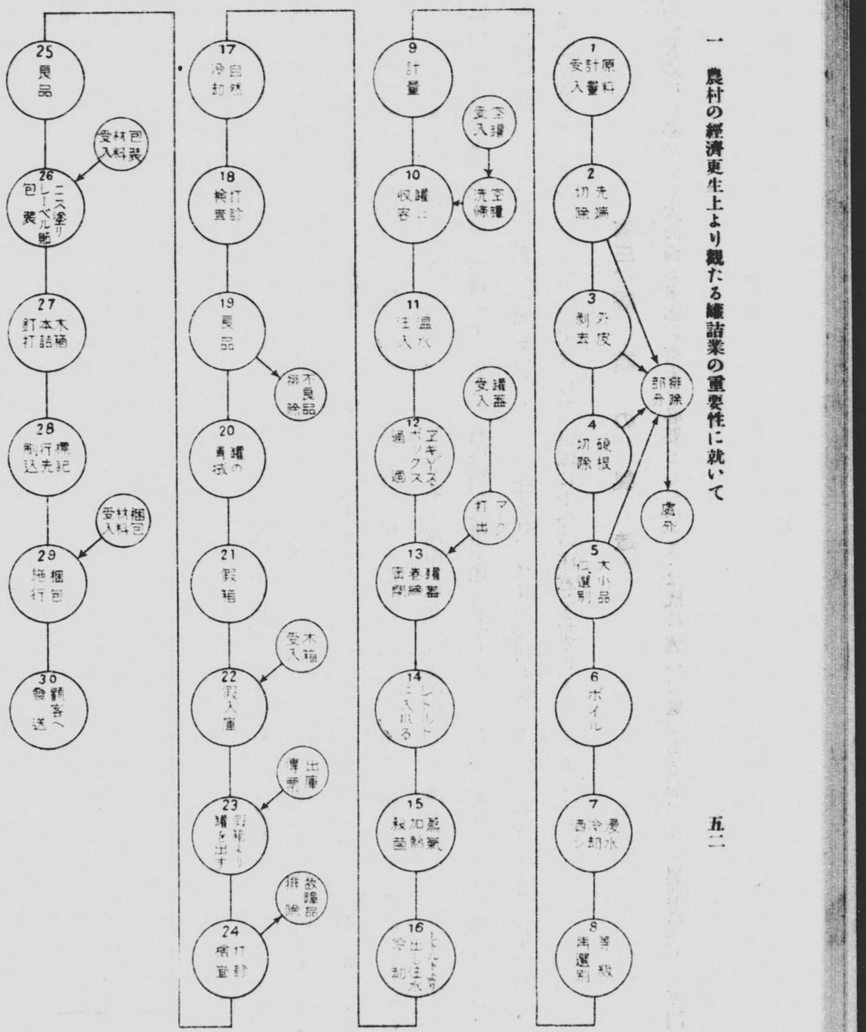

の知識と技術を無視しても良い程の原始的なものではないから全く斯業に經驗のない農家が罐詰の製造を試みた場合には、幾多の技術上及經濟上の失敗を繰返すことであらう。罐詰の製造は第十三表（其の一）（其の二）に示せるが如き相當複雜な過程を經なければならないのであるから、先づ適當なる技術者及指導者を養成しなければならぬが、後述する如く原料農作物の生產より罐詰の製造、販賣に至る迄を悉く農家の共同團體をもつて遂行することは相當困難であると謂はねばならない。

第二節　農產物及畜產物罐詰業の企業組織と其の統制

我が國に於ては果實蔬菜、畜產物は他の商品の如く先物賣約の行はるゝことが少いので、罐詰業者は原料購入時期に至り初めて原料價格を知る實情に在る。從つて罐詰の生產原價は多分に原料の市價騰落の影響を受けて變動する嫌がある。斯くて罐詰用原料の供給者たる農家と罐詰業者との利害は相一致することが尠く、農家は原料不足の場合徒に高値を主張し、又罐詰業者は原料の廉價購入に全力を注ぎ原料の供給過剩なるときは其の買入値段を飽迄も叩くと言ふ情況である。斯くの如く原料供給者たる農家と罐詰業者との間に互助共同の精神がないことは、本邦の農產物及畜產物罐詰業の發達を阻害する主要原因の一つとなつてゐるのである。

然るに米國に於ける事情を觀るに、農家は罐詰原料たる農產物を、多くは其の收穫六箇月以前に於て罐詰業者に對し賣却する契約を結び、此の際罐詰業者は原料購入の場合の最低價格を農家に保證するのである。而して、又罐詰業者は製品引渡の際其の價格が豫期以上に騰貴した場合には、利益の一部を原料の供給者たる農民に割戻すことが行はれてゐる。換言すれば、農民と罐詰業者の間には密接なる企業上の協調が保持せられてゐて、兩者は全く利害相一致してゐるのである。

本邦に於ては商工業者と農民とが共同して企業を行ふが如きことは始より望み難い處であるから、從つて農村に於ける相互組織の經濟團體たる產業組合をして農產工業の原料生產より製品の販賣に至る全過程を行はしめなければならぬと主張する向がある。農產物及畜產物罐詰業に於ても其の經營の主體には產業組合又は產業組合聯合會を當てる可きであると說くのである。謂ふ迄もなく現下の農村に於ける產業組合の使命は極めて重大であつて、農村の工業に就いても產業組合の系統機關を利用して、生產設備の充實、生產能率の增進、取引の統一、製品規格の標準化、出荷の調節、販賣價格の適正及金融の圓滑等を期待することが理論上最も適當である樣に考へられるのである。農村經濟更生中央委員會の諮問第一號「經濟更生計畫の實行上農山漁村の經濟組織に適合する農村工業の普及徹底を圖るが爲め採るべき方策」に對する答申案を見ても農村工業指導の根本方針として次の如く述べてゐる。

「……而して農山漁村經濟組織に最も適合する農村工業たらしむるには其の經營主體は農山漁村民の協同組織に依り金融販賣等を完全に爲し得る綜合的經濟機關とし、其の生產組織を綜合的統制的ならしむると同時に技術的指導、資金の融通、原料品の購買及生產品の販賣等に遺憾なきを期せしめ其の永續性を確保し以て一面に於ては農村工業の利益を克く農山漁家に保留せしめ其の經濟の安定を期し他面に於ては農村都市間に於ける產業所得の均衡を得せしむ

一　農村の經濟更生上より觀たる繭詰業の重要性に就いて

るに在りとす。」とあり、又農村工業の經營方法として、次の如く産業組合第一主義を以て一貫する方針を採擇してゐるのである。

「農村工業の經營主體には原則として農山漁村民を以て組織する産業組織を以て之を當て其の經營方法に付ては左の諸點に留意すべきこと」と農村工業經營上の原則を明示し續いて、

（イ）農村工業を行ふ農山漁村の區域は事業の種類に依りて異るべきも町村又は郡の區域を原則とし必要に應じ府縣區域のものをも認め、以て設備の充實、能率の增進及取引の統一を圖り其の經營を堅實ならしむること

（ロ）右の方針に基づき町村區域の農村工業に在りては同一區域の産業組合をして之が經營の主體たらしめ、郡區域又は府縣區域の農村工業に在りては同一區域の産業組合聯合會を其の經營の主體と爲すものとす、尚數町村區域の農村工業を必要とする場合に於ても成るべく産業組合聯合會を其の經營主體と爲し、特殊の農村工業にして特別の産業組合を必要とする場合には農村工業を目的とする特殊産業組合を認むるものとすること

（ハ）農村工業を行ふ區域内の農山漁家の成る可く多數を其の事業に參加せしむるの方針の下に、當該産業組合の擴充を圖り、以て農村工業の利益を一部の者に獨占せしめざること

と述べてゐるのである。農村工業に要する資金も信用組合、信用組合聯合會又は産業組合中央金庫等を利用し農村工業金融の圓滑を圖るべきことを强調してゐる。

上述せる農村工業の指導及其の經營方針は其の儘農産物及畜産物繭詰業を農村に興す場合にも適用されるものであらうが、繭詰業の專門家の意見は必ずしも右の方針に對し全幅の贊意を表してはゐないのである。

即ち内地向繭詰業に於てさへ適當なる指導者があり且市價が低落しても尚其の商品を保持するに足る豐富な資金を有する組合は經營成績良好であるが、經營者に適任者を得ず又經營資金の缺乏してゐる組合は概ね失敗を招いてゐる實情である。況や輸出向繭詰に於ては其の品質及販賣價格を統一する許りでなく、國際的需給の狀況に應じて生産統制を行ふの要あるが如き場合、斯業には全くの素人であり、副業的に繭詰業を營む農家の共同團體が果して斯る商業的手腕を發揮し得るや否やは全く疑なきを得ないのである。

更に輸出向繭詰業には人類の趣味嗜好と其の變遷を完全に調査し、專門の輸出業者と緊密な連絡を保つ必要があるから、此等の事情に極めて緣遠い農山漁村民を以て經營の主體とする産業組合に、斯業の一切を委すことが出來るかどうかは疑問であらうと思ふ。從つて農産物及畜産物繭詰業の企業組織は左記の如くに計畫するのが最も適切なものではなからうか。

一、繭詰業の經營主體には、特別の支障なき限り、農村産業組合又は其の聯合會を當て、農民は單に繭詰原料及勞力を提供するに止め、繭詰の製造及販賣は之を全國的に統制する關係上別に知識と經驗のある繭詰業者を經營に參加せしめること

二、繭詰業者が購入する原料農産物に對しては豫め賣買契約を締結し置き且米國等に行はれてゐる最低價格保證制度を設け、農民が生産費を割るが如き安價を以て、農産物を工場に納入するが如き羽目に陷らざる樣に仕組み置

一　農村の經濟更生上より觀たる罐詰業の重要性に就いて

くこと

三、農民と罐詰業者との間に協力の實を擧げる爲に、利益金の分配及損失金の負擔等に關して公正なる連帶制度を設けること

四、罐詰工場と原料供給の農場との間には有機的の連絡を保ち得る樣計畫を樹て、罐詰工場は可成一年中を通じて運轉し、又企業の危險率を分散する爲に各種の罐詰を製造すること

五、輸出向農產物罐詰業者は團結して、全國的の組合聯合會を創設し該聯合會に於て輸出向罐詰の檢査を施行すること

外、斯業に關する諸般の研究調査を行ふこと

六、此の聯合會は原料購入價格及製品賣却價格を每年協定する外、其の生產及販賣を調節し、全國的に斯業統制の實を擧げ得る樣運營すること

以上農產物及畜產物罐詰業の企業組織及其の統制に就いて若干の說明を加へたが、斯業の保護奬勵と其の發達を圖る爲には、政府も亦相當の施設を爲し調査を行はねばならない。

今政府の施設に俟つ可き基礎的事項を揭ぐれば大要左の如くである。

一、官私立の農學校、農事講習所等の農業敎育機關に於て農產加工上の學術及技術の敎育指導に力を注ぐ外、農林省道府縣廳に農產物罐詰の製造販賣を指導する役職員を設置する等、極力助成的、指導的施設を爲すこと

二、各府縣に於て現に栽培せる採算不利な作物に代り、罐詰原料用蔬菜果實の栽培及家畜の飼育等に當つ可き農地を調査すること。殊に米作經營若くは養蠶經營に偏せる地方の農業組織を根本的に改善する爲、周到なる用意の下に、田地及桑園面積の整理縮少を行はしめ、之に代り加工用原料生產地面積の增大を圖る樣に指導奬勵すること

三、農產物及畜產物罐詰の取締規則を設くると共に規格の統一或は製品の標準化を期する爲、斯業の全國的統制を行はしむる樣政府は出來得る限りの援助を爲すこと

四、罐詰業者に對しては、低利資金の融通を行ふ等金融の便を與へると共に製造工場用動力等に對しては相當の保護と監督をなすこと

五、本邦製罐詰類の輸入國に於ては、現在既に種々の輸入防遏策を講じてゐる情況であるが、將來本邦產罐詰類が倍々輸出せられ國際市場に飛躍する曉には、更に凡ゆる對策を樹て之が輸入防止に狂奔することゝ思はれる。從つて政府當局は當業者と協力して輸出の統制竝びに對外交涉に善處する等充分對策を講ずるの要があること

政府が右に述べたる農產物及畜產物罐詰業の指導奬勵に力を致す半面に於て、農民罐詰業者相協力して斯業の普及發達に全力を盡したならば、農村經濟の更生に寄與貢獻することも亦尠くないことゝ信ずるのである。

結　論

上來述べたるが如く本邦の農業は舊來の經營組織を維持する限り、到底現下の不況を克服し得ないから、舊態を革

め現時の經濟機構に則して全く新な仕組の下に農村經濟の建直しを行ふの要がある。

農産物及畜産物繊詰業を農村に興すことは、其の一方策であつて、之は單り農村不況の克服策として、農村の過剰勞力を消化して農家に貨銀を收得せしむるのみならず、農業經營を多角的に改め且つ農産物を有利に販賣することを得せしめる外、輸出貿易の發展策としても亦極めて有意義のものと考へられるのである。

農畜産物繊詰類の販賣に當つては、其の顧客を狹隘なる内地市場にのみ求めず、水産物繊詰の如くに廣く海外の市場に着目す可きであらう。若し當業者が單に内國向繊詰にのみ力を竭すときは、斯業の隆盛となるに連れて忽ち生産過剰に陷り、販路の行詰りを招來することは火を睹るよりも明である。

本邦の繊詰製造技術は之を歐米の先進諸國に比較しても差したる遜色なく、又原料及勞力は比較的廉價にて供給せられる爲、本邦製繊詰類は外國製品に比して格安であるばかりでなく、爲替安の好影響も受けて、販路開拓の餘地極めて多く海外進出の有望なることは今更呶々する迄もない。而して繊詰類の輸出に當つては、諸外國の需要狀況が充分判明すれば、必ずしも一時に大量取引を行ふ必要はないが、製品の規格が統一せられてゐることゝ、或る程度迄纏りたる數量がなければならぬのである。

農村繊詰工業の企業組織は、農業者の經濟的協力團體たる産業組合に依りて原料の生産より加工、販賣に至るまでの一切の過程を行ふことが、或は理想的であるかも知れぬが、實際問題として、農業者は繊詰用農畜産物の生産及勞力の供給に任じ、繊詰製造及販賣業務等は夫々の專門家に一任する方が企業上得策ではあるまいか。前に詳述した如く農村の繊詰業は産業組合又は同聯合會を經營の主體となし、農業者と繊詰業者とが夫々の分野に於て有機的に結合してこそ初めて其の企業の成功を期待し得るものであつて、單り農業者のみを以て斯業を企圖することも、又繊詰業者のみが斯業の利益を壟斷することも、共に避く可きことであらうと思ふ。

要之農産工業として繊詰業殊に輸出向繊詰製造業の振興を策することは農地の利用竝びに其の收益の增進上極めて有效であつて、農村經濟の更生上緊要缺く可からざるのみならず、製品の世界市場への進出は我が國際貸借の改善に資する處頗る大である。從つて官民相協力して斯業の發達に力を竭し、以つて農村經濟の確立と國力の充實とを期さなければならぬ。

（清水健二郎編述）

二　農業保險に關する調査

目　次

緒　論……六五
第一章　農業保險の意義……六七
第二章　諸外國に於ける農業保險實施の概況……七〇
第三章　我國に於ける農作物災害救濟施設の發達……七七
第四章　我國に於ける米、桑被害實狀……八六
第五章　農業保險要綱……九二
結　論　農業保險の農村金融に及ぼす影響……一〇六
附　表

二　農業保険に關する調査

二　農業保險に關する調査

緒　論

元來農業は其の生產過程に於て自然的な外界の影響を受けることが頗る大であるが、殊に我國の農業は氣象及地理の關係から絕えず天災其の他の危險に曝されて居る。而も我國の農業は自然的或は社會的條件に因つて其の經營規模が極めて小であるから、農家の收益も亦極めて尠いのを常とする。從つて一度災害に見舞はれ農作物の減收を招來した場合には、農家の經濟は忽ち收支の均衡を失して負債を生じ、度重なるに於ては所有地の手放しは固より日常生活にも窮するに至るのである。

斯く農家經濟を破綻に導く災害は古來繰返して發生して居り且つ其の損害額も年に依りては夥しき高に上ることがある。今試みに昭和九年の事例に徵すれば、九月に突發した關西地方に於ける風水害の爲め近畿、中國兩地方が受けた農產物の被害丈でも實に一億一千萬圓の巨額に上つて居り、四國、九州の旱害が一億一千萬圓、北陸の水害が三千四百萬圓、北海道及東北の冷害が一億一千萬圓に上り、之を全國的に觀れば農作物の被害總額は實に五億圓といふ驚くべき金額に達して居る（附表一參照）。而して斯る天災に因つて農家一般の窮乏が最近如何に深刻を極めて居るかは、今更茲說の要もあるまい。

天災に因る農作物の被害救濟策としては、從來各府縣に罹災救助基金の制度があり、且つ國家としては時に應じて地租の減免、低利資金の融通等種々應急の措置を講じて居るが、此等の施設のみにては到底凡ての場合を救濟するといふ譯には行かない。從來救濟對策の發動を見たのは、被害が激甚で而も廣範圍に亘る場合に限られ、又地租の減免といふが如きも、其の恩惠を受くるものは主として地主階級にして一般小農は概して其の恩惠を受けることが少ない實情である。尙又低利資金の融通額の如きも實損害に比し極めて少額であるから、之れのみにては充分な救濟を行ふことは困難である。而も低利資金は假令名義は救濟資金であつても孰れは償還すべき性質のものであるから、收益の極めて少ない農家にとつては其の償還が容易でない許りでなく、遂には農家を負債の重壓に呻吟せしむると共に自力更生の精神を弛緩せしめ徒らに政府に對する依賴心を助長せしむる嫌がある。

茲に於て農家を不慮の災害より救濟し、延いて其の收支の均衡を得せしむる爲めには、自主的相互救濟の精神に基く農業保險制度が必要となつて來るのである。農業保險制度とは多數の農業者が其の定むる處に從ひ平素より保險資金の積立てを行ひ、凶作及不作の場合に積立金を以つて其の損害を塡補し合ふ一の損害保險制度であつて、此の制度に依れば農業者は負債の重壓に苦しむことなく又他人の情に縋らずして不測の損害を免れ得るのである。尤も農業保險制度が備はればとて深刻な凶作に苦しむで居る現下の農村民を全面的に救濟する譯には行かぬが、災害に對しては應急的な救濟施設を爲すと共に、將來同樣な災害に襲はれ不測の損害を蒙る場合があつても、農家の負擔を最小限度に止める方策を樹立することが極めて肝要であつて、農業保險制度の必要が叫ばれる所以も實に茲に存するのである。

農業保險制度は既に獨逸、佛蘭西、米國等で實施され相當の效果を收めて居るが、我國に於ても農業保險制度が確立し、農家が自然の災禍に因つて蒙る危險を塡補され、農業經營上の一大不安が除去されるに至らば、農村金融の疏通は申すに及ばず農村社會問題の解決にも稗益する處が尠くなからうと思はれる。

最近に於ける小作爭議の原因に付て觀ても、天災に因る不作を直接或は間接の動機となすものが頗る多い。試みに昭和八年中に於ける小作爭議總件數四千件を地方別に觀るに、東北區の一千六件最も多く爭議總件數の約四分の一に當り、就中山形、秋田の兩縣は全國中首位を占めて居る（附表二參照）。斯くの如く小作爭議は凶作の最も劇しい地方に最も多く發生して居るのであるから、小作爭議を緩和する爲めにも農業保險制度が興つて力あることは謂ふまでもないことであらう。

本調査は先づ農業保險の意義を述べ、次に諸外國に於ける農業保險制度の態樣及我國に於ける農作物災害救濟施設の發達竝に最近に於ける農作物被害の實狀等を明かにし、最後に農業保險の農村金融に及ぼす影響を檢討せむとするものである。

第一章　農業保險の意義

農業保險は農業經營上生ずる種々な損害を塡補することを目的とする保險制度である。從つて家畜の死亡に因り蒙る損害を保險する家畜保險、蠶體に因り蒙る損害を保險する養蠶保險、森林の火災其の他に因り蒙る損害を保險する

森林保險、農作物の收穫減少に因り蒙る損害を保險する收穫保險等も凡て農業保險に屬する。尙農業者の身體竝に其の財產を保險することも亦農業保險の中に包含さるべきものであらう。今此等多數の農業保險を系統的に示せば大凡次の如くである。

- 農業保險
  - 物的保險
    - 農業火災保險
      - 森林火災保險
      - 農業者家屋火災保險
      - 農業者動產火災保險
    - 收穫保險
      - 一般收穫保險
      - 特殊收穫保險
        - 雹害保險
        - 霜害保險
        - 洪水保險
        - 旱害保險
        - 病蟲害保險
    - 動物保險
      - 家畜保險
      - 養蠶保險
  - 人的保險
    - 社會保險
      - 農業者失業保險
      - 農業爭議保險
    - 農業者身體保險
      - 生命保險
      - 傷害保險
      - 疾病保險
      - 癈疾保險

斯の如く廣義の農業保險中には多くの種類があるが、その中には他の保險で兼營出來るものが相當にある。即ち農業者の家屋や動產の火災保險の如きは普通の火災保險會社が契約を結んで居り、森林火災保險も我國に於ては東邦火災・帝國火災・東京海上火災・東京火災及日本火災の五火災保險會社が之を實施して居る。又農業者の生命保險は普通の生命保險及簡易保險で取扱つて居る。而して我國には特に農業者に對する傷害、疾病、癈疾等の保險は未だ行はれて居ないが、此等は將來社會保險として行ひ得るものであり、又農業者失業保險は我國の農業事情より觀て其の必要性に乏しく、農業爭議保險の如きも將來小作法が制定されるに至れば、其の必要の程度は極めて尠いものとなるであらう。

要之所謂農業保險の中には他の保險の中に包含しても差支へないものと農業保險として行ふ必要の尠ないものとがある。たゞ收穫保險と動物保險との二者は他の保險では取扱ふことの困難な特別な保險である。而して家畜保險は既に昭和四年以來實施されて居るから、今日農業保險として問題となるのは收穫保險と養蠶保險との二者である。

養蠶保險の內容には種々あるが、之を廣義に解釋すれば桑の不作、蠶室、蠶具の火災、蠶の違作等、直接收繭量に關係ある損害を塡補する保險である。乍併桑の不作に對する保險は收穫保險中に包含されるものであり、又火災は蠶の飼育中火氣を用ふることが多い爲め起り易いのであるが、保險としては些して重視する程のものでなく、結局養蠶保險の中心を成すものは蠶の違作であり、之に對する保險を狹義に於ける養蠶保險と謂ふことが出來る。

蠶の違作は病害、天候不順等の關係から起り、時には養蠶家に莫大な損害を與へる。而して飼育期間中相當の豫防策を講じても尙防止することの出來ないものがあり、又蠶種の不良に氣付かずして思はぬ損失を招く場合がある。而して此等の危險より養蠶家を救濟することが養蠶保險の目的であるが、今日養蠶家が眞に熱望するところは、違作に

對する保險制度ではなくして寧ろ繭價の安定であらう。蠶作に因る收繭量の減少から生ずる損害は、繭價の暴落に因つて生ずる損害に比較すれば大したものではない。而も昭和十年より原蠶種管理法の一部が施行せられ、蠶種の品質竝に數量が國家に依つて統制さるゝに至つた爲め、從來の蠶作の一部の原因は除去され又最近養蠶技術の進歩に依つて蠶作に因る損害は次第に減少する傾向にあるから、狹義に於ける養蠶保險の必要も左まで重要性を持たなくなつたやうである。

玆に於て結局保險としての價値あるものは收穫保險のみであらう。收穫保險は農業保險の中心をなすものであり、先年農林省が立案した農業保險要綱も實に此の收穫保險のみを取扱つて居る。以下本論に於ても狹義の農業保險即ち收穫保險に付て調査することゝした。

第二章　諸外國に於ける農業保險實施の概況

農業保險は之を大別して暴風雨、水害、雹霜害、旱害等の各種の危害を二個以上綜合して保險する一般收穫保險と各種の危害を個別的に保險事故とする特殊收穫保險との二種に分けることが出來る。而して諸外國に於て現在實施されつゝある農業保險には一般收穫保險の外、雹害保險、霜害保險等の特殊收穫保險があるが、歐米に於ては降雹に因る農作物の損害が農業者にとつて最も致命的なものであるから、雹害保險が最も良く普及發達して居る。次に歐米に於ける農業保險實施の概要を述べて見よう。

（一）一般收穫保險

歐洲　歐洲に於ては現在眞の意味に於ける一般收穫保險を行つて居る國は無いやうであるが、曾つて之を實施し或は實施せむとした國は二、三に止まらない。

古くはルーマニヤが一九〇六年より一箇年間玉蜀黍に付て一般收穫保險を實行した。其の他壞太利、瑞典等に於ても同樣な計畫が樹立せられたけれども、技術上の困難から遂に其の實現を見るに至らなかつた。最近はソヴヰエット聯邦に於て一般收穫保險制度が考案されつゝあるといふことである。

獨逸のバイエルン國立雹害保險所に於ては、一九二一年二月同保險所雹害保險法が改正された結果、一般農作物、ホツプ、煙草及葡萄に付て雹害の外霜害を一括して保險事故として保險料に依り雹霜害を一括して保險事故として保險を實行して居る。之を狹義に於ける一般收穫保險と言ふことが出來よう。ギリシヤに於ても一九二六年六月以來雹霜害保險を實施して居る。

佛蘭西に於ては一九二八年十二月財政法の改正に依り、一九三〇年より洪水、凍害、雹害及暴風に因る收穫の損害を塡補する爲め、保險局を設置することゝなり、一般收穫保險を實施した模樣であるが、其の內容は未だ詳らかでない。

米國　米國に於ては一八九九年ミネソタ州に在る資本金一千萬弗の不動產收入保證會社(Really Revenue Guaranty Company)が一種の保險證券である任意販賣約款(Optional-Sale Contract)を發行し一般收穫保險を行つた。其の約

款事項の主要なるものは次の如くである。

（一）會社は被保險者の希望に依り、保險に附した全作物を一エーカーに付五弗の割合で購入する義務を負ふこと、但し被保險者が會社に對し脫穀後五日以內に賣却の申込を爲さゞるときは會社は其の義務を免れる。

（二）被保險者は一エーカーに付二十五仙即ち五パーセントの保險料を支拂ふものとす。

（三）農業者は人念な方法で作物を栽培する義務を有するものとす。

（四）農業者が賣却の申込を爲した場合に於て、會社が要求を爲したるときは、自己の生產物を最も近い市場に持參すべきものとす。

（五）十月十五日以後、即ち作物が收穫された以後に發生した損害に對しては會社は責任を負擔せざるものとす。

此の保險に於ては諸災害に因る農作物の減收損害と共に、農作物の市場價格の低落に對しても保險することになつて居た。然るに同年小麥價格が暴落した結果、會社は其の負擔に耐へずして遂に破產するに至つた。

其の後一般收穫保險に關する計畫は暫く試みられなかつたが、一九一七年に至りモンタナ及ペンシルバニア兩州に在る火災保險會社が小麥、亞麻、ライ麥等に付き、雹、霜、暴風、旱魃、病蟲害に對する一般收穫保險を實行した。乍併、同年大旱魃が起つた爲め、會社は債務を履行することが出來ず、或は破產し或は事業を閉止するの已むなきに至つた。次いで一九二〇年にハートホード火災保險會社に依つて再び一般收穫保險が行はれるに至つた。此の保險は火災、降雹、暴風、種子の發芽不良等、農作物の被害は農家の不注意に因るものを除き、總て保險することゝし、霜、冬傷、

洪水、旱魃及病蟲より生ずる損害は明白に保護すべきことを保險約款中に記載した。而して此の保險に於ても減收の損害と共に其の市場價格の低落に對して保險した。併し乍ら間もなく穀物の暴落に遭遇した爲め、會社は非常な損失を蒙り、其の結果一九二一年には保險約款を改正して農作物の價格低落に對しては之を保險しないことゝし、且つ限られた地域に於て生產せられた果實、蔬菜、馬鈴薯其の他の都會市場向農產物（Truck crops）に付てのみ保險を引受けることゝし、以つて現在に及んで居る。

次いで一九二三年にはハートホード自動車保險會社とジョウジヤ州の桃栽培業者の取引所との間に桃、林檎等の果實に付て一般收穫保險が行はれた。而して此の保險に於ては取引所と保險業者との間に約定せられた條件に從つて、其の保險業者と各個人との間に保險契約が締結せられ、保險業者たる會社が損害塡補の責に任じて居る。保險責任期間は春の保險證券が發行せられた時より秋の收穫期迄とし、火災、電光、旋風、暴風、雹、雨、洪水、霜、結氷及昆蟲等に因る收穫上の損害を保險するのであるが、同時に果實の市價下落に因る損害を塡補して居る。

又一般收穫保險の一種である所謂「信用收穫保險」が或る大商會に依つて實行された。此の保險に於ては、被保險者は林檎、柑橘等を栽培せる農業者に對し、金錢又は材料を貸與する會社であつて、霜、結氷、過濕、旱魃、雹、風、昆蟲及病害等に因る減收の爲め、其の前貸金を農業者より回收し得なくなつた場合に、其の損害を塡補する仕組になつて居る。此の種の保險はコロラド、アイダホ、オレゴン、ワシントン州等に於て行はれて居る。

一九二八年末には三つの株式會社が特定の土地に於て特定農作物に付て一般收穫保險を行つて居る。

(二)　特殊收穫保險

イ、雹害保險

雹害保險は降雹に因る農作物の損害塡補を目的とする農業保險の一種である。歐洲に於ては古來降雹に因る農作物の被害が極めて甚大である爲め、相當古くから之が豫防に付て種々な手段方法が講ぜられて居た。

例へば教會の鐘を亂打して、之に因つて起る空氣の振動に因り雹雲を散消せしめむとしたるが如き、或は避雷針を耕地に建て結雹前に存在する電壓を誘導して雹の結成を妨げむとしたるが如き、又は伊太利、佛蘭西に於て所謂雹砲を發射して雹雲を雨雲に變じて降雹の危險を除かむとしたるが如き、孰れも雹害防止策の一部の現はれである。勿論此等の對策は殆んど失敗に終つたけれ共、斯くの如きは歐洲に於ける農作物の受ける雹害が如何に大なるものであるかを如實に物語るものと云へよう。而して一方に於て雹害豫防の方法が研究されると同時に、他方に於て雹害保險制度が比較的早くより發達したのである。

現在雹害保險を實施して居る國は獨逸、佛蘭西、伊太利、墺太利、ハンガリー、瑞西、英吉利、諾威、瑞典、丁抹、白耳義、和蘭、露西亞、西班牙、ブルガリヤ、チエツコスロヴアキア、ユーゴースラヴイア、北米合衆國、加奈陀、濠洲等であつて其の數は極めて多い。

歐洲に於て始めて雹害保險制度が採用されたのは一七八〇年スコットランドに於てであつたが、其の後の發達は獨逸に於て最も目覺しいものがある。

即ち一七九一年にはブラウンシュワイヒ(Braunschweig)に、一七九七年にはノイブランデンブルグ(Neubrandenburg)に、夫々相互主義に基く保險團體が創立され、其の後十九世紀に入つては株式組織に據つて雹害保險を行ふ會社が竝び起るに至つた。而して現在獨逸に於て目覺しい活躍をして居るのはバイエルン邦立保險所外若干の公營組織と十八の大私營組織とである。今其等の經營狀態を示せば左表の如くである。

(一)　バイエルン邦立保險所及其の他の公營組織

(單位百萬マルク)

年次	保險金額	總保險料 其他追徵金等	總被害額 (整理費を含む)
一九二五年	バイエルン	二四三 四・四	三・八
	其の他	八三 〇・八	〇・六
一九二六年	バイエルン	二二二 七・三	六・五
	其の他	二三七 一・三	一・八
一九二七年	バイエルン	一七七 六・〇	五・二
	其の他	約二〇六 ?	?
一九二八年	バイエルン	一五七 三・二	?
	其の他	約二三七 ?	?

(二)　私營組織

（單位百萬マルク）

年次	保險金額	總保險料其の他被保險者負擔金	總被害額（整理費を含む）
一九二四年	一、五七六	一八・三	一四・二
一九二五年	二、三六七	二八・二	一八・九
一九二六年	二、四三五	三三・一	二七・六
一九二七年	二、八一一	五九・五	五九・〇
一九二八年	二、九四四	四二・九	三一・四
一九二九年	株式會社　八五九 相互組織　二、一二六	九・九 四三・八	八・六 四三・二

以上は一例として獨逸に於ける雹害保險に付て述べたのであるが、此の保險を實行するに付ては相當の困難が伴ふものである。即ち其の一は統計的基礎の不確實であることであり、其の二は損害の認定が困難であることである。尤も此等の難點は總ての農業保險に共通なものであるが、特に雹害保險に於ては雹害の性質上一入著しいやうである。然し降雹に因る農作物の損害は歐米諸國に於ては極めて甚大であるから前記の諸國に於ては多大の犧牲と努力とを拂つて之を實行して居る。

ロ、霜害保險其の他

雹害保險の外に特殊收穫保險として霜害保險、洪水保險の如きものがあるが、此等は一般收穫保險の中に包含して取扱はれる場合が多く、獨立して保險せられる場合は極めて稀である。即ち現在單獨の霜害保險を行つて居るのは佛蘭西と米國とであり、又洪水保險の如きは過去に於て、墺太利、瑞西等に行はれたが、幾何もなくして廢止され、現在に於ては之を實施して居る國は見當らない。

尙諸外國に於ける農業保險實施の概要を一括して表示すれば附表三の如くである。

【參　考】農林省農務局調査　諸外國に於ける收穫保險の概況

第三章　我國に於ける農作物災害救濟施設の發達

我國は農業國であり、而も世界屈指の災害國である關係上、農作物の被害に對する救濟策は相當古くから發達して居た。昔時行はれた屯倉、義倉、社倉、常平倉或は鄕倉の如きも備荒を目的としたものであり、一種の農業保險類似の施設と謂ふことが出來る。

屯倉　屯倉の記錄は垂仁記の中に「垂仁天皇の二十七年に屯倉を大和の來目の邑に興つ」とあるに始まる。

其の目的は稻穀を貯蓄して凶年に備へ、又事ある時は之を出して用ひむが爲めであつた。爾來朝廷の屯田（御田）のみならず貴人の領地、田莊に屯倉を置くやうになり、畿內を中心として全國各地に多數の屯倉が設けられた。而して此の制度は大化の改新に依つて廢止されたが、やがて大寶令の中に略之れと類似した義倉の制度が規定されたのである。

義倉　義倉は救荒を目的とし、主として官に依り地方に設置され、其の監督を受け、富者より徴穀するのが原則である。義倉は初め支那に起り我國には女武天皇の慶雲三年に輸入せられた。而して德川時代には米澤、津輕、備後、福山、越後、高田、奥州、藤間、能登、津等に設置された。明治に至つて福山の義倉、感恩講等は財團法人となり、貯藏以外の各種の救貧事業をも行ひつゝあるが其の他は大抵解散した。

備考

「凡一位以下及百姓雜色人等、皆取戸粟以爲義倉。上々戸、二石。上中戸、一石六斗。上下戸、一石二斗。中上戸、一石。中々戸、八斗。中下戸、六斗。下上戸、四斗。下中戸、二斗。下々戸、一斗。若稻二斗。大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆二斗、各當粟一斗。云々」（養老賦役令）

社倉　社倉も貯穀して救荒することを目的とするものであるが、郡村部落等に於て自治的に設置し、貯穀の多くは任意的の寄附に依り、一般からは徴收しないのが原則であつた。社倉も支那に創設されたものであるが、我國には德川時代に山崎闇齋に依つて輸入せられ、會津、岡山、長島、備後、泉、山口、大山、福山等の各藩に於て之れが設置を奬勵した結果、各鄉村に設置せらるゝに至つた。明治以後に於ては和歌山、京都、其の他の地方に殘存したが、次第に他の公益事業を營むことに變更せられた。

常平倉　常平倉は義倉に類似して居るが、特に米價が低いときは買上げ、高いときは賣出して價格の調節作用を爲すことを原則としたが、水戸藩以外には一般に設置せらるゝに至らずして已んだ。

鄉倉　最近問題となつた鄉倉制度も備荒貯穀を目的として古來より行はれたものであるが、德川時代殊に天明の大飢饉以後、公儀の積極的奬勵に依つて各地の鄉村に設置され、凶作の際に相當の效果を擧げたものである。然し明治以後は次第に廢されて東北地方の一部に僅かに殘存するに過ぎない。

備考　一、鄉倉は今より千三百餘年前、即ち桓武天皇の御代に勅命に依り郡倉と共に國中に建てられたのが創めである。其の時の勅には「鄉倉」とあるが、德川時代には「鄉蔵」といふ文字を用ひて居る。

二、昭和九年十二月三日內務省は先に拜受した恩賜金五十萬圓に百六十三萬餘圓の國庫支出金を加へ、凶作に憫む東北六縣に四千七百の鄉倉を築造することを公表し、鄉倉制度を積極的に復活せしむることに決した。

以上の如く、德川時代に於ては凶作其の他の災害に備ふる爲めに義倉、社倉或は鄉倉の如き農業保險類似の制度が設けられたのであつたが、明治に入るや政府の方針が從來の救荒主義より米價調節主義に傾いた爲め、斯る組織は次第に廢れてしまつた。明治十年に常平局が設置せられたのも、備荒貯蓄よりも米價調節が主たる目的であつた。其の後政府は明治十三年六月に至つて備荒貯蓄法を制定し、各府縣をして救荒の爲めに貯穀せしめたが、之れも明治三十二年七月一日罹災救助基金法が施行せられると同時に廢止せられた。而して此等兩法とも純然たる救貧制度であつて備荒貯蓄制度とは云ひ難いものであつた。斯くて明治時代には農作物の災害救濟に關する研究竝に對策は比較的等閑に附せられて居た。

尤も我國に於て農業保險の必要が初めて唱へられたのは、明治二十三年で、時の政府顧問であつた獨逸人パウル・マイエット(P. Mayet)が其の著「農業保險論」の中に其れを說いたのが始りである。又マイエットと大體同じ頃に來朝し、政府顧問を兼ね東京帝國大學に理財學及財政學を講じて居た獨逸人エツゲルト(Jaeger)も亦其の著「日本振農策」

の中で農業保險制度の必要を提唱した。面白いことには明治二十三年に施行せられた舊商法中にも純然たる農業保險の條文が見えて居たのである。即ち舊商法第六百六十七條には「土地ノ果實其他ノ天產物ノ保險ハ强雨、洪水、旱魃、暴風雨ノ如キ人ノ力ト注意トヲ以テ防ク能ハサル非常ノ天災ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得」と云ふ規定があつた。然し此の規定も遺憾ながら明治三十二年六月現行商法が施行されると同時に廢止され、其後大正の末期に至るまで農業保險に付ては殆んど一般から顧みられなかつた。

農業保險の必要が一般に多少とも認められるに至つたのは、小作問題が漸く喧しくなつた大正十年頃からである。而して大正十二年の第四十六議會には齋藤宇一郎代議士に依つて小作問題の解決を間接の目的とした小作保險法案が提出された。其の內容は小作人と地主との間に生ずる收益分配上の問題を緩和せむが爲めに、永小作人及普通小作人を被保險者と爲し、故意又は過失に依らざる收穫上の損害を國家が塡補せむとするものであつた。乍併當時は未だ政府が農業保險に對する必要を充分認めて居なかつた爲め、該法案は不成立に終つたけれ共、大正十四年には小西和代議士の農業保險に關する建議案が提出される等、農業保險の研究竝に其の制定運動等が次第に擡頭するに至つた。斯くて政府に於ても遂に決する所があり、昭和三年以來農林省農務局內に專任の係を置き、年に二萬圓の豫算を計上してこれが調査を續け、昭和五年末に至つて大體計畫の成案を得たので、昭和六年更らに之れを專門家の協議會竝に農林審議會に附し、昭和七年二月初めて農林省案「農業保險要綱」を決定するに至つた。

農林當局は直ちに此の原案を第六十二臨時議會に附議しようとしたが、非常時豫算の關係で大藏當局の容るゝ所とならず、爾來今以つて議會提出の機に惠まれず、案は農林當局の手に握られたまゝである。

之れより先き政友、民政の兩黨は農村時局匡救策の一つとして農業保險法の制定を綱領に掲げ、更に第六十四議會には胎中楠右衞門氏に依り「農漁業災害保險法案」が、高田耘平氏に依り「農業保險法案」が提出された。此の法案は委員會附託となり、審議の結果、兩法案を一括して、「農漁業災害保險法」として本會議に上程、衆議院を通過したけれ共、之れも貴族院に回附されて其の儘になつてしまつた。

斯くの如く農業保險法は屢々議會の問題にはなつて居るが、未だ法律として制定せられて居ない。乍併前述の如く農林省では既に農業保險要綱を作成してゐるから、豫算の都合さへつけば近く議會に上程するの運びに至るものと思はれるが、吾人は只々其の日の一日も速かならむことを祈つて止まない次第である。

尤も大正十二年頃より各地の農村に實際上の必要より小組合による共濟的組織が相踵いで起り、或は米麥其の他の農作物の氣象的及び病蟲害の被害に對し、種々相互扶助的救濟活動が營まれるやうになつた。

即ち埼玉、東京、長野、靜岡、三重、京都、愛媛、福岡、兵庫等の諸府縣に於て、府縣、農會、產業組合、農家保險組合、養蠶組合等に依つて農業保險類似の共濟方法が或は實施され或は計畫せられるに至つた。其の事業區域は府縣を以て地域とするものもあれば、郡町村若は部落を以つて地域とするものもある。而して其の救濟の目的も多方面に亘り、米麥其の他の農作物の風水旱害、病蟲害に因る收穫損害、桑葉の凍害に因る損害、養蠶の違作又は繭價の暴落に因る損害、農業者の建物の火災に因る損害、農業者の疾病等の共濟を主眼とするもの等がある、而して上述の經營

主體が此等の損害中の一種のみを保險する場合と、同時に數種を保險する場合とがある。

今各地に於ける農家保險組合の狀況を概觀するに、組合員は何れも保險料に相當する掛金を醵出して積立てる。然し此の掛金積立は、其の全部を保險の爲めの共同準備財產と爲すものと、積立金を二部に分ち一部を保險の爲めの共同準備財產とし、他の一部を普通の共同貯蓄として各員に持分を與へるものとの二つがあるやうである。次に掛金の料率に付ても組合に依つて區々であり、又同一組合に於ても料率が一律である場合と目的物に依つて料率が相異する場合とがある。

救濟金の拂渡しは積立金の全部を損害塡補の共同準備財產と爲す場合と、積立金を二分して共同準備財產と共同貯金と爲す場合とに依つて自ら異つて居る。前者の場合には契約高の限度に於て損害の程度に應じて救濟金の拂渡しと同時に共同持分の拂戻しを行ふこともあり、又一定期間被害が無かつた者に對しては、其の所定期間の經過に應じて持分のみを拂戻すこともある、更に又一定期間は被害發生の有無に拘らず、持分の拂戻は之を停止し、たゞ救濟金のみを支拂ひ、救濟金の支拂ひを受けたると否とに拘らず、一定期間を經過する毎に持分の一部拂戻を爲すこともある。

損害の評價は被害組合員の申告に依り、組合長の任命する評價委員が之れを行ひ、更らに役員會又は評價委員會の合議にて決定される。

次に最近に於ける農家保險組合の實況を示せば左の如くである。

府縣名	施設數	事業地域 町村又は部落	事業地域 郡市	事業地域 府縣	經營主體 養蠶組合其の他の團體	經營主體 信用組合	經營主體 信聯	經營主體 郡農會	經營主體 府縣	救濟の目的 農作物の風水旱害病蟲害等に因る收穫損害	救濟の目的 養蠶に關する損害	救濟の目的 火災	救濟の目的 火災及疾病	救濟の目的 農產物の運送價格、信用の事故
埼玉	二九	二九	—	—	二九	—	—	—	—	二九	—	—	—	—
東京	一	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一	—	—
長野	?	?	—	—	?	—	—	—	—	—	?	—	—	—
靜岡	一	—	一	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一
三重	一	一	—	—	一	—	—	—	—	—	一	—	—	—
京都	七	七	—	—	七	—	—	—	—	—	六	一	—	—
愛媛	一	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一	—
福岡	一	—	—	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—

【參考】

埼玉縣に於ける農家保險組合

一　施設の名稱及主體

本施設は町村又は部落を區域とする申合組合に依りて實行せられ此等組合は何々農家保險組合と稱す

二　施設の目的及沿革

目的

二　農業保險に關する調査

二　農業保險に關する調査

イ、農作物の災害補償

ロ、共同救濟（農業者の疾病、傷害、死亡等に對する救濟）

ハ、資金運用（農業資金として運用）

沿　革

大正十年畑不作に因り生じたる小作問題の勃發に刺戟せられ農作物災害保險の必要を認めたるに依り大正十二年三月縣に於て農家保險組合奬勵規程竝に同組合規約準則を公布し大正十二年度には補助金三千七百圓其の後引續き毎年五千圓宛を支出して設立を奬勵し來り現在百二十九組合に達せり

三　被救濟者

組合員たる農業者（地主、自作人、小作人）

四　救濟金造成の方法

組合員の耕作反別又は所有反別に應じて出資せしむ、出資は金錢又は米、麥等の現物を以て之れを爲すものとし自作地の反當出資額は小作地及貸付地（註）の反當出資額の二倍とす

（註）貸付地とは小作地にして地主の出資するものを云ふ

五　救濟の目的物の種類

水稻、麥、桑等各地方に於ける重要なる農作物

六　災害の種類

水害、風害、旱害等の氣象的災害、病蟲害其の他一般內作

七　救濟金支拂の條件及方法

組合の事情に依り異るも大要左記に據る

（一）被保險田畑の大部分收穫皆無のときは損害塡補費の全部を拂戻す

（二）被保險田畑の七割以上災害を蒙りたるときは損害塡補費の八割以內を拂戻す

（三）被保險田畑の五割以上災害を蒙りたるときは損害塡補費の六割以內を割戻す

（四）被保險田畑の三割以上災害を蒙りたるときは損害塡補費の四割以內を拂戻す

八　損害評價及損害額決定の方法

損害の評價は損害程度に對し現物單價を斟酌して之を爲す

損害額は委員の實地調査に基き之を合議決定す

九　昭和四年度に於ける郡市別農家保險組合狀況（大正十二年度設立組合を除く）

郡市名	組合數	組合員數	經費豫算	事業資金	組合員出資額	被保險田畑反別 田	被保險田畑反別 畑	被保險田畑反別 計
北足立	三	七八五	二四、六八四・六三〇円	二三、九九〇・九五〇円	五、六六三・〇六〇円	二〇九・六四〇二町	六〇二・二九〇六町	八一一・九三〇八町
入間	九	四六〇	一五、五八八・四七〇	一五、三七六・四七〇	二、五二三・八〇五	一二五・六二〇〇	六〇三・三一〇〇	七二八・九三〇〇
比企	一一	三六九	一二、八四三・〇四〇	一二、五六七・八〇〇	二、九四九・七四〇	一八五・八八二七	二一九・九四二五	四〇五・八三二二
秩父	四	三二一	七、五二〇・〇〇〇	七、三五八・〇〇〇	一、三九五・〇〇〇	一三・六一一七	一六九・六三〇四	一八三・二四二一
兒玉	五	一四三	四、七二七・一三〇	四、五三〇・七三〇	一、〇三八・四〇〇	七九・〇一〇〇	一二六・二二〇〇	二〇五・二三〇〇
大里	一五	六七三	二四、四三四・四六〇	二二、九四二・四六〇	八、三〇〇・二八〇	一八二・二七〇二	五五九・八八〇六	七四二・一五〇八

郡市名	組合數	組合員數	經費總算	事業資金	組合員出資額	被保險田畑反別 田	被保險田畑反別 畑	被保險田畑反別 計
北埼玉	八	五五二	三、四三二、三五〇	二、九三一、〇〇〇円	四、六七一、〇〇〇円	四一八、七一三町	三八一、〇九九町	六九九、八一二町
南埼玉	一三	四二七	二八、三五八、七五〇	二七、九六六、七五〇	九、八四三、〇一〇	六五三、三九〇	三五〇、七六〇〇	九〇四、一五〇〇
北葛飾	九	三三	二、七三五、〇五〇	二、三〇八、三五〇	三、二七〇、一六〇	三九五、九八〇三	一四三、六七八	四三九、四五二
川越	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九五	三、九六三	一五二、四六二、八五〇	一四八、一七二、五一〇	三九、六五〇、四五五	三一六三、九八〇四	三九五六、八一三八	五二一〇、八〇三

備考　本表は農林省農務局調査に依る。

第四章　我國に於ける米、桑被害實狀

前述の如く我國は古來世界屈指の災害國で農作物就中米、桑の年々の被害は甚大であり、其の損害高は莫大な額に上るのである。

試みに農林省が大正七年より昭和四年に至る十二年間の事實に基いて調査した結果を觀るに、全國に於ける水田の風水旱害危險性反別は平均百七萬七千二百七十町歩に上り、平均總作付反別三百萬三千五百三十八町歩の三割五分を占めて居る。而して實際に蒙つた風水旱害被害反別は年平均二十八萬二千百三十一町歩を算し、作付反別に對する割合に於ては九分を示して居る。

而して風水旱害危險性地收穫量は二千四十三萬八千五百十二石に上り、全國平均收穫量の三割五分を占めてゐるが、實際に蒙つた被害數量は百三十三萬九千八百五十一石にして、危險性地收穫量に對する被害率に於ては六分五厘を示して居る。

即ち左表の如くである。

水稻自大正七年至昭和四年十二年間風水旱害被害率表

年次	危險性地反別	危險性地收穫量	被害數量 總被害	被害數量 三割以上被害	被害率 總被害	被害率 三割以上被害
大正七年	一〇七、三一〇反	一九七、一三〇石	三二、八七三、三〇石	一一、五六八石	一六・六%	五四・八五%
同八年	一〇七、三一〇	一九七、九一〇	六五、三五六、八八	四一、八〇一、九	三三・三五六	二一・〇八二
同九年	一〇七、三一〇	二〇一、八一三、一三〇	八〇、六二四、六	五五、〇三五、八	三九・九五	二七・七一七
同十年	一〇七、三一〇	二〇七、三五九、一五	一六、一三、二五五	六九、七、八二四	七・七六六	三・三五九
同十一年	一〇七、三一〇	二〇五、七三三、一四〇	九一、六、三七	五〇、七、〇一〇	四・四六一	二・四六九
同十二年	一〇七、三一〇	二〇五、八〇〇、一四六	一〇五、三四八、〇	五九、五、七八	五・〇三六	二・八五一
同十三年	一〇七、三一〇	二〇七、八九九、一〇六	三〇〇、五、六五〇	二、三一七、一六五	一四・三八三	一〇・六五七

年次	危險性地反別	平均危險性地耕地	被害數量 總被害	被害數量 三割以上被害	被害率 總被害	被害率 三割以上被害
平均	一〇、七五二、五反	一〇、四三八、二	一、三五六、五二	六七四、二	六・五五	四・〇九
同四年	一〇、七五二、五	一〇、六四八、八	一、二六〇、〇	六五四、〇	七・八六	四・〇九
同三年	一〇、七五二、五	一〇、五三二、三	一、三五六、五	七一二、五	一・八六	一・三五
同二年	一〇、七五二、五	一〇、三五二、三	六九九、七	三五〇、三	六・七四	三・三八
同元年	一〇、七五二、五	一〇、三〇二、〇	一、二九一、六	六四四、五	一二・五二	六・二五
大正十四年	一〇、七五二、五反	一〇、二〇九、五	八二〇、六	四五二、六	七・九六	四・四〇

備考　一、危險性地耕地は道府縣別に其の危險性地反別に當該地方の前五年平均反當收穫量を乘じたるものを集計せり。
二、平均被害率は平均危險性地耕地積と平均被害數量との百分比とす。
三、本表は農林省農務局調査に依る。

今水稻の風水旱害被害率を地方別に觀るに、鹿兒島の被害率最も大にして一割二分七厘を示し、福島、群馬、宮城、和歌山、高知の諸縣順次之れに亞ぎ、被害率の最も小なるは富山の一厘にして、熊本、栃木、佐賀、石川、岐阜の諸縣順次之れに亞いで居る。即ち左表の如くである。

水稻自大正七年至昭和四年十二年間風水旱害被害率表

地方別	平均危險性地耕地一反當被害數量對收穫量割合(%)
北海道	4.905
青　森	5.060
岩　手	5.973
宮　城	5.838
秋　田	11.974
山　形	4.402
福　島	12.357
茨　城	4.209
栃　木	5.732
群　馬	6.480
埼　玉	9.066
千　葉	12.586
東　京	3.157
神奈川	7.040
新　潟	9.470
富　山	5.763
石　川	4.549
福　井	8.228
山　梨	8.588
長　野	10.169
岐　阜	3.931
静　岡	1.585
愛　知	3.588
三　重	4.697
滋　賀	6.097
京　都	5.881
大　阪	4.968
兵　庫	5.047
和歌山	11.449
奈　良	5.173
鳥　取	6.300
島　根	9.232
岡　山	8.598
広　島	5.355
山　口	4.637
徳　島	9.679
香　川	5.934
愛　媛	7.071
高　知	11.386
福　岡	8.037
佐　賀	3.286
長　崎	7.916
熊　本	3.024
大　分	3.995
宮　崎	10.408
鹿兒島	12.749
沖　縄	—
全國平均	6.556

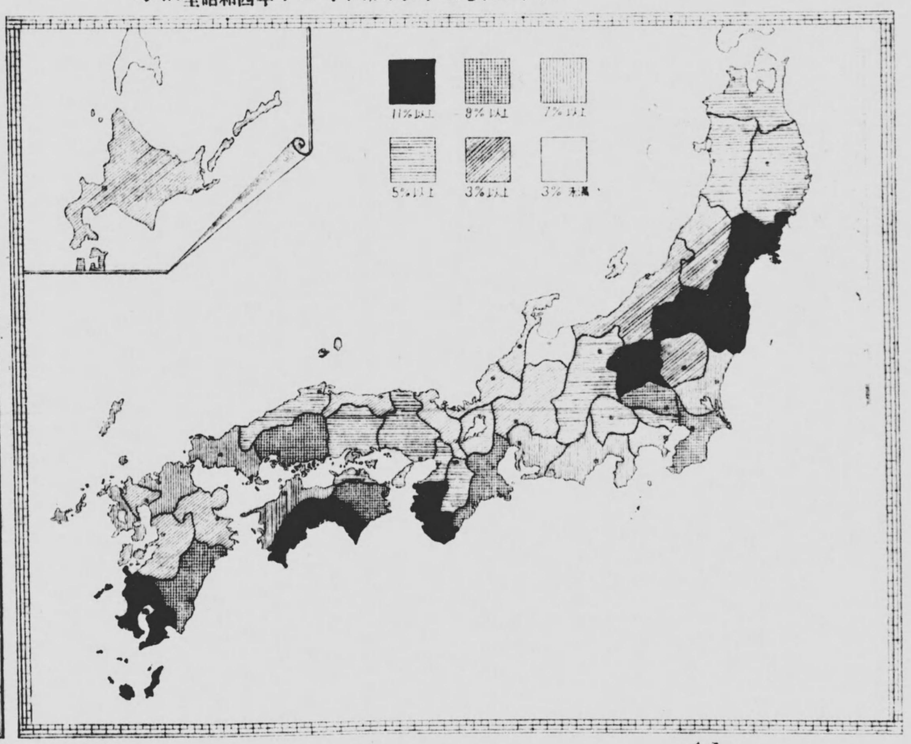

次に桑の被害狀況を觀るに桑園の風水旱凍雹害危險性反別は五十四萬九百十八町歩に上り、全國平均桑園反別五十五萬三千五百二十六町歩の實に九割七分に當つて居る。

而して風水旱凍雹害危險性地收穫量は八億七千九百六十一萬二千貫にして、全國平均收穫量十二億六千三百三十一萬千貫の六割九分を占めてゐるが、實際蒙つた平均被害數量は三千百五十八萬貫にして、危險性地收穫量に對する被害率に於ては二分五厘を示して居る。即ち左表の如くである。

桑の至自大和四七年十二年間風水旱凍雹被害率表

年次	危險性地收穫量	被害數量 總被害	被害數量 三割以上被害	被害率 總被害	被害率 三割以上被害
同十二年	八億七千〇七十二萬貫	二千〇七十六萬貫	七千三百二十五萬貫	二・九八四%	〇・八四〇%
同十三年	八億七千〇七十二萬貫	三千四百九十六萬貫	一千七百四十三萬貫	三・九六二	二・〇〇六
同十四年	八億七千〇七十二萬貫	二千六百三十三萬貫	一千七百〇三萬貫	三・〇一四	一・九五二
同十一年	八億七千〇七十二萬貫	八千二百〇四萬貫	四千三百九十二萬貫	〇・九四二	〇・五〇二
同十年	八億七千〇七十二萬貫	三千六百四十四萬貫	一千三百四十三萬貫	〇・四一九	〇・一五四
同九年	八億七千〇七十二萬貫	二千〇六十六萬貫	七百四十三萬貫	〇・二三六	〇・〇八五
同八年	八億七千〇七十二萬貫	四千八百六十九萬貫	三千二百四十九萬貫	五・五四九	三・七一四
大正七年	八億七千〇七十二萬貫	二千〇七十六萬貫	七千三百二十五萬貫	二・九八四%	〇・八四〇%
平均	八億七千九百六十一萬二千貫	三千一百五十八萬貫	一千一百二十萬貫	三・五九〇	一・二七四

備考　一、危險性地收穫量に道府縣別の危險性地收穫量を集計せるものなり。
二、平均被害率は平均危險性地收穫量と平均被害數量との百分比なり。
三、本表は農林省農務局調査に依る。

今季の風水旱凍雹害被害率を地方別に觀るに、被害率の最も大なるは岩手の九分六厘にして、茨城、宮城、廣島の諸縣順次之れに亞ぎ、被害率の最も小なるは、和歌山の五厘にして、富山、山口、新潟の諸縣順次之れに亞いで居る。即ち左表の如くである。

桑自大正七年至昭和四年十二年間風水旱凍雹害被害率表

地方別	年間風水旱凍雹害被害率(%)
長野縣	3.892
新潟	1.380
石川	9.602
岩手	7.755
宮城	2.191
山形	5.989
福島	0.948
秋田	2.749
山梨	4.942
埼玉	3.801
群馬	3.462
栃木	3.800
茨城	9.129
千葉	4.525
宮城	3.494
神奈川	1.556
靜岡	2.465
愛媛	2.929
三重	4.314
鳥取	5.955
福山	0.931
石川	1.949
福井	1.330
鳥取	2.401
岩手	2.767
宮城	3.153
大阪	3.544
和歌山	0.571
長野	4.947
鹿山	3.011
鹿山	6.184
山口	0.933
鳥取	1.409
鳥取	1.027
福島	1.869
岩川	3.229
愛媛	2.183
鳥取	3.523
福島	2.103
長野	1.088
長崎	2.501
岩手	3.396
岩手	1.966
宮城	2.383
鳥取	1.107
全國	
平均	3.590

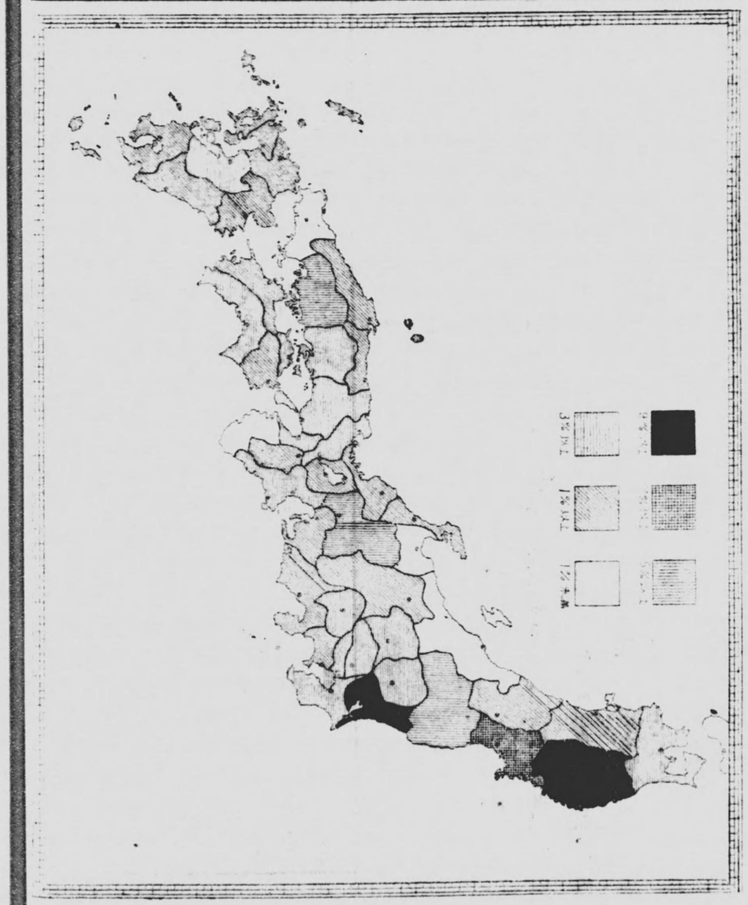

要之我國に於て風水旱害を受ける水稻の年平均被害率は六分五厘、風水旱凍雹害を受ける桑の年平均被害率は三分五厘にして被害高に於て前者は約四千萬圓、後者は約五百萬圓といふ莫大なる額に上つて居る。而も以上の數字は米に付ては風水旱害、桑に付ては風水旱凍雹害の被害のみに付て調査した結果であつて、之等に冷害、雪害、病蟲害等を加へるならば其の被害高は更に增加するものと思はれる。

以上は我國に於ける米、桑被害の一斑を述べたものに過ぎないが、是れに由つて觀るも我國の農村が天災其の他の災害に因つて蒙る年々の損害が如何に巨額に達するかを知り得らるゝのである。

最近農村經濟が全く行詰り、一般農家が疲弊困憊の極に達して居るのも、畢竟過去に於ける農作物の被害に因つて農家の受けた打擊が累年蓄積された結果に外ならぬ。而して農業保險制度が最近頻りに唱へられるのは、將來に於ける天災其の他に因る農家の打擊を最小限度に止め、行詰れる現下の農村經濟を根本的に立直さむが爲めであつて、農林省が農業保險要綱を立案するに至つたのも全く右の趣旨に出でたものである。次に簡單乍ら農業保險要綱の內容を檢討して見よう。

第五章　農業保險要綱

農林省が農業保險要綱を發表したのは昭和六年一月である。農林省は此の要綱に依つて、農業保險法を作成し、法制局の承認を經て第六十二議會に提出する筈であつたが豫算の關係で一先づ之れを見合せることになつた。

其の後も農業保險法は屢々議會の問題にはなつて居るが未だ法律とはなつて居ない。然し豫算の捻出さへつけば、近く議會に上程され法律の發布を見るに至るであらうと思ふ。

而して其の農業保險法が如何なる形式内容を持つて公布せられるかは今日の所判明して居ないが、大體農林省が過般發表した農業保險要綱に基いて發布されること、思はれるから、次に農業保險要綱の内容を極く簡單に說明し、同時に氣付いた若干の點に付て批評を加へて見ようと思ふ。

一、保險の目的

本保險に在つては農作物の收穫又は小作料の取得を保險するものとする。但し當分の内は保險の目的たる農作物は水稻、桑とし、保險の目的たるべき小作料は水稻又は桑を耕作する小作地の小作料とする。

收穫を保險することは農業保險本來の目的であるが、小作料を保險することは諸外國の農業保險にも餘り類例がないので其の實施は問題となるところが多い。

農林省が小作料を保險の目的とした理由は、災害其の他に因り收穫量が減少した場合、地主と小作人との間に小作料の減額を續つて小作問題が起り易く、又假令小作問題が起きなくとも斯る場合に於て地主が小作料の減額を行ふことは一般に行はれるところである、而して其の場合地主が大地主であるか或は他に收入の途を有する地主であれば、小作料の減免に因る損害に耐へ得るが、小作料を以つて唯一の生活資料として居る地主には、小作料の減少は直に生活の脅威となり、一般耕作者が收穫減少に因つて苦しむのと同樣であること云ふにある。即ち農業保險要綱に於ては小作

地の收穫減少に伴ふ地主の間接の損害を保險しようといふのである。斯くの如く要綱に於て小作料を保險の對象としたことに付ては地主保護に傾き過ぎるとの非難がある。然し此のことに關しては損害塡補の項に於て詳細に述べることゝした。

二、保險事故の内容

水稻に在つては暴風雨、洪水、浸水、旱魃又は一定の植物病、桑に在つては暴風雨、洪水、浸水、旱魃、凍結及び降雹を一括して保險事故とする。即ち要綱の目的とするところは一般收穫保險である。

三、保險者

元受保險は原則として郡を區域とせる相互主義に依る農業保險組合をして之を行はしめ再保險は政府之を管掌する農業保險組合の組合員の責任は保險料を限度とする。

四、被保險者

被保險者は組合の區域内に存在する耕地の耕作者（自作人、小作人）及耕地の所有者（地主）とする。

五、保險强制

（一）組合は定款を以つて一定年間組合員をして保險を繼續せしめることが出來る。

（二）耕作者が農作物を保險に附する場合は、組合の區域内に於て其の耕作する保險の目的たるべき農作物と同一種類のものは總て之を保險に附することを要する。

地主が小作料を保險に附する場合は組合の區域内に於て保險の目的たる農作物と同一種類のものを耕作する小作地の小作料は總て保險に附することを要する。

而して前二項の規定は定款の定むるところに依り災害の虞なきことの確實なる耕地の農作物又は小作料に付ては之を適用しない。

六、保險金額

保險價額の七割を以つて保險金額とする。

要綱に示せる被保險物は收穫量であるが、現實に行はれる塡補は金額を以つてせられるから、保險金額の算定には充分の考慮が拂はれなければならない。凡そ損害保險に於ける保險金額は保險物件の總價額を限度としなければならないのであるが、農業保險に於て現實に被害が生ずるのは必ずしも農作物の價格が最高の時ばかりではない。或る場合には假りに全損が生じても、其れは必ずしも所定保險金額の全損害とはならず、或は其れ以下であるかも知れない。從つて此の際保險金額の全額を支拂へば、實損害以上に塡補したことゝなる。此の危險を避ける爲めに農業保險要綱に於ては保險價額の七割を以つて保險金額と定めて居るのである。

然らば保險金額算定の基礎となる保險價額、換言すれば豫想收穫量の價額は如何にして決定するかと言ふに、水稻に於ても又桑に於ても當該地方に於ける出廻期の前三年の平均庭先相場に依つて計算される。但し、平均價が時價と著るしく相違する場合には平均價の代りに時價を標準とする。

七、保險料

元受保險組合の保險料率は確定保險料制とし各保險組合をして農林省に於て公示する保險料率算定方式（註）に則り被害率、農業氣象、地勢、用水關係、河川の情況等を調査研究し實情に則して少くとも各町村別に保險料率を算定せしめ、農林大臣の認可を受けて實行保險料率を決定するものとしてゐる。

註　農業保險法第十六條ノ二第十五條第三項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル農業保險組合ノ保險料率ハ左ノ方式ニ依リ之ヲ算定ス

八、保險責任の始期及終期

保險責任は左の趣旨に依り定款を以つて之を定める。

（一）水稻に在つては出穗期より三十日前に始まり收穫期に終る。

（二）桑に在つては發芽期に始まり晩々秋蠶上簇期に終る。但し春蠶專用桑園に在つては春蠶上簇期に終り夏秋蠶專用桑園に在つては夏蠶掃立期より十五日前に始まる。

九、損害の塡補

農業保險要綱に依れば、保險せられるものは農作物の收穫量であつて、其の價額ではない。從つて其の損害の評價も亦實際の收穫量に付いてなされる。即ち「組合ノ技術員、町村又ハ農會技術員及經驗的技術ヲ有スル農業者ヲ以テ組織スル評價委員ニ依リ之ヲ行フ」のである。而して評價總收穫量が決定され、塡補は此の評價總收穫量の損失に付て爲されるのである。

此の評價總收穫量は當該年度に保險事故がなかりせば收穫し得べかりし收穫量を意味する。從つて此の保險に於ては同じく收穫損害を塡補するにしても、其れは生產費の損失に付て爲されるのではなく、希望利益に付て爲されるのである。

乍併實際に塡補を爲すに當つては、如何なる損害でも塡補ずると言ふわけではなく、評價總收穫量の一定割合以下の損害は之を塡補しないことにして居る。即ち實際の損害が「評價總收穫量ノ三割ヲ超ユル」場合に限つて塡補されるのであり、從つて其の三割を超えた部分に付てのみ、保險救濟が爲されるわけである。實際に於ては減收量から評價總收穫量の三割を控除した殘量に對して保險救濟が爲されるのである。

之れは要するに損害の一部を被保險者自身に負擔せしめ、所謂自己保險の方法に依つて道德的危險を防止せむとする爲めである。

例へば其の年の作柄から見て全收穫の見積量を二石として、其の減收量が一石二斗であるとすれば、此の場合の損害塡補高と被保險者負擔額は次の如くである。

減收量一石二斗〔六斗……損害塡補額
　　〔六斗……被保險者の損害負擔額

若し收穫が皆無となつた場合は次の如くである。

減收量二石〔一石四斗……損害塡補額
　　〔六斗……被保險者の損害負擔額

損害の塡補が自作地の損害に對して行はれる場合には問題はないが、小作地の損害に對して爲される場合には注意を要する。何となれば、地主は一方に於て保險に依つて其の小作料の損害塡補を受けながら、他方に於て小作契約を楯にとつて小作人から小作料の全部又は一部を請求する虞れがある。從つて此の點を考慮して農業保險要綱に於ては「地主カ損害ノ塡補ヲ受ケタルトキハ其ノ額ニ相當スル部分ノ小作料ノ支拂ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス」と規定して居る。然し小作人が損害の塡補を受けた場合には、之れが爲めに地主との權利義務には何等の變更を生じないことになつて居る。而して小作人の受ける塡補は其の取得分、即ち小作地の總收穫量から小作料を控除した殘量に對してだけである。從つて此の場合に小作人と共に地主も保險に加入して居れば問題はないが、小作人だけが加入して、地主が加入して居なかつたならば、地主は一方に於て保險に依つて其の小作料の損害塡補を受けながら、依然として小作契約に基いて小作人から小作料を請求することが出來、小作人は保險に依つて救濟されたゞけは地主に對する小作料として吐き出さねばならぬことゝなり、又小作人が保險の救濟を受けて居るとなれば地主も其れにつけ入つて小作料減免等は容易に承諾しなくなるかも知れない。要するに農業保險要綱に依るときは小作人を犧牲にして地主を救濟することゝなる虞があり、救はれるのは保險料を支拂つて居る小作人ではなく、保險に加入して居ない地主であるといふやうな結果となるかも知れない。從つて右の如き不合理を除く爲めには、小作地の農作物が保險に附せられる場合に於ては地主、小作人共に加入すべき義務を負はせるのが至當であらう。斯くすれば先に述べた小作料を保險することに付ての非難の如きも當然解消することゝ思ふ。

次に保險金支拂の制限に付て述べて見よう。損害の塡補額は勿論保險金額を限度とし、組合は保險金の支拂を純保險料收入を以つて爲すのが原則であるが、若し純保險料收入の全額を保險金の支拂に充當しても尙不足する場合には如何にするのであらうか。

要綱では斯る場合の爲めに次の如く規定して居る。即ち其の年度の保險金の支拂に充てる金は前年度繰越金、當年度の收入保險料（整事業年度に對する假受保險料を除く）と收入再保險金其の他を合計した額から當年度の再保險料、事業費、共濟積立金を差引いた殘額であるが、若し玆上の金額で保險金の支拂に不足を生ずる場合には、法定準備金の四分の一を之れに加へ、尙不足する場合には不足割合と同率を以つて各人の保險金の減額を行ふものとして居る。

十　共濟積立金

農業保險組合は年々保險料の一部及剩餘金の一部を共濟積立金として積立て、組合員をして之れに對し持分を有せしめ、而して持分の計算は年々組合員の拂込保險料に應じ、事業年度の終りに於て算定加算するものとする。此の共濟積立金に對する組合員の持分の拂戻請求事項には種々なる制限があるが、主として農業保險事業以外の諸災害、例へば農作物の早冷の害、病蟲害、保險責任開始前災害、作付不能、違豐、米繭價の異常なる暴落、火災、疾病等直接保險的保護の及ばない災害のあつた場合に限定されて居る。

斯くの如き共濟積立金制度は自治協助の精神及び備荒貯蓄の精神を汲むものであり、農業保險事業と組織及內容に於て不可分の關係を保ちつゝ全面的に農村の災害救濟の目的を達成せむとするものである。

十一、再　保　險

凡そ保險には危險が分散されて居ると言ふことが絶對に必要である、而して其の危險が分散されゝば分散される程、保險の效果は大となるのである。農業保險に於ける危險は保險區域が擴くなればなる程、即ち一町村よりは一郡、一郡よりは一府縣、一府縣よりは全國に及べば更に一層の效果が得られるのである。

茲に於て農業保險に於ても初め狹い區域で保險したものを更に廣範圍に於て再び保險すると言ふ仕組が採られる。再保險制度が即ち夫れである。

農業保險の再保險組織には二つの形態がある。一つは組合の私的聯合組織で例へば町村單位の組合が郡聯合會或は縣聯合會をつくり、更に其の上に全國聯合會をつくると言ふ方法であり、他の一つは國家・公共團體に依る再保險組織である。

要綱に於ては再保險事業は政府が之を管掌し農業保險特別會計を設けて之を行はしむるのである。而して政府と農業保險組合との間の再保險關係は農業保險組合が保險の引受を爲したときは即ち元受保險が成立すると同時に發生するものとし、之を强制加入として居る。而して再保險金額は元受保險金額の七割であるから、保險價額に對しては四割九分の責任を負擔することゝなつて居る。

【參考】

農業保險要綱

一　保險ノ目的

本保險ニ在リテハ農作物ノ收穫又ハ小作料ノ取得ヲ保險スルモノトス但シ當分ノ內ハ保險ノ目的タル農作物ハ水稻及桑トシ保險ノ目的タルハキ小作料ハ水稻又ハ桑ヲ耕作スル小作地ノ小作料トス

二　保險事故

水稻ニ在リテハ暴風雨、洪水、浸水、旱魃又ハ一定ノ植物病、桑ニ在リテハ暴風雨、洪水、浸水、旱魃、凍結及降雹ヲ一括シテ保險事故トス

三　保險者

元受保險ハ原則トシテ郡ヲ區域トセル相互主義ニ依ル農業保險組合ヲシテ之ヲ行ハシメ再保險ハ政府之ヲ管掌ス農業保險組合ノ組合員ノ責任ハ保險料ヲ限度トス

四　被保險者

被保險者ハ組合ノ區域內ニ存スル耕地ノ耕作者（自作人、小作人）及耕地ノ所有者（地主）トス

五　保險強制

（一）　組合ハ定款ヲ以テ一定年間組合員ヲシテ保險ヲ繼續セシムルコトヲ得

（二）　耕作者カ農作物ヲ保險ニ附スル場合ハ組合ノ區域內ニ於テ其ノ耕作スル保險ノ目的タルヘキ農作物ト同一種類ノモノハ總テ之ヲ保險ニ附スルコトヲ要ス

地主カ小作料ヲ保險ニ附スル場合ハ組合ノ區域內ニ於テ保險ノ目的タル農作物ト同一種類ノモノヲ耕作スル小作地ノ小作料ハ總テ保險ニ附スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ定款ノ定ムルトコロニ依リ災害ノ虞ナキコト確實ナル耕地ノ農作物又ハ小作料ニ付テハ之ヲ適用セス

六　保險金額

保險價額ノ七割ヲ以テ保險金額トス

七　保險料

元受保險組合ノ保險料率ハ確定保險料制トシ各保險組合ヲシテ本省ニ於テ公示スル保險料率算定方式ニ則リ被害率、農業氣象、地勢、用水關係、河川ノ情況等ヲ調査考慮シ事情ニ應シテ少クトモ各町村別ニ保險料率ヲ算定セシメ農林大臣之ヲ認可シテ實行保險料率ヲ決定スルモノトス

八　保險責任ノ始期及終期

保險責任ハ左ノ趣旨ニ依リ定款ヲ以テ之ヲ定ム

（一）　水稻ニ在リテハ出穗期ヨリ三十日前ニ始マリ收穫期ニ終ル

（二）　桑ニ在リテハ發芽期ニ始マリ晚々秋蠶上蔟期ニ終ル但シ春蠶專用桑園ニ在リテハ夏蠶掃立期ヨリ十五日前ニ始マル

九　損害塡補

（一）　損害評價ハ組合ノ技術員、町村又ハ農會ノ技術員及經驗的技術ヲ有スル農業者ヲ以テ組織スル評價委員ニ依リ之ヲ行フ

（二）　評價總收穫量ノ三割ヲ超ユル減收アル場合ニ限リ其ノ減收量ヨリ評價總收穫量ノ三割ニ相當スル數量ヲ控除シタル殘量ニ對スル損害ヲ塡補スルモノトス

（三）　損害額ハ保險金額算定ノ基礎ト爲リタル單價ニ依リテ之ヲ算出スル但シ當該地方ニ於ケル收穫期ノ時價カ保險金額算定ノ基礎ト爲リタル價格ヨリ著シク下ルニ至リタルトキハ其ノ時價ニ依リ算出シタル額トス

（四）　組合ハ前年度繰越金、當該年度ノ收入保險料（翌事業年度ニ對スル假受保險料ヲ除ク）及收入再保險金其ノ他ノ收入ノ合

二　農業保險に關する調査

計額ヨリ當該事業年度ノ再保險料、事業費、共濟積立金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ保險金ノ支拂ニ充テ不足ヲ生シタルトキハ法定準備金ノ四分ノ一ヲ之カ支拂ニ充テ尙不足ヲ生シタルトキハ不足割合ト同率ヲ以テ各個ノ支拂保險金ヲ減額スルモノトス

（五）地主カ損害ノ塡補ヲ受ケタルトキハ其ノ額ニ相當スル部分ノ小作料ノ支拂ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

小作人カ損害ノ塡補ヲ受クルモ之ニ因リ地主トノ間ノ權利義務ニ影響ヲ及ホスコトナシ

十　諸準備金

（一）組合ハ每事業年度ノ終リニ於テ剩餘金ノ二分ノ一ヲ法定準備金トシテ積立ツルモノトス

（二）組合ハ每事業年度ノ終リニ於テ支拂備金ヲ積立ツルモノトス

十一　資金ノ運用ノ制限

組合ノ資金ハ產業組合中央金庫、信用組合聯合會若クハ信用組合ヘノ預入、郵便貯金又ハ國債、地方債若クハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲ス外他ニ之ヲ運用スルコトヲ得ス

十二　剩餘金ノ處分

剩餘金ハ之ヲ配當セス其ノ二分ノ一ハ法定準備金トシテ積立テシメ殘リ二分ノ一ハ主トシテ共濟積立金ニ繰入レシム

十三　共濟積立金

（一）每年收入保險料ノ一割五分ヲ共濟積立金トシテ積立テシム

（二）組合員ハ共濟積立金ニ對シテ持分ヲ有ス

各組合員ノ持分ハ每事業年度ノ拂込保險料ニ應シテ每事業年度ノ終リニ於テ算定加算ス

（三）持分ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ノ外之カ拂戻ヲ爲スコトヲ要ス

（イ）組合員損害ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ塡補ヲ受クルコト能ハサル金額カ一定額ヲ超ユルトキハ其超過額ヲ限度トシタル

（ロ）組合員引續キ五ケ年間損害ノ塡補ヲ受ケサル場合ニ於テ組合員ノ請求ニ因ル持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻

（ハ）組合員加入後十事業年度ヲ經過シタル場合ニ於テ組合員ノ請求ニ因ル持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻

（ニ）組合員正當ノ事由ニ因リ脫退スル場合ニ於ケル持分ノ全部ノ拂戻

（ホ）氣候不順ニ因ル不作、病蟲害、保險責任開始前ノ災害、作付不能、違約、米繭價ノ異常ナル暴落、火災、疾病其ノ他ノ災害ニ因リ持ニ組合員ニ對シ持分ノ拂戻ヲ爲ス必要アリト認メラルル場合ニ於ケル組合員ノ請求ニ因ル持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻

（四）共濟積立金ハ組合ノ事業費、損害塡補費其ノ他一切ノ費用ニ充ツルコトヲ得

十四　再保險

（一）再保險ハ之ヲ強制加入トス

（二）再保險金額ハ元受保險額ノ七割トス

（三）再保險料率ハ組合ノ保險料率中ヨリ共濟積立金ニ相當スル率及附加保險料率ヲ控除シタルモノトス

（四）支拂保險金ノ減額及剩餘金ノ配當ハ之ヲ認メス

（五）再保險ハ農業再保險特別會計ヲ設ケ之ヲ經理ス

（イ）再保險事業ニ必要ナル經費ハ政府ノ補給金ヲ以テ支辨ス

（ロ）異常ナル災害發生ニ因リ收入再保險料ヲ以テ支拂再保險金ニ不足ヲ生シタルトキハ借入金ヲ以テ支拂フモノトス

（ハ）本會計ノ積立金ハ農林大臣必要アリト認ムルトキハ農村振興ノ資金トシテ之ヲ運用スルコトヲ得

十五　政府ノ助成

元受保險組合ニ對シテ設立後五年間事務費全額ノ補助ヲ爲ス外保險料ノ一部國庫負擔等相當ノ助成ヲ爲スモノトス

結　論　農業保險の農村金融に及ぼす影響

以上を以つて大體農業保險とは如何なるものか又我國に將來行はるべき農業保險が如何なる性質、內容を有するものであるかを明らかにした心算である。最後に本調査の結論として農業保險の農村金融に及ぼす影響を各項に分けて檢討して見よう。

一、負債の防止に役立つこと

農業保險は農家の救濟を目的として生れたものであるが、相互協助の精神に基いて農業者の危險を分散するもので あるから、低利資金、救恤金、若くは租稅の減免等の如く、農業者が政府其の他の力に倚つて救濟せられるのと異なり農業者が協力一致して自力更生する制度である。從つて農業保險は農業者が不作の爲めに借金するのを防ぐ效果を持つてゐる。

二、負債の整理に役立つこと

農業保險は又既往の負擔を整理せしめる效果がある。即ち保險には必ず被保險者が一定の醵金をなして共用の準備基金を作る。而して其の全部が損害の塡補に充當されることは、危險が分散されて居る關係上極めて稀であるから、其の準備金の一部を以つて農業者の高利債を低利に借替整理せしめることが出來るのである。

三、田畑の擔保力を增大せしめること

農業保險が農村金融に及ぼす最も大なる影響は田畑の擔保力を增大することであらう。一般に家屋を抵當として貸付を行ふ場合には建物に火災保險を附することが必要であり、又無擔保金融を行ふ場合は、往々債務者の生命保險契約が必要條件となつて居るやうであるが、農作物に農業保險が附せられるやうになり、從つて田畑の擔保力を相當增大せしめる效果がある。後述の如く田畑の收益が確保せられるに至れば、

四、收穫前に於ける農作物擔保の金融及農作物の取引を圓滑ならしめること

收穫前に於ける農作物を擔保として金融することは農業保險を實施して居る米國に於ては既に熾に行はれて居り、殊に果實の場合に多いやうである。我國の農村に於ても從來農民の金融方法の一として米穀を收穫前の所謂靑田のまゝで賣買する靑田賣買なるものが行はれて來たが、農村の不況が深刻化した結果、最近は此の方法に依る者が頓に增加し、米穀は收穫前に於て殆んど收穫後の半値以下で買叩かれて居るといふ悲慘な狀態である。之れが現下の農民を苦境に沈淪せしめた大原因の一であることは謂ふまでもない。農業保險は斯る靑田賣買の弊害を除き、收穫前に於ても公正妥當な價格を以つて農作物の取引が行はれる爲めにも極めて必要なものと思はれるのである。昭和八年三月に發布せられた農業動產信用法も農漁業者の財產擔保力の擴充を圖り、其の生產資金供給の圓滑を期することが目的であるが、要するに將來の收穫を引當てとして農漁業者が借金する制度であるから、其の眞の效果を發揮せしむる爲めには、農業保險制度が竝び行はれることが絕對に必要であらうと思ふ。

五、貸付金の回收を容易ならしめること

農業保險は債務者にとつても亦債權者にとつても大なる效果がある。即ち農作物に保險が附してあれば、假令不作があつても農業者に保險金が入るので債務を負擔せる農業者は辨濟不能に陷ることなく、又債權者は回收に支障を來すことが少い譯である。殊に小作地の農作物に農業保險が附けられるに於ては農作物の豐凶如何に拘らず地主の收入は略一定するので、地主に對する貸付は其の回收上の危險の大部分が除去されることになる。

六、耕地價格の激落を防止すること

耕地の價格は大體耕地の收益を基礎とする　收益價格を基準として決定される。而して耕地の收益は年々種々な自然的及經濟的原因に因つて變動するが、主として耕地の收穫量及び農產物價格の變動に因つて高低するものであるから、耕地の價格も亦之れに從つて年々變動するのである。而して耕地の收穫量は主として天候其の他の自然的條件に因つて左右せられるのであるが、若し農業保險制度が實施せられるに至らば假令天災其の他の災害に因り收穫量が著しく平年作より減少しても、減少量の七割に相當する金額は保險金を以つて補給せられるから、農作物價格に變動のない限り、農家の收益には大なる　變化は及ぼさないものと思はれる。況んや我國耕地面積約六百萬町歩の半以上は田であり、而も米價は米穀統制法に依り最高、最低の兩公定價格の範圍内を上下するのみで、從前に比し米價變動の幅は非常に狹められた爲め、農業保險の實施と相俟つて收益に基礎を置く耕地價格の將來の變動幅は或程度まで縮少されるに至るであらう。即ち農業保險制度は米穀統制法と共に、變動常なき我國の耕地價格に或程度の安定性を與へるものであり、

此點からも農業保險は農村經濟竝に金融上に大いなる效果を齎すものと言ふことが出來よう。

農業保險が耕地の擔保價値を高め、又其の價格に或程度の安定性を與へるものであることは上述した所であるが、尙農業保險が耕地價格に及ぼす間接の影響の一として次の如きものがある。即ち農業保險は小作爭議の原因の大部分を除去し、延いて小作爭議に基因する耕地價格の動搖を或程度まで減少せしむる效果がある。

我國の小作爭議が漸く世間の注目を惹くに至つたのは大正六、七年の交であるが、爾來其の件數は年々增加し、又爭議地域も漸次全國に跨がり、殊に最近は農村不況の結果頓に其の發生度數を增加して居る。而して其の原因を檢するに、殆んど其の大部分が直接或は間接に其の動機を天災其の他に因る收穫の減少に基いて居る。而して小作爭議に因り小作料の減免が行はれ（附表四參照）、地主の純收益が減少するならば、一方に於て耕地の收益價格が下落することは自明の理であるが、他方に於て小作爭議の煩累、不快等に因り、土地に對する愛著心が喪失若くは滅殺され、之れが耕地の價格に重大な影響を與へる場合が相當に存するのである。然るに農業保險は前述の如く地主或は小作人の收益を或程度迄保障するものであつて、小作爭議の原因の大部分を除去するものであるから、斯る點より考察しても耕地價格の低落を防止し耕地價格の激變を緩和するに與つて力あるものであり、農村の協同生活に直接或は間接に好影響を齎らすものであるが、又其の反面に於ては弊害がないでもない。農業保險に於ては僅かな保險料を支拂つて置きさへすれば、災害を蒙つた場合に或程度の損失額が塡補せられる仕組になつて居るので、不心得な保險加入者は農作物被

害の原因が分明でないのに乘じて、本來豫防すれば免れ得た被害に對しても適切な豫防方法を講ぜず結局保險金で損害の埋め合せを爲さんとするが如き者の生ずる虞があるのみならず、故意に農作物の減收を企て、以つて保險金詐取の惡手段を講ずる者を生じないとも限らない。即ち農業保險は農民に怠惰心を起させ、古來我國農民の美風である勤勉努力の精神に面白からぬ影響を與へる惧れがある。

斯くの如く農業保險には良き效果のある反面に重大なる缺陷がある。乍併此の缺陷は農業保險本來の性質に基くものではなく、技術上の不備を利用して保險を惡用する結果に基くものであるから、一方に於て保險思想の普及を圖ると共に、他方に於て保險組織を完成し且つ被保險者相互に監視する方法を採つたならば、農業保險に伴ひ易い弊害は或程度まで防止することが出來るであらう。先に述べた農業保險要綱に於て歩合保險制度、即ち農作物の損害が或程度以上に達するまでは、保險金を全然支拂はない制度を採つたのも主として斯る弊害を豫防する爲めに外ならぬ。

要之農業保險制度は技術的には重大な難點を有してゐるが、其の農村金融上に及ぼす效果は敍上の如く顏る大であり、又紛糾せる農村社會問題解決上にも資するところは決して尠くないのである。既に農林省に於て農業保險要綱が立案せられ又昭和九年の凶作以來東北六縣は勿論各地の農村から農業保險即時實施の聲が頻りに擧げられて居るから、永らく懸案のまゝ放置されて居た農業保險法も近く其の發布を見、行詰れる我農村金融に新生面の開かれるのもさして遠いことではなからうと思ふのである。

附表

目次

附表一　昭和九年度に於ける農作物、耕地、山林、水產其の他被害表　……一三
附表二　昭和八年度に於ける小作爭議一覽表　……一四
附表三　諸外國に於ける農業保險概況一覽表　……二九
附表四　昭和八年度に於ける小作料減額要求歩合及同決定歩合對照表　……三八

附表一

昭和九年度に於ける農作物、耕地、山林、水産其の他被害表

地方別	總數	旱害	冷害	風水害	北陸水害
	千円	千円	千円	千円	千円
總數	六二、九八八、八八九	一三八、三六九	一四一、七九七	三一三、〇三三	三六、八〇〇
北海道及東北地方	一三四、九三五		二四、八四九	一〇〇、八六	
關東地方	三九、三〇六	八、七〇八	九、三三九	一一、一五九	
北陸地方	五六、一八三		一五、六八四	五、九五六	三四、五四二
東山地方	二八、六三三	一、一一〇	一九、二五	三三、三四〇	二、二五八
東海地方	三三、四七七	一、三八〇		三一、九七	
近畿地方	一二九、三三三	四、三二七		一二四、八九五	
中國地方	九三、七二六	二、六六六		八一、二一〇	
四國地方	五四、七〇八	二、三〇八一		三一、六二七	
九州地方（沖繩縣を含む）	八九、七五〇	八七、一三七		二、六五三	

備考　一、本表は農林省農務局調査に依る。

二、旱害及冷害は農作物のみの被害なり。

二　農業保險に關する調査

三、風水害項目別左の如し。

農作物　耕地　山林關係　水產關係　畜產關係　蠶絲關係　其の他

二六三千円　五七千圓　三三四〇　二五六千　四七千四　三三千四　七千円

農作物中水稻に就ては便宜一石二十五圓として計上したり。

附表二

昭和八年度に於ける小作爭議一覽表

區別	道府縣名	爭議件數	參加人員 地主	參加人員 小作人	關係地の種別 田	關係地の種別 畑	關係地の種別 田畑計
北海道	北海道	四三	三五二	六九	二九三町	三九三町	四一〇町
東北	青森	一四	三〇〇	三五	一四〇・七	二三・三	一六三・〇
	岩手	一一	三三	一八	七・三	五・八	一三・一
	宮城	六	一七七	三三	一五九・九	三・八	一六三・七
	秋田	二九	三七	九四	六三・五	六・四	六九・九
	山形	四四	三四	五六	三五・五	三・〇	三六・五
	福島	三五	一四	三五	一九・九	一九・六	三三・五
北陸	新潟	六	三三	一四	三・一	一・四	四・五
	富山	一	四	一	〇・三	〇・四	〇・七
	石川	一八	三五	三〇	一四・三	五・一	一九・四
	福井	三	一四	四	一・三	〇・三	一・六
關東	茨城	一〇	三三	一四	四・三	一・三	五・六
	栃木	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
	群馬	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
	埼玉	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
	千葉	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
	東京	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
	神奈川	一	一	一	〇・一	〇・一	〇・二
計		一〇〇	三五〇	一四六	四七・七	一五・三	六三・〇

道府縣名		爭議件數	參加人員		關係地の種別並反別		
			地主	小作人	田	畑	田畑計
東山	梨	三三	三四三	一六六	三六・〇町	六・九町	四四・九町
	長野	一四五	三六八	五七五	九四・六	五四・六	一四九・三
	岐阜	七三	五三四	三五三	七・五五〇一	八・〇一	五六・五〇一
	計	三五二	四八〇一	四六七	一五四・三	三二・三	六・〇〇七一
東海	靜岡	一〇	三八	六五	六・一	三五・四	三一・五
	愛知	四五	〇四〇五	一六三	六四・六	二四七・八	九四一・四
	三重	一一一	九九	一〇五	〇・〇〇〇一	五五・五	五五・五〇一
	計	一六	一四〇七	三五三	一〇〇・七	一八七・七	一九九・四
近畿	滋賀	三七	三五九	八〇	四五五・五		四五五・五
	京都	一一一	一一一	三四六	一七六・九	三一・四	一四八・三
	大阪	一五	一四〇	三〇一	一八六・四	三一・七	一九八・一
	兵庫	四三	三〇四	一六六	七三・九	一九・三	九四・三
中國	鳥取	二〇	三四	五三	三一・一	一六九・三	二〇〇・四
	島根	五	九	六八	一五五・八	四三・六	一九六・四
	岡山	四六	一一五	一五七	八三・一	一五七・七	二四〇・八
	廣島	五五	九三	一四四	四三・六	三四・五	七七・一
	山口	一四	三六	五三	一一・一	三八・八	五〇・九
	計	一三五	九六	四一〇	一五三・七	三一三・九	四六七・六
四國	德島	一五	三三	八六	三三・五	〇・〇	三三・五
	香川	一七	三三	五六	三六・六	三・五	三〇・一
	愛媛	一〇	一五五	三六	一九・三	三・三	二二・六
	高知	四	一四	一四三	六・八	三・五	九・三
	計	五六	八四	三一三	六一・一	九・三	八〇・四
九州	福岡	一四	三四	一四三	三一・六	一・一	三二・七
	佐賀	一〇一	一三三	五六	一五三・六	一・一	一五六・一
	長崎	一〇	一四	一四九	一七・九	一・一	一九・一
	熊本	一〇一	一三五	五六	一〇・〇	一・一	一一・一
	大分	一〇	一四	一四九	一七・九	一・一	一九・一
	宮崎	一〇一	一三五	五六	一〇・〇	一・一	一一・一
	鹿兒島	一〇	一四	一四九	一七・九	一・一	一九・一
	計	一一三	一〇一	四六〇	一四三・六	一・一	一四四・七

道府縣名		爭議件數	參加人員 地主	參加人員 小作人	關係地の種別並反別 田	關係地の種別並反別 畑	關係地の種別並反別 田畑計
九州區	福岡	一九三	九四三	一、七九二	九六〇・四町	一三・七町	九七四・一町
	佐賀	五〇	八二	二一六	七五・八	六・九	八二・七
	長崎	七	八	四〇〇	九・四	三〇・〇	三九・四
	熊本	一	一	二〇		二・〇	二・〇
	大分	九	一〇	三三	二八・四	・三	二八・七
	宮崎	一四	二〇	八六	七五・九	・三	七六・二
	鹿兒島	四二	一九二	六四一	一七五・八	二六八・二	四四四・〇
	計	三一六	一、二五六	三、一八七	一三二五・七	三二一・四	一、六四七・一
合計		四、〇〇〇	一四、三一二	四八、〇七三	二三、四一二・八	六、二三四・七	二九、六四七・五

備考　本表は昭和八年小作年報に依る。

附表三

諸外國に於ける農業保險概況一覽表

事項	內容	實施國名其の他
一、保險事故	雹害	獨逸、佛蘭西、北米合衆國、瑞西、墺太利、ハンガリー、和蘭、英吉利、伊太利、諾威、瑞典、丁抹、白耳義、西班牙、露西亞、加奈陀、濠洲、ブルガリヤ、チエッコスロヴアキア、ユーゴースラビヤ、ギリシヤ
	霜害	獨逸、佛蘭西、北米合衆國、ギリシヤ
	暴風	獨逸、佛蘭西、北米合衆國、丁抹、加奈陀
	洪水	佛蘭西、瑞西、北米合衆國
	旱害	墺太利、北米合衆國
	濕潤の害（雨の害）	北米合衆國
	病蟲害	北米合衆國
二、保險の目的	大麥、小麥、燕麥。稞麥、粟、黍、玉蜀黍、蕎麥、牧草、クローバー、ルーピン、豌豆、隱元豆、馬鈴薯、油菜、亞麻、大麻、桃、林檎、柑橘、葡萄、ホップ、煙草、桑、其の他の果實	前掲各國
	當該年度に於て被害なかりせば收穫し得べかりし	收穫量のみを保險するもの　前掲各國（雹、霜、一般收穫保險）

事項	內容	實施國名其の他
三、被保險利益	收穫量、即ち所謂希望利益を保險するもの	北米合衆國（一八九九年一般收穫保險竝現に實行しつゝある霜害保險）
	收穫量と同時に價格をも保險するもの	北米合衆國（一九二〇年及一九二三年の一般收穫保險）
	農產物の生產費を保險するもの	北米合衆國（信用收穫保險）
	農業者に前貸したる者に對し農業者の農作物收穫に依る其の借入金辨濟義務履行の信用を保險するもの	前揭各國
四、保險樣式	個別收穫保險樣式　雹害保險	北米合衆國（アルカンサス、カリホルニヤ、コロラド、フロリダ、ルイジアナ等の各州）、佛蘭西
	個別收穫保險樣式　霜害保險	佛蘭西、瑞西
	個別收穫保險樣式　洪水保險	北米合衆國（南ダコタ・北ダコタ・モンタナ諸州、南海岸及太平洋岸各州）
	一般收穫保險樣式　霜害、暴風、洪水、濕潤、旱害及病蟲害等に關する一般收穫保險	獨逸、バイエルン國立雹害保險所
	一般收穫保險樣式　雹害及霜害に關する一般收穫保險	ギリシヤ中央雹害保險所
	一般收穫保險樣式　國營	露西亞
	一般收穫保險樣式　國立又は州立保險所	獨逸、バイエルン國立雹害保險所 奧太利國立雹害保險所 西班牙國立農業保險所 ブルガリヤ國立雹害保險所 ギリシヤ中央雹害保險所 濠州クヰンスランド州立雹害保險所 加奈陀サスカチユウワン及アルバータ各州立雹害保險所 北米合衆國（北ダゴタ・南ダゴタ・モンタナ・ネブラスカ・オクラハマ）各州立雹害保險所
五、經營主體	官公營	
	民營　相互保險組合	獨逸、佛蘭西、和蘭、北米合衆國、瑞西、伊太利、英吉利、諾威、瑞典、丁抹、西班牙
	民營　相互保險會社	瑞西、北米合衆國、奧太利、伊太利
	民營　株式保險會社	獨逸、佛蘭西、北米合衆國、奧太利、伊太利、英吉利、加奈陀、濠洲
六、被保險者	耕作者 耕作者及地主 耕作者に前貸したる者	獨逸、瑞西、北米合衆國、奧太利、伊太利、英吉利、和蘭、諾威、瑞典、丁抹、濠洲 佛蘭西、北米合衆國、加奈陀 北米合衆國（信用收穫保險）
七、保險強制	加入に關する強制	北米合衆國（南、北ダコタ）、加奈陀（サスカチユウワン）各州立雹害保險所
	加入に關する強制　凡ゆる農耕地に對し均等耕地稅を課するもの	北ダコタ（一エーカーに對し一仙）サスカチユウワン（一エーカーに對し四仙）各州立雹害保險所
	脫退に關する制限	佛蘭西の雹害又は霜害相互保險組合
	保險目的に關する強制	獨逸バイエルン國立雹害保險所、雹害保險株式會社、佛蘭西の相互保險組合、北米合衆國各州立雹害保險所
	保險目的に關する強制　被保險者の栽培せる同一種類に屬する農作物は全部保險に附せしむるもの	獨逸バイエルン國立雹害保險所 ブルガリヤ國立雹害保險所 北ダコタ、南ダコタ、モンタナ、ネブラスカ各州立雹害保險所 サスカチユウワン、アルバーター各州立雹害保險所
	保險料徵收に關する強制　國稅強制徵收の方法に依り稅務官吏をして徵收せしむるもの	佛蘭西の相互保險組合、獨逸の相互保險組合、バイエルン國立雹害保險所
八、加入金	保險料以外に組合又は保險所に加入する初年度に於て手數料として加入金を徵收し之を準備積立金に繰入るゝの制度	

事項	内容	實施國名其の他
九、保險期間	組合の存續する限り保險關係は其の効力を有し毎五年（又は十年）の期間の終りに於てのみ豫告脫退を認むるもの	佛蘭西雹害相互保險組合 プレンタン霜害相互保險組合
	六年保險、三年保險、一年保險の三種	獨逸のライプチッヒ雹害相互保險組合
	三年乃至五年保險	北米合衆國ミネソタ、アイオワ其の他東部諸州の相互會社
	一年保險、年々繼續保險及數年保險（六年以上たることを得ず）の三種	獨逸の株式會社
一〇、保險金額	保險金額の決定方法 普通の年に於ける收穫量（又は前數年間の平均收穫量）に時價（又は前數年間の平均單位價格）を乘じ以て價額に換算して決定するもの	獨逸及佛蘭西の霜害又は雹害相互保險組合、北米合衆國の一般收穫保險、霜害保險、信用收穫保險等の會社
	所謂投下資本（被保險農作物の栽培準備、栽培及收穫等に要する費用、種子代及地代を加へたるもの）を基礎として決定するもの	北米合衆國の一九二〇年及一九二三年の一般收穫保險を實行したる會社
	保險金額を均一に一定ぜるもの	南北ダコタ、モンタナ、ネブラスカ各州立雹害保險所
	評價總收穫量と保險契約に定めたる單價との積を以て評價總收益價額とするもの（約定價額主義）	佛蘭西の霜害、雹害相互保險組合
	契約當時の保險金額と收穫量の減少に應じ減額するもの（時價主義）	パイエルン國立雹害保險所
	評價總收穫量と評價收益價額と被害當時の時價との積を以て評價總收益價額とするもの（時價主義）	パイエルン國立雹害保險所
	契約當時の保險金額と評價總收益價額との差額が保險金額の二〇%以上なるとき其の差額だけ保險金額の減額を行ふもの	獨逸の雹害相互保險組合
	契約當時の保險金額と評價總收益價額との差額が保險金額の二〇%以上なるときは評價收益價額迄保險金額を減額するもの	獨逸の雹害保險會社
一一、保險料制度 確定保險料制度	純然たる確定保險料制	獨逸、佛蘭西、北米合衆國、埃太利、伊太利等の各雹害保險株式會社
	損害塡補の減額を留保せる確定保險料制	パイエルン國立雹害保險所 ブルガリヤ國立雹害保險所 北米合衆國の北ダコタ其他五州立雹害保險所 佛蘭西雹害相互保險組合及雹害再保險金庫
非確定保險料制度	保險料轉嫁制（後拂保險料制）	獨逸相互保險組合、北米合衆國相互保險會社
	保險料追徵制	パイエルン國立雹害保險所 埃太利國立保險所 北米合衆國各州立保險所
保險所	一・六四%乃至〇・九八% 一・二〇%（最高） 七・五〇%乃至一・七〇%	獨逸
相互組合	二・四二%乃至〇・五一% 七・九二%（最高）	佛蘭西

事項	内容	實施國名其の他
三、保險料率	相互保險會社	六・〇〇%乃至一・〇〇%乃至〇・六〇%乃至二・五〇%	瑞西 墺太利 北米合衆國
	株式會社	四・〇〇%乃至〇・八〇%乃至一・四〇%乃至一・八〇%乃至二・〇〇%（最高）	獨逸 佛蘭西 墺太利
		支拂ひたる保險料が受取りたる壇補額より大なる場合保險料は被害なかりし各年度に於て二%宛八〇%に達する迄累加減額す	北米合衆國
四、保險料の減額		四箇年間損害なかりしとき又は四箇年間損害壇補を爲さゞりしときは保險料五%を減額す其の後尚損害なかりしときは一〇%に達する迄五%に毎年一%宛累加減額す、保險料の減額を爲したる後損害ありたるときは壇補金支拂の際左の率に依り減額歩合を減ず 第一回の被害ありたる場合一〇% 引續き第二回の被害ありたる場合一五% 引續き第三回の被害ありたる場合二五% 既に減額を爲せるも尚又四箇年間雹害なかりしときは更に五%の減額を爲す（第一項參照）	獨逸バイエルン國立雹害保險所
			獨逸ライプチッヒ雹害相互保險組合
		第一回　保險者の選定したる評價人をして評價せしむ 第二回　第一回評價に付き異議あるときは當事者の選定せる二名の評價人をして評價を行はしむ 第三回　前回の評價に付き尚協議調はざるときは第二回評價人合意を以て擔め選任せる第三の評價人が爭點に付き仲裁決定を爲す	獨逸の雹害保險株式會社及雹害相互保險組合、佛蘭西の霜害相互保險組合
五、損害評價に關する制度		第一回　地方廳の同意を得て保險所の任命せる鑑定人之を行ふ 第二回　被保險者異議あるときは州議會が擔め任命せる鑑定人中より選任し之に委任す 第三回　尚異議あるときは申請に因り保險所仲裁々判所之を決す	
六、損害額の決定方法		第一回　保險所の指定せる評價人之を行ふ 第二回　第一回の評價に對し被保險者異議あるときは請求に因り保險所は評價人をして再評價を行はしむ 第三回　尚異議あるときは被保險者及評價人は夫々第三者の仲裁人一名宛を選任し此の選任せられたる二人は第三者一名を選任し以上三名の多數決により決定す	北ダコタ州立雹害保險所
	約定主義	保險金額と實收穫價額との差額を損害額とするもの	佛蘭西の雹害又は霜害相互保險組合及獨逸の雹害保險會社、北米合衆國の雹害相互保險會社
	時價主義	被害數量に約款に定めたる單價を乘じたるものを以て損害額とするもの（約定價額主義） 被害數量に時價を乘じたるものを以て損害額とするもの（時價主義）	バイエルン國立雹害保險所及獨逸雹害相互保險組合
		被害數量に平均價格を乘じて算出したる價額中より收穫に要すべかりし不要費用を控除したる殘額を以て損害額とするもの	瑞西の雹害相互保險會社
		北米合衆國に於ける一九一七年一般收穫保險を行ひたる會社	
		北米合衆國に於ける一八九九年、一九二〇年、一九二三年に一般收穫保險を行ひたる會社及霜害相互保險會社	

事項	内容	實施國名其の他
減收あるも市場價格が保險金額算定の基礎たりし單價より騰貴せるときは實收穫價額（實收量と單價との積）と保險金額との差額を以て損害額とし市場價格が下落したる場合には減收量に其の市場單位價額を乘じて算出したる額を以て損害額とするもの	保險所	北米合衆國に於て一九二一年以來一般收穫保險を實行したる會社及一九二三年信用收穫保險を實行したる會社
	六%以下の損害は之を不塡補とせるもの	
	一〇%以下の損害は之を不塡補とせるもの	バイエルン國立雹害保險所
	三%乃至一〇%以下の損害は之を不塡補とせるもの	北ダコタ州立雹害保險所
	四%乃至八%以下の損害は之を不塡補とせるもの	獨逸の雹害保險組合
	一〇%以下の損害は之を不塡補とせるもの	伊太利の雹害保險組合
一六、小額損害不塡補制	相互組合	佛蘭西の雨害又は雹害保險組合
	相互會社	瑞西雹害保險會社
	八%以下不塡補とせるもの	獨逸及北米合衆國の雨害又は雹害保險會社
	株式會社	バイエルン國立雹害保險所、佛蘭西の相互保險組合、瑞西のナショナルスイス洪水保險會社
	五%乃至一〇%以下不塡補とせるもの	北米合衆國の一九二一年以後の一般收穫保險會社
	損害額の十分の一は之を自己保險とし塡補せざるとするもの	佛蘭西プレンタン雨害相互保險組合
一七、歩合保險制	全損の場合は損害額が災害發生當時迄に支出したる生産費の七十五%又は保險金額の七十五%を超ゆるときは其の超過部分は塡補せざるとするもの	
	全損の場合に於ける損害塡補額は葡萄に在りては損害額の二十分の十六、其の他の物に在りては二十分の十七を超ゆることを得ざるものとせるもの	

一八、塡補金減額制度	收入保險料と準備金其の他の積立金の一定割合の額との合計額を以てするも尙塡補金に不足を生ずるときは不足率と同率を以て各個の塡補額を減額す	
一九、再保險の經營主體	官公營	獨逸相互保險組合及バイエルン國立雹害保險所、佛蘭西相互保險組合、墺太利國立雹害保險所、ブルガリヤ國立雹害保險所
	株式會社	ギリシヤ中央雹害保險金庫、西班牙國立農業保險所
	相互組合聯合	獨逸、瑞西、墺太利
		佛蘭西の農業雹害相互再保險中央金庫、農業雹害相互保險縣金庫
	一八八四年國立雹害保險所創立に對し百萬馬克一九〇四年百五十萬馬克を醵出し更に創立當初より年々二十萬馬克宛の補助金を交付しつゝあり尙雹害保險組合に對し國庫補助及資金の貸付を爲しつゝあり	獨逸
	雹害相互保險組合に對し年々國庫補助金を交付しつゝあり	佛蘭西
二〇、國庫補助	一八九三年十二月の聯邦法律及同法施行規則に依り各州が其の州内に於ける保險證券の費用及保險料の一部竝に積立金に充當せしむる爲に交付する補助金に對する約半額の補助を爲すことゝせり一九二四年度瑞西聯邦の補助金は七百七十五萬七千百七十四法、カントン州のみの補助金は一千七十四萬八千三百四十七法なり	瑞西
	國立雹害保險所に對し年々八萬クローネの國庫補助金を交付するの外其の經營費に充つるため年々二十萬クローネを限度とする無利息資金の融通を爲しつゝあり	墺太利
	一九一〇年十二月二十六日の法律に依り一八一一年國立雹害保險所を設け政府は本保險所創立に際し百萬レバの資本金を醵出したるの外每年三十萬レバの補助金を交付しつゝあり	ブルガリア

事項	内容	實施國名其の他
	一九二七年政府は二千萬ドラックムを醵出して中央罹害保險所を設立し一九二八年より事業を開始し同保險所に對し毎年一千萬ドラックムの補助を爲しつゝあり	ギリシヤ

備考　本表は農林省農務局調査に依る。

附表四

昭和八年度に於ける　小作料減額要求歩合及同決定歩合對照表

決定歩合 ＼ 要求歩合	一時的減										一時的									
	一割五分	二割	二割五分	三割	三割五分	四割	四割五分	五割	六割	七割	一割五分	二割	二割五分	三割	三割五分	四割	四割五分	五割	六割	七割
一割																				
一割五分																				
二割																				
二割五分																				
三割																				
三割五分																				
四割																				
四割五分																				
五割																				
六割																				
七割																				
八割																				
九割																				
全免																				
相當減																				
小計																				
要求撤回																				

備考　本表は昭和八年小作年報に依る。

三　信用組合に關する調査

全國信用組合普及狀況地方別表（昭和九年六月末現在）

地方別	戸數ニ對スル組合員數ノ割合(%)
北海道	21.7
青森	28.5
秋田	40.8
岩手	34.3
宮城	29.8
山形	34.9
福島	25.1
新潟	44.3
富山	60.9
山梨	37.0
埼玉	45.3
群馬	36.8
栃木	39.4
茨城	20.2
千葉	30.7
東京	7.4
神奈川	11.0
静岡	40.5
愛知	21.9
三重	44.4
岐阜	54.3
長野	55.8
石川	41.2
福井	37.9
滋賀	65.6
京都	39.0
奈良	25.8
大阪	10.3
和歌山	48.0
兵庫	32.7
鳥取	48.9
島根	35.2
岡山	55.1
広島	74.9
山口	59.7
徳島	33.1
香川	61.6
愛媛	41.0
高知	45.6
福岡	34.4
佐賀	64.1
長崎	29.5
熊本	22.0
大分	24.9
宮崎	43.1
鹿児島	57.7
沖縄	18.0
平均	33.0

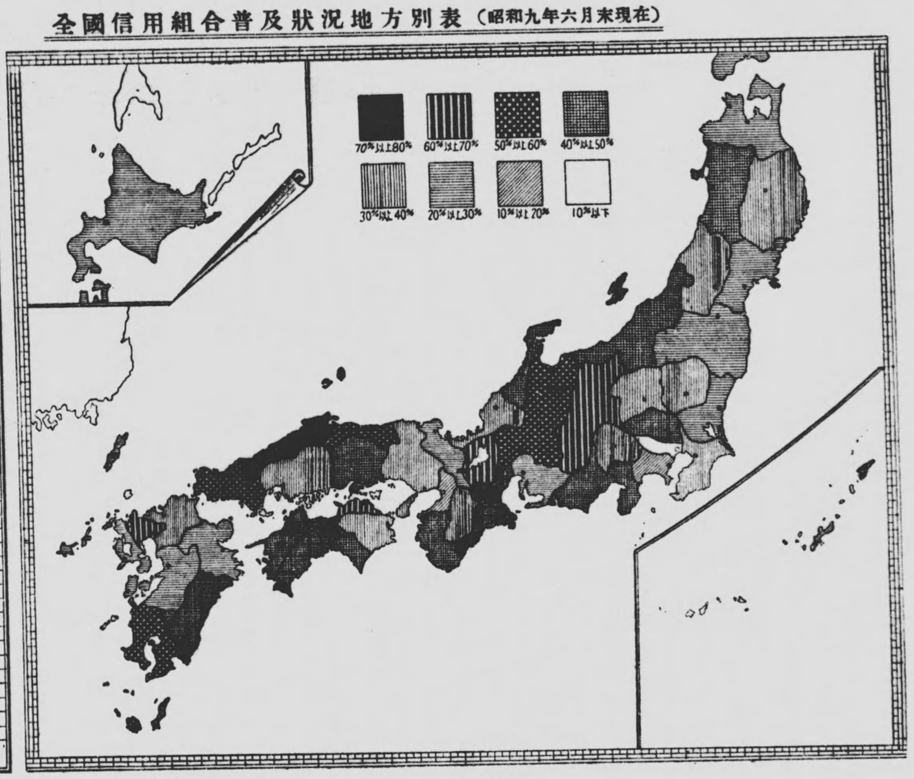

三　信用組合に關する調査

目　次

はしがき……一三
第一章　信用組合の發達……一三
　第一節　沿　革……一三
　　第一　産業組合法制定の由來……一三
　　第二　産業組合法中信用組合に關する改正要點……一三
　　第三　産業組合中央金庫……一四
　　第四　統計的觀察……一四
　第二節　最近の傾向と將來の豫想……一四
第二章　信用組合の發達と不動産金融……一四
　第一節　貸　付……一四

目　次

目次

第一　總括……一三三
第二　不動産抵當貸付……一四
第二節　信用組合の貸付金の將來……一五
附表……一五

三　信用組合に關する調査

はしがき

産業組合制度は我國に移植せられてから、未だ僅かに三十有餘年に過ぎないが、極めて順調なる進歩發達を遂げ、我が國民經濟の振興に寄與する所が甚だ尠くなかつた、殊に農村に於ける信用組合は其の發達が甚だ顯著であつて、今や庶民金融機關として地方經濟界に牢固として拔くべからざる地歩を占めて居る。而して市街地に於ける信用組合は農村に於ける信用組合の如く其の發達が著しくなかつたけれど、大正六年産業組合法が改正され、其の機能が擴充されて以來漸次發展の傾向を示すに至つた。本調査に於ては、我國に於ける信用組合發達の狀況と他の金融機關との關係、殊に不動産金融機關との關係を說明し、最後に信用組合の發達が、不動産金融に及ぼす影響に付き研究して見ようと思ふ。

第一章　信用組合の發達

第一節　沿革

第一　産業組合法制定の由來

我國に信用組合が發達したのは明治三十三年産業組合法の制定實施以後のことであるが、信用組合類似の協助的組合は古くから存在して居た。彼の賴母子講、無盡及報德社等の如きが夫れである。乍併當時は文化尚未だ開けず、法制も亦備はらなかつた爲め、其の組織、機能共に極めて不完全であつて、今日の産業組合とは比すべくもなかつた。然るに明治の中葉に至り報德社の如き相互團體を、信用組合組織に革め、以て小農業者に金融の便を得せしむるの緊要なることが提唱され、漸次世論を支配するに至つた。茲に於てか、明治二十四年品川彌二郎氏入りて内務大臣の職に就くや、平田東助氏をして信用組合法案を起草せしめ、第二議會に提出した。乍併第二議會は直ちに解散せられ、法案は不成立に終つた。けれど兩氏の熱心なる遊說の結果、明治二十五年八月靜岡縣掛川町に初めて信用組合が設立せられ、爾來相踵いで各地に此の種の組合が設立せらるゝに至り、明治二十九年には信用組合數百一、組合員數一萬八千人、財産四十二萬圓に上り、三十一年には組合數百四十四、組合員數二萬人、財産九十二萬圓に達するに至つた。仍て政府は此等既設の信用組合と將來設立さるべき各種の組合を法人として有機的活動を爲さしめ、地方經濟の發達に

資益するの緊要なるを認め、獨逸の産業經濟組合の組織を參酌して新に産業組合法案を起草し明治三十年第十議會に提出したが、會期切迫の爲め、遂に審議未了に終つた、けれど政府は該法制定の急務なることを痛感して居た爲め、更に若干の修正を加へて、明治三十二年再び第十四議會に提出し、其の協賛を經て翌三十三年三月法律第二十四號を以て之を公布し、同年九月より施行されたのである。

第二　産業組合法中信用組合に關する改正要點

爾來産業組合法の改正せらるゝこと實に七回に及んだが、其の中信用組合に關するものを擧ぐれば左の通である。

1. 明治三十九年第一次改正　信用組合の他業兼營を認めたこと。
2. 明治四十二年第二次改正　(一)信用組合に僞約加入の制度を設け又(二)聯合會の設立を認めたこと。

聯合會が認められるに至つたのは産業組合の發達に伴ひ、組合の聯絡を緊密にし、資金需給の圓滑を圖る必要からである。信用組合聯合會は道府縣を區域として組織せられ、單營聯合會は信用組合のみを以つて組織し、兼營聯合會は信用組合以外の組合をも加入せしめて居る。其の主たる目的は其の所屬組合の餘裕金の受入れ及之に對する貸付を爲し、以つて其の區域内に於ける資金の過不足を調節するにある。

3. 大正六年第三次改正　(一)信用組合に經濟資金の貸付を認めると共に、(二)所謂家族貯金及團體貯金の取扱を許し、(三)所謂市街地信用組合の制度を設け、尚(四)信用組合聯合會は所屬組合又は所屬聯合會の爲めに日本勸業銀行、北海道拓殖銀行又は農工銀行に對し債務の保證を爲し、且つ其の債務に付ては取立の委任を

受け得ることゝしたこと。

明治四十一、二年頃大藏省に於て金融機關の體制を整備する必要上、庶民金融機關に關する調査を行つたが、其の結果中小商工業者の金融の便を圖る爲め、庶民銀行設立の急務なることが認められた。其の後歐洲大戰が勃發して、我國の海外貿易は長足の進歩を遂げ、各種商品の輸出遽かに增加するに至つたが、市街地に於ける中小商工業者に對する金融が兎角圓滑を缺いた爲め、動もすれば粗製濫造の弊に陷り易いので、斯かる弊害を除き我が商品の聲價を高むる爲め、庶民銀行特設の必要が唱道せられ、終に特別法の立案を爲すに至つたが、庶民銀行と云つても要するに信用組合の如き相互組織のものでなければ、その成績を擧げることが困難であり、また信用組合夫れ自身が一の重要なる庶民銀行に他ならないので、特別法の制定は之を見合せ產業組合法を改正して市街地信用組合を設くるに至つたのである。而して市街地信用組合は市制施行地及び主務大臣の指定した市街地に於ける信用組合であつて、從來の信用組合と異なる點は、定款の定むる所に依り手形の割引を行ひ、且つその區域内に於ける組合員外の貯金をも取扱ひ得るが、他業の兼營を許されないことである。

4. 大正十二年第五次改正　產業組合中央金庫法の制定に伴ひ、信用組合聯合會はその所屬信用組合又は信用組合聯合會の爲めに產業組合中央金庫に對し、債務の保證を爲し且つその債務に付き取立の委任を受け得ることゝした。

5. 昭和七年第七次改正　（一）市街地信用組合及特殊の購買組合を除き、產業組合は總て無限責任又は保證責任組織、產業組合聯合會は總て保證責任組織とし、（二）道府縣を區域とする信用組合聯合會は所屬信用組合又は信用組合聯合會に對し手形の割引を爲し得ることゝした。

第三　產業組合中央金庫

產業組合中央金庫の設立は明治三十九年以來の懸案であつたが、その愈々具體化して產業組合中央金庫法の公布されたのは大正十二年四月で、その實際營業を開始したのは翌大正十三年三月である。

產業組合中央金庫は產業組合及びその聯合會を以て組織せられ、所屬產業組合及び聯合會に對し、無擔保にて五箇年以内の定期償還貸付、手形の割引、當座預金貸越及び爲替業務を行ふことを以てその主たる業務として居る。現在資本金は三千七十萬圓（出資口數三十萬七千口、一口百圓）で、その内一千五百萬圓は政府の出資である。而して運轉資金は預り金と債券資金とを以て充てることになつて居るが、預り金は所屬產業組合及び同聯合會の外總ての產業組合、同聯合會、公共團體、營利を目的とせざる法人からも受け入れることを許され、また產業債券は拂込資本金額の十倍を限り發行することを許されて居るが、貸付金現在高、割引手形現在高及びその所有に係る有價證券の現在價額を超過してはならぬことになつて居る。

產業組合中央金庫法は制定以來二回に亘つて改正せられ、昭和六年の第一次改正に於ては三十箇年以内の無擔保年賦償還貸付、有價證券の保護預り及びその委託賣買が認められ、また昭和七年の第二次改正に於ては餘裕金の運用方法が擴張された。而してその第二次改正と同時に「產業組合中央金庫特別融通及損失補償法」が制定された、蓋し同法

の制定は近時財界の不況に伴ひ、都鄙を通じて中小商工業者に對する信用組合及び同聯合會の貸付金が固定し、著しくその機能を阻害するに至つた爲め、これを解放して資金の流動を圓滑にし、金融の疏通を圖らんとするのがその目的であつた。斯くて政府は産業組合中央金庫に對し低利の資金を供給して、その活動を援助すると共に、中央金庫が該資金の融通に因りて損失を受けたるときは、三千萬圓を限りこれを補償することゝした。

我國に於ける産業組合系統の金融機關は、敍上の如く最初は單營の信用組合のみであつたが、次で兼營組合が認められ、また聯合會が設けられ、中央金庫が設立せらるるに至り、その體系は整ひ、業務の範圍も亦漸次擴充されたのである。斯くて我國の信用組合は原則として三階級となり、第一次の機關たる信用組合は市町村を區域とし、個人を以てこれを組織し、第二次の機關たる信用組合聯合會は府縣を區域とし、信用組合、事業組合及びその聯合會を以て組織し、また此等組合の中央金融機關たる産業組合中央金庫は全國を區域とし、信用組合聯合會及び事業組合聯合會の外單獨組合も凡て加入し得ることゝなつて居る。

第四　統計的觀察

我國に於ける信用組合發達の經路は略前述の如くであるが、更にこれを統計的に觀察すれば左の如くである。

一、信用組合

イ、組合數　信用組合數は産業組合法の制定當時に於ては僅に十三に過ぎなかつたが、昭和九年末には一萬二千六百七十八の多數に上つた。而して組合數が別表に示すが如く大正十四年以降數年間減少するに至つたのは不良組合の整理されたことも其の一因であるが、從來部落を單位として組織されて居た組合を合併整理して町村を單位とする組合に改編したことも亦其の重要なる一原因たることを失はぬのである。由來我國の信用組合は先づ農村に普及發達し、市街地には極めて少數の組合が存在して居たに過ぎなかつたが、大正六年産業組合法の改正以來、市街地に於ける信用組合は漸次增加して昭和九年末には二百七十一を數ふるに至つた。

ロ、組合員數　信用組合の組合員數は明治四十四年には四十四萬人に過ぎなかつたが、逐年累加して大正十年には二百萬人に達し、大正十五年には三百萬人を超えるに至つた。而して其の後組合數は前述せるが如く一時漸減の傾向を辿つたが、組合員數は引續き增加の一途を辿り、昭和九年六月末には四百十四萬人に達するに至つた。

ハ、出資金　信用組合の出資金は大正五年には二千七百萬圓、拂込濟出資金は二千萬圓に過ぎなかつたが、大正十五年には出資金三億七百萬圓、拂込濟出資金一億二千七百萬圓に達し、其の後尙引續き累增して昭和九年六月末には出資金二億七千五百萬圓、拂込濟出資金二億一千六百萬圓を算するに至つた。

ニ、貸付金　信用組合の貸付金は大正五年には五千二百萬圓であつたが、大正十年には一億八千六百萬圓に上り、爾來尙引續き增加して昭和九年六月末には十億一千七百萬圓に達するに至つた。

ホ、貯金　信用組合の貯金は大正五年には二千九百萬圓に過ぎなかつたが、同十年には一億二千四百萬圓に、同十五年には六億五千四百萬圓に達した。而して其の後も引續き增加の一途を辿り、昭和五年には十一億八百萬圓を算するに至つたが、爾來稍減少の傾向に轉じ、昭和八年六月末には十億六千三百萬圓を示した。斯くの如く信用組合の貯

金が昭和五年以降減少を示したのは、近時農村の不況が深刻化した爲め、貯金の拂戻を受けて生計の資に充てる者が續出したのに因るものと思はれる。乍併昭和九年に入つて此の趨勢も漸く止み貯金は再び增加の傾向に轉じ、同年六月末には十一億七千九百萬圓に達した。

二、市街地信用組合

市街地信用組合は前述の如く其の發達が比較的新しく、組合數も農村信用組合に比較すれば遙かに少ない。乍併昭和九年の數字に依れば、市街地信用組合の一組合平均組合員數竝に一組合員平均出資金は夫々信用組合總平均の三倍弱に該當し、貸付金も信用組合の一口平均二百七十二圓に對し、市街地信用組合の夫れは七百六十八圓を示して居るのであつて、市街地信用組合が農村信用組合に比し其の規模が著しく大なることが知られる。

三、信用組合聯合會

信用組合聯合會は明治四十二年の產業組合法の改正に依つて始めて認められたものであるが、當時は一郡又は數郡を區域とするものが大部分であつた。然るに其の後各種の組合事業が盛んとなり、組合員の貯金も著しく增加した爲め、一郡又は數郡を區域とするが如き小規模の組織を以てしては到底信用組合聯合會の眞の機能を發揮することが出來なくなり、漸次道府縣を區域とする聯合會に合一される傾向を生じて來た。從つて信用組合聯合會數は大正十一年の九十一を最高とし、爾來漸減の趨勢を辿り、昭和九年末には僅に五十一に減少するに至つた。乍併貸付金竝に貯金は累年增加の傾向を示し、昭和九年六月末には貸付金は一億三百萬圓、貯金は二億四千一百萬圓に達した。

四、產業組合中央金庫

產業組合中央金庫は前述の如く近年の施設に屬するが、急速なる發達を示し、預り金、貸付金の孰れの方面に於ても著しい躍進の跡が窺はれる。即ち預り金は大正十四年には六十萬圓に過ぎなかつたが、昭和四年には三千八百六十萬圓、同七年には四千二百萬圓となり、更に翌八年には一躍八千萬圓に、同九年には一億六百萬圓に激增して居る。又貸付金も大正十四年には三百五十萬圓であつたが、昭和四年には五千二百八十萬圓となり、同七年には九千六百萬圓に增加し、更に同八年には一億三千九十萬圓に、同九年には一億五千四百萬圓に達し、預り金及貸付金共に昭和八年に至つて激增を示して居る。斯くの如く昭和八年に於て預り金の激增したのは、昭和七年に於て地方銀行中に休業するものが續出した爲め、信用組合系統の金融機關が著しく利用され、信用組合聯合會の預り金が激增したのに因るものであり、貸付金の激增したのは、昭和七年に制定せられた產業組合中央金庫特別融通及損失補償法に依る特別融通資金其の他の低利資金の供給が巨額に達したのに因るものである。

以上述べたところを表示すれば附表第一表乃至第七表の如くである。

第二節　最近の傾向と將來の豫想

信用組合及其の系統機關の發達の經過は上述の如くであるが、此等の機關は現在果して充分其の機能を發揮して居るであらうか。試みに信用組合系統機關の資金狀況を概觀するに次の如くである。

（一）各機關を通じ運轉資金の大部分は預り金を以て構成され、系統機關の受信業務が比較的良好なることを示して居る。

（二）餘裕金中預け金が其の大部分を占めて居ることは系統機關が努めて資金の固定するのを避けて居る證左とも考へられるが、寧ろ授信業務の不振を示すものと言ふべきであらう。殊に信用組合聯合會に於ては最近餘裕金が貸付金の約二倍に達して居る。斯くの如く聯合會の餘裕金が增加したのは、中央金庫の特別融通資金竝に普通資金の貸付が旺盛となり、組合に對する直接貸付が增加したことも其の一因であらうが、主として授信業務の不振に因ることは之を否み得ない。

（三）次に借入金及預け金に付ては最近系統機關の利用が著しく增加して居る。之は組合精神が一般に普及した結果とも見られるが、預け金に付ては、昭和二年の金融恐慌以來地方銀行の信用が著しく低下した爲め、勢ひ系統機關を利用するやうになり、又借入金に付ては最近政府の低利資金が中央金庫其の他の系統機關を通じて盛んに貸出されるやうになつた爲め、他の金融機關を利用する必要の尠くなつたことが其の重要なる一因であらう。

（四）信用組合の貸付金と貯金との利差は四分五厘程度である。營利組織の普通・貯蓄銀行の貸付金と定期預金との利差が昭和八年末に於て四分三厘を示したことから考へれば、非營利組織の信用組合の貸付利率には尚改善の餘地が充分に存するものと思ふ。

（五）最後に貸付金の擔保別及用途別を觀るに、近年有擔保貸付が增加し、從つて貸付が一般に長期となる傾向を示し、又農村信用組合に在つては農業資金等の產業資金の貸付が減少し、舊債借替資金、經濟資金等の非產業資金の貸付が漸次增加して居る。之は農村の不況に因るものであつて現在の情勢に於ては洵に已むを得ないところであらう。（附表第八表乃至第十五表參照）

要之現在の信用組合には、業務上幾多の改善すべき點があり、未だ充分に其の機能を發揮する迄に至つて居ない。乍併全國產業組合に於ては其の機能の擴張充實を圖る爲め、產業組合擴充五箇年計劃を樹立し、昭和八年一月一日より實行に着手して居る。而して其の目標とするところは（イ）未だ產業組合の設立なき農村に四種事業を兼營する產業組合を設置すること、（ロ）農村產業組合員を增加する爲め、區域内の農業者の全部を組合員と爲すこと、（ハ）農村產業組合は總て四種事業を兼營し全組合員をして普遍的に之を利用せしめること、（ニ）農村產業組合の組織は總て無限責任組織又は保證責任組織と爲すこと、（ホ）農村產業組合は總て系統機關の統制下に活動すること、（ヘ）農村に對し產業組合教育の普及徹底を期すること及（ト）農村產業組合の監査を勵行し其の整理を期すること等であつて、之に依つて農村經濟の更生を圖らうとするに在る。此の五箇年計劃の效果如何は、目下事業が進行中であるから、輕々に之を豫斷し得ないが、最近產業組合の普及と組合事業の擴大强化とに顯著なるものがあり、且政府は今後も產業組合に對する保護奬勵策を續行するやうに見受けられるから、五箇年計劃完成の曉には信用組合は其の面目を一新することと思はれる。

第二章　信用組合の發達と不動産金融

第一節　貸　付

第一　總　括

先づ信用組合が金融上に於て占める地位を明にする爲め、過去十箇年間に於ける各種機關の貸付高を比較すれば次表の如くであつて、信用組合の貸付高は大正十三年には四億五千二百萬圓であつたが、十年後の昭和八年には十億一千七百萬圓の巨額に上つて居る。而して之を同年度に於ける他の金融機關の貸付高と比較すれば、普通・貯蓄銀行の六十八億五千五百萬圓、勸業銀行の十億四千七百萬圓に次いで第三位を占め、信託會社の一・一倍、農工銀行の一・五倍、興業銀行の二・五倍、拓殖銀行の四・七倍に當つて居る。次に貸付金の增加率を觀るに信用組合の貸付高は最近十箇年間增加の一途を辿り、昭和八年に於ては大正十三年の二・三倍近くに達して居る。今之を他の金融機關の增加率と比較するに、信託會社が十箇年間に六倍餘、保險會社が二倍半近くの增加を示したのを除けば、信用組合の增加率に匹敵するものなく、中には却つて減少を示して居るものすらある。即ち勸業銀行及農工銀行は孰れも一・五倍、拓殖銀行及興業銀行の如きは却つて十年前に比し一割九分の減少を示して居る。斯くの如く信用組合の貸付高が連年增加の一途を辿つて居るのに反し、普通・貯蓄銀行の貸付高が昭和元年を最高として減少の傾向を示して居るのは、一方に於て近年信用組合を通じ、巨額の預金部資金が融通せられた爲めであり、他方に於て昭和二年の金融恐慌以來普通銀行が既往貸付金の整理を行ふと共に新規の貸出を警戒した結果、從來普通銀行より融通を受けたものが一部信用組合より資金の融通を受けるやうになつた爲めであらう。

現在高累年比較表

拓殖銀行	興業銀行	普通・貯蓄銀行	保險會社	信託會社
千円	千円	千円	千円	千円
162,251	292,745	8,477,189	243,276	156,440
166,280	283,815	9,034,564	260,367	272,675
169,786	282,272	9,484,475	280,622	490,725
175,028	308,699	8,477,962	328,204	656,275
178,071	324,174	8,058,648	325,719	819,600
178,778	380,630	7,818,032	379,211	931,696
188,282	455,335	7,492,891	454,239	915,738
187,341	486,003	7,216,345	548,067	907,619
215,705	476,090	7,007,815	628,572	909,738
217,619	408,177	6,855,313	590,950	955,122

年比較表

100	100	100	100	100
102	97	107	107	174
105	96	112	115	314
108	105	100	135	420
110	111	95	134	524
110	130	92	156	596
116	156	88	187	585
115	166	85	225	580
133	163	83	258	582
134	139	81	243	611

ホす。

各種機關別總貸付

年次	信用組合	勸業銀行	農工銀行
	千円	千円	千円
大正十三年	452,842	693,310	436,600
十四年	531,598	745,441	488,356
昭和元年	641,608	759,241	539,112
二年	740,639	800,963	617,437
三年	845,354	869,633	686,953
四年	897,206	916,207	705,997
五年	984,476	1,062,182	651,751
六年	1,005,672	1,077,862	669,905
七年	1,017,632	1,122,409	699,170
八年	1,017,521	1,047,121	672,892

同上指數累

大正十三年	100	100	100
十四年	117	108	112
昭和元年	142	110	123
二年	164	116	141
三年	187	125	157
四年	198	132	162
五年	217	153	149
六年	222	155	153
七年	225	162	160
八年	225	151	154

備考　信用組合は翌年六月末現在の數字にして他は孰れも年末現在高な

第二　不動產抵當貸付高

次に信用組合の不動產金融上に於ける地位を明かならしめる爲め、最近十箇年間に於ける各種機關の不動產抵當貸付高を比較すれば次表の如くであつて、信用組合の不動產抵當貸付高は大正十三年には一億一千二百萬圓であつたが、十年後の昭和八年には三億九千七百萬圓の巨額に上つて居る。之を同年度に於ける他の金融機關の不動產抵當貸付高と比較するに、普通・貯蓄銀行の約三割三分、勸業銀行の六割八分、農工銀行の七割五分に相當するが、其の他の孰れの機關の貸付高よりも多い。次に其の增加率を觀るに、信用組合の貸付高は最近十箇年間增加の一途を辿り、昭和八年に於ては大正十三年の三倍半餘に達して居る。今之を他の金融機關の增加率と比較するに、信用組合に優るものなく、中には却つて減少を示すものすらある。即ち信託會社及保險會社は夫々約三倍及二倍の增加を示し、勸業銀行、農工銀行及興業銀行は孰れも一倍半前後に過ぎず、拓殖銀行及普通・貯蓄銀行の如きは却つて多少の減少を示して居る。又信用組合の不動產抵當貸付高の全國不動產抵當債務推定高に對する割合は最近十箇年間に二・五%から八・三%に增加して居る。

各種機關別不動產(土地・建物)抵當貸付現在高累年比較表

年次	信用組合	勤業銀行	農工銀行	拓殖銀行	興業銀行	普通・貯蓄銀行	保險會社	信託會社	個人其の他推定高	不動產抵當債務推定高
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正十三年	112,132	368,541	386,198	80,308	20,064	1,440,333	34,667	48,653	1,994,340	4,485,236
十四年	142,383	396,967	425,582	82,901	22,544	1,512,927	33,249	62,697	1,934,462	4,613,712
昭和元年	181,055	412,836	477,437	86,329	23,059	1,576,718	38,187	80,858	1,794,222	4,670,701
二年	—	449,892	534,245	86,492	22,621	1,580,331	47,669	117,048	—	4,885,546
三年	256,328	478,360	566,614	82,772	24,393	1,575,264	48,222	150,387	1,888,240	5,070,580
四年	299,148	512,228	606,020	77,496	29,040	1,508,052	61,104	176,563	1,850,809	5,120,460
五年	341,097	616,216	546,830	77,435	31,242	1,498,899	69,484	178,317	1,651,155	5,010,675
六年	363,230	612,693	547,614	76,837	31,032	1,425,061	80,590	171,885	1,360,657	4,669,599
七年	388,408	608,734	546,482	76,770	29,543	1,315,831	82,070	160,305	904,346	4,112,489
八年	397,656	576,374	527,444	74,506	30,495	1,171,551	78,344	145,197	1,785,042	4,786,609

備考 1. 本表は內地所在の不動產を抵當とする貸付を示したものである。但し拓殖銀行、興業銀行、保險會社及信託會社にあつては內地以外の不動產を抵當とする貸付額をも含むけれども、其の金額不明なると其の上極めて小額にして大勢に影響する所少なきとに因り其の儘の數字を採つた。

2. 信用組合の不動產抵當貸付高は昭和六年度末以外は不明なるも、同年度末に於ける不動產抵當貸付高は有擔保貸付の約八割を占めるを以て、毎年の有擔保貸付額に八割を乘じて不動產抵當貸付高を算出した。

3. 個人其の他の推定高は不動產抵當債務推定高より各種機關貸付高の合計を差引いた殘額である。

4. 信用組合は翌年六月末現在を示し、他は孰れも年末現在を示す。

同上指數累年比較表

年次	組合	勤銀	農銀	拓銀	興銀	普銀	保險	信託	個人	不動產抵當
大正十三年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
十四年	127	108	110	103	112	105	96	129	97	103
昭和元年	161	112	124	107	115	109	110	166	90	104
二年	—	122	138	108	113	110	138	230	—	109
三年	229	130	147	103	122	109	139	309	95	113
四年	267	139	157	96	145	105	176	363	93	114
五年	304	167	142	96	156	104	200	367	83	112
六年	324	166	142	96	155	99	232	353	68	104
七年	346	165	142	96	147	91	237	329	45	92
八年	355	156	137	93	152	81	226	298	90	107

同上百分率累年比較表

年次	組合	勤銀	農銀	拓銀	興銀	普銀	保險	信託	個人	計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大正十三年	2.5	8.2	8.6	1.8	0.4	32.1	0.8	1.1	44.5	100.0
十四年	3.1	8.6	9.2	1.8	0.5	32.8	0.7	1.4	41.9	100.0
昭和元年	3.9	8.9	10.2	1.8	0.5	33.8	0.8	1.7	38.4	100.0
二年 *	4.8	9.2	10.9	1.8	0.5	32.3	1.0	2.4	37.1	100.0
三年	5.0	9.4	11.2	1.6	0.5	31.1	1.0	3.0	37.2	100.0
四年	5.9	10.0	11.8	1.5	0.6	29.5	1.2	3.4	36.1	100.0
五年	6.8	12.3	10.9	1.6	0.6	29.9	1.4	3.6	32.9	100.0
六年	7.8	13.1	11.7	1.7	0.7	30.5	1.7	3.7	29.1	100.0
七年	9.4	14.8	13.3	1.9	0.7	32.0	2.0	3.9	22.0	100.0
八年	8.3	12.0	11.0	1.6	0.6	24.5	1.7	3.0	37.3	100.0

備考 * 印を附したのは前表の指數表より得たる平均增加率を前年の數字に乘じ此の數字を基礎として算出した割合を示す。

次に不動産抵當貸付高の增減に至大の關係を有する貸付利率の變遷を機關別に累年比較すれば左表の如くである。

各種機關別不動産抵當貸付利率累年比較

年次	信用組合	勸業銀行	農工銀行	拓殖銀行	普通・貯蓄銀行	個人
大正十三年	一・〇八 期	〇・七八 期	〇・九五 期	〇・九八 期	一・一四 期	一・一九 期
十四年	一・一一	〇・七七	〇・九三	〇・九六	一・〇二	一・一八
昭和元年	一・〇九	〇・七六	〇・九一	〇・九三	一・〇七	一・一七
二年	一・〇七	〇・七六	〇・八九	〇・九一	一・〇四	一・一六
三年	一・〇三	〇・七二	〇・八三	〇・八六	〇・九九	一・一八
四年	一・〇二	〇・七二	〇・八二	〇・八六	〇・九六	一・一四
五年	一・〇〇	〇・七二	〇・八一	〇・八六	〇・九七	一・一四
六年	〇・九七	〇・七二	〇・八〇	〇・八六	〇・九四	一・一三
七年	〇・九五	〇・七二	〇・八二	〇・八四	〇・九三	一・一三
八年	〇・九三	〇・六五	〇・七六	〇・八〇	〇・八八	一・〇九
九年	〇・八八	〇・六五	〇・六九	〇・七五	〇・八四	一・〇七

備考　一、勸銀、農銀、拓銀三行の利率は各年下期の田畑抵當年賦償還付の利率である。

二、信用組合の利率は六月末、普通・貯蓄銀行は十二月末、個人は前年三月末現在を示す。

三　信用組合に關する調査

即ち信用組合の貸付利率は大正十三年には一割八厘であつたが昭和九年には八分八厘となり、二分の低下を示して居る。而して利率の低下が最も大であるのは普通・貯蓄銀行であつて十一箇年間に一割一分四厘から八分四厘迄、即ち三分を低下した。之に次いで低下率の大なるものは農工銀行及拓殖銀行で夫々二分六厘及二分三厘の低下を示し、勸業銀行及個人は僅に一分三厘及一分二厘を低下したに過ぎない。

右の如く十一箇年間に於ける貸付利率の低下割合は機關に依つて夫々相違して居るが、貸付利率に於ては勸業銀行は常に最低位を占め、農工銀行之に次ぎ、信用組合、普通・貯蓄銀行の如きは不動産銀行に比し一般に高率である。

乍併玆に注意すべきは、斯くの如く信用組合の貸付利率が勸業銀行、農工銀行等の不動産銀行の貸付利率よりも高率なるにも拘らず、最近信用組合の不動産抵當貸付が絶えず增加して居ることである。而して其の主たる原因は、農村の不況に因り組合員の資力信用が著しく低下した爲め、從來組合が無擔保にて融通した者に對しても、最近に於ては擔保を徵する傾向があり又既往の無擔保貸付を整理する爲め、新に擔保の提供を要求するに至つたことに存するものと思はれるが、此の外にも尙

（イ）信用組合に於ては不動產銀行に於けるが如く、擔保物を重視せず、組合員の資力信用に應じて貸出割合に著しい差等を設け、信用の厚い者に對しては相當寬大な貸付を行つて居ること

（ロ）信用組合は平素組合員の資產信用を熟知して居るから、其の貸出手續は簡易であり、又組合の事務所は組合員の住所に近いから、借入に極めて便利である。從つて資金借入に要する費用は極めて少額にて足り、之が爲め組合貸付利率が多少高くとも之を補つて餘りある場合があること

（ハ）不動產銀行が擔保として取得し得る不動產には種々な制限があり且つ第一抵當に限られて居るが、信用組合には斯かる制限がない爲め、信用組合は不動產銀行が擔保に取得し得ない不動產をも擔保として貸付を行つて居ること

等も其の原因をなして居るものと思はれる。

尙信用組合竝に各種機關の不動產抵當貸付高及其の利率を地方別に觀察すれば附表第十六表乃至第二十一表の如くである。

第二節　信用組合の貸付金の將來

上述の如き產業組合の普及發達と共に信用組合系統の金融機關も漸次整備し、從來他の機關を經て貸出されて居た特殊資金の一部が產業組合中央金庫を經由して貸出されるに至つたばかりでなく、產業組合も努めて系統機關を利用するやうになつて來たから、五箇年計畫が進捗し、信用組合、同聯合會、產業組合中央金庫等の系統金融機關が充分其の機能を發揮するに至れば、勢ひ此等の機關の利用が旺んとなり、信用組合の貸付金も漸次增加してゆくものと思はれる。

次に信用組合の不動產抵當貸付の狀況を觀るに、前節に於て述べたるが如く、逐年增加の一途を辿つて居る、而し

て信用組合の不動產抵當貸付が著しく增加した主要なる原因は前述の如く、主として農村不況の影響を受け組合員の資力信用が低下した爲め、組合は新規貸付を爲す場合は勿論、既往の無擔保貸付を整理する場合に於ても、努めて不動產を擔保に徵するに至つたことに存するのである。

試みに數字に付て之を觀るに、信用組合の有擔保貸付金の現在高は累年增加の趨勢を持續せるに反し、無擔保貸付金の現在高は昭和六年以後減少の傾向を示して居る（附表第十二表參照）。又償還に付て考ふるも、無擔保貸付に付てのみ特に臨時償還が增加したとは思はれないから、結局一方に於て有擔保の新規貸付が增加して、無擔保の新規貸付が減少し、他方に於て既往の無擔保貸付中其の償還を確實にする爲め、有擔保貸付に變更されるものが增加したのに因るものと見るべきであらう。

然らば信用組合の不動產貸付は將來如何なる發展を示すであらうか、元來信用組合制度が短期の對人信用を其の目的とするものであることは、茲に改めて言ふ迄もないが、信用組合と雖、其の業務の堅實を期する爲めに、有擔保貸付を行ふことあるは自衞上已むを得ないことであり、特に最近に於ては、農村の不況に因り、一般に組合員の資力信用が低下し、又地方銀行の不動產貸付高も近時漸く減退の傾向を示してゐるので、現在信用組合が對人信用業務にのみ專念することは不可能であると謂はなければならない。殊に信用組合の發達した地方に於ては優良な不動產を擔保として貸出を行ふ傾向もあるから、信用組合の不動產貸付は理論上の可否如何に拘らず、實際上の必要から今後も尚漸次增加して行くものと思はれる。殊に產業組合擴充五箇年計畫の進捗に伴れて組合の資力が充實した曉に於ては其の不動產貸付も一層增加してゆくのではなからうか。乍併屢々述べた如く信用組合は本來對人信用の機關であるから、不動產金融機關の進步發達に伴ひ、信用組合の不動產貸付にも自ら一定の範圍竝に限度があるやうに思はれる。

試みに佛蘭西に於ける信用組合を觀るに、信用組合は信用貸付を行ふのを原則としてゐるが、最近に於ては動產信用竝に不動產信用を行ふに至つた。乍併信用組合の不動產貸付には金額に於て四萬法（約三千二百圓）以下、期限に於て二十五箇年以內といふ制限があり、他の金融機關と圓滿な協調を保ち、互に分業の利益を享受して居るといふことである。

右の事例は必ずしも其の儘我國に當嵌まるものではないが、我信用組合の不動產貸付も無制限に伸展してゆくべきものでないことを示唆するものではなからうか。

目次

第一表　事業別及組織別產業組合數累年比較表

第二表　信用組合組合員數及出資金額累年比較表（兼營包含）

第三表　信用組合貸付金及貯金累年比較表（兼營包含）

第四表　市街地信用組合組合員數及出資金額累年比較表

市街地信用組合貸付金及貯金累年比較表

第五表　事業別及組織別產業組合聯合會數累年比較表

第六表　信用組合聯合會貸付金及貯金累年比較表（兼營包含）

第七表　產業組合中央金庫資金概況累年比較表

第八表　農村信用組合一組合當資金概況累年比較表

市街地信用組合一組合當資金概況累年比較表

信用組合聯合會一組合當資金概況累年比較表

產業組合中央金庫資金概況累年比較表

第九表　農村信用組合一組合當借入先別借入金內譯累年比較表
市街地信用組合一組合當借入先別借入金內譯累年比較表
信用組合聯合會一組合當借入先別借入金內譯累年比較表
第十表　農村信用組合一組合當預け入先別預け金內譯累年比較表
市街地信用組合一組合當預け入先別預け金金內譯累年比較表
信用組合聯合會一組合當預け入先別預け金內譯累年比較表
第十一表　信用組合及同聯合會各種利率累年比較表
第十二表　信用組合系統機關貸付金內譯累年比較表
第十三表　昭和七年六月末現在信用組合貸付金內譯表（兼營包含）
同有擔保內譯表
信用組合年度內有擔保貸付金內譯表（兼營包含）
昭和七年六月末現在信用組合聯合會貸付金內譯表（兼營包含）
同有擔保內譯表
信用組合聯合會年度內有擔保貸付金內譯表（兼營包含）
第十四表　農村信用組合一組合當用途別貸付資金概況累年比較表
同上百分率累年比較表
第十五表　市街地信用組合一組合當用途別貸付資金概況累年比較表
同上百分率累年比較表
第十六表　信用組合有擔保貸付金地方別累年比較表（兼營包含）
第十七表　普通銀行不動產抵當貸付金地方別累年比較表
第十八表　貯蓄銀行不動產抵當貸付金地方別累年比較表
第十九表　信用組合貸付金利率地方別累年比較表（兼營包含）
第二十表　各種機關不動產抵當貸付高及同利率地方別增減比較表（信用組合の最も發達せる地方）
第二十一表　各種機關不動產抵當貸付高及同利率地方別增減比較表（信用組合の最も發達せざる地方）

表

別			
	保證		計
合	組合數	割合	
%		%	
—	—	—	—
.9	14	0.9	1,561
.2	166	2.3	7,308
.7	230	2.0	11,509
.2	277	2.1	13,442
.5	262	1.8	14,047
.0	252	1.8	14,260
.2	251	1.7	14,444
.9	259	1.8	14,517
.3	249	1.7	14,373
.3	247	1.8	14,186
.6	231	1.6	14,171
.4	249	1.8	14,047
.9	237	1.7	14,082
.3	223	1.6	14,163
9	394	2.7	14,352
0	5,106	34.9	14,651
6	7,871	53.1	14,815

（第一表）事業別及組織別産業組合數累年比較表

年次	事業別						組織別						計
	信用組合（兼營包含）	販賣組合（兼營包含）	購買組合（兼營包含）	利用組合（兼營包含）	市街地信用組合	農業倉庫業經營組合	有限		無限		保證		
							組合數	割合	組合數	割合	組合數	割合	
								%		%		%	
明治三十三年末	13	5	7	2			—	—	—	—	—	—	—
三十八年	986	344	492	178			590	37.2	957	61.9	14	0.9	1,561
四十三年	5,331	2,904	4,242	908			4,204	57.5	2,938	40.2	166	2.3	7,308
大正 四年	9,738	5,110	7,457	1,673			7,633	66.3	3,546	31.7	230	2.0	11,509
九年	11,901	7,032	9,821	2,448	65	687	10,322	76.7	2,843	21.2	277	2.1	13,442
十一年	12,478	7,740	10,697	3,084	126	1,187	11,331	80.7	2,454	17.5	262	1.8	14,047
十二年	12,707	7,941	10,869	3,538	175	1,362	11,729	82.2	2,279	16.0	252	1.8	14,260
十三年	12,864	8,135	10,949	3,977	201	1,540	12,138	84.1	2,055	14.2	251	1.7	14,444
十四年	12,880	8,226	10,924	4,358	224	1,741	12,391	85.3	1,867	12.9	259	1.8	14,517
昭和 元年	12,685	8,213	10,712	4,694	235	2,108	12,497	87.0	1,627	11.3	249	1.7	14,373
二年	12,443	8,159	10,483	4,876	242	2,319	12,475	87.9	1,464	10.3	247	1.8	14,186
三年	12,349	8,148	10,348	5,069	249	2,431	12,586	88.8	1,354	9.6	231	1.6	14,171
四年	12,181	8,167	10,182	5,157	249	2,575	12,619	89.8	1,179	8.4	249	1.8	14,047
五年	12,104	8,366	10,292	5,376	259	2,658	12,733	90.4	1,112	7.9	237	1.7	14,082
六年	12,100	8,854	10,737	5,822	263	2,812	12,910	91.1	1,030	7.3	223	1.6	14,163
七年	12,211	9,306	11,042	6,184	267	2,986	12,968	90.4	990	6.9	394	2.7	14,352
八年	12,511	10,354	11,681	7,697	262	3,313	8,363	57.1	1,182	8.0	5,106	34.9	14,651
九年	12,678	11,120	12,108	8,792	271	3,686	5,973	40.3	971	6.6	7,871	53.1	14,815
昭和九年末に於ける總組合數に對する割合	85.6	75.0	81.7	59.4	1.8	24.9							

員平均出資金	
額	拂込済額
円	円
.43	146.40
.39	144.26
.75	147.74
.81	154.82
.84	152.75
.28	145.99
.58	163.15
.58	160.56
.43	152.86
.46	145.05

金	
員に係る貯金	計
円	円
,364	55,080,668
,008	77,694,403
,746	106,347,724
,332	120,286,235
,922	144,594,967
,894	158,012,996
,569	163,547,054
,163	165,351,942
,060	160,284,321
,559	180,516,530

（第四表）　市街地信用組合組合員數及出資金額累年比較表

年次	組合數	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金		一組合員平均出資金	
					總額	拂込濟額	出資額	拂込濟額
					円	円	円	円
大正十四年六月末	201	202	133,928	663	50,012,551	19,607,584	373.43	146.40
十五年	224	221	165,374	748	56,456,210	23,856,467	341.39	144.26
昭和二年	235	239	192,131	804	59,127,590	28,391,246	307.75	147.74
三年	242	242	214,528	886	61,313,949	33,212,739	285.81	154.82
四年	249	243	229,748	945	61,075,747	35,093,329	265.84	152.75
五年	249	247	240,672	974	62,329,950	38,188,600	238.28	145.99
六年	259	255	250,056	981	62,658,030	40,795,520	250.58	163.15
七年	263	260	259,943	1,000	61,496,440	41,736,683	236.58	160.56
八年	267	263	270,833	1,030	56,720,715	41,399,788	209.43	152.86
九年	262	264	284,007	1,076	57,215,170	41,194,980	201.46	145.05

備考　組合數は年末現在を示す。

市街地信用組合貸付金及貯金累年比較表

年次	貸付金				手形割引	貯金				
	件數	金額	一組合平均	一件平均		組合員貯金	準組合員の貯金	法第一條第三項に依る組合員外の貯金	法第一條第四項に依る組合員外の貯金	計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正十四年六月末	47,515	46,059,011	228,015	969	13,713,664	30,573,618	121,563	17,265,123	7,120,364	55,080,668
十五年	65,851	61,560,977	278,556	935	17,007,801	41,158,895	435,696	25,398,804	10,701,008	77,694,403
昭和二年	90,236	80,668,017	337,523	894	17,672,290	55,370,851	494,477	34,867,650	15,614,746	106,347,724
三年	112,466	95,145,163	393,162	846	15,796,609	63,078,658	322,947	39,548,298	17,336,332	120,286,235
四年	128,143	108,803,095	447,749	849	17,173,977	71,877,442	11,826	51,639,777	21,065,922	144,594,967
五年	146,684	121,268,107	490,964	827	13,354,105	78,079,566	3,332	56,600,204	23,329,894	158,012,996
六年	173,547	136,628,571	535,798	787	12,192,026	80,134,690	4,013	59,270,782	24,137,569	163,547,054
七年	189,764	143,046,052	550,177	754	11,139,652	79,684,534	461	61,150,784	24,516,163	165,351,942
八年	197,279	139,302,494	529,667	706	14,197,930	77,791,537	197	58,478,527	24,014,060	160,284,321
九年	205,652	158,035,308	598,619	768	7,181,757	88,277,614	4,958	66,231,399	26,002,559	180,516,530

表組合聯合會數累年比較表

組織別				
有限		保證		計
聯合會數	割合	聯合會數	割合	
13	100.0%		%	13
54	75.0	18	25.0	72
107	69.0	48	31.0	155
130	68.1	61	31.9	191
136	67.7	65	32.3	201
136	66.3	69	33.7	205
132	66.0	68	34.0	200
121	64.7	66	35.3	187
118	64.3	64	35.7	182
115	64.2	64	35.8	179
123	66.5	62	33.5	185
123	66.5	62	33.5	185
113	67.7	54	32.3	167
104	65.0	56	35.0	160
50	34.5	95	65.5	145
27	19.1	114	80.9	141

（第五表）　事業別及組織別産業組合聯合會數累年比較表

次年	事業別				組織別				計
	信用組合聯合會（發管包含）	販賣組合聯合會（發管包含）	購買組合聯合會（發管包含）	利用組合聯合會（發管包含）	有限		保證		
					聯合會數	割合	聯合會數	割合	
						%		%	
明治四十三年末	11	9	5	1	13	100.0			13
大正四年	58	27	35	1	54	75.0	18	25.0	72
九年	86	79	110	2	107	69.0	48	31.0	155
十一年	91	109	149	11	130	68.1	61	31.9	191
十二年	86	108	157	14	136	67.7	65	32.3	201
十三年	82	116	162	16	136	66.3	69	33.7	205
十四年	80	113	153	17	132	66.0	68	34.0	200
昭和元年	76	107	137	16	121	64.7	66	35.3	187
二年	70	105	130	20	118	64.3	64	35.7	182
三年	67	105	122	20	115	64.2	64	35.8	179
四年	65	120	124	26	123	66.5	62	33.5	185
五年	65	122	122	23	123	66.5	62	33.5	185
六年	60	116	108	22	113	67.7	54	32.3	167
七年	57	115	105	22	104	65.0	56	35.0	160
八年	55	101	91	25	50	34.5	95	65.5	145
九年	51	101	86	25	27	19.1	114	80.9	141
昭和九年末に於ける聯合會數に對する割合	36.2	71.6	61.0	17.7					

言)

	金		
	貯金實行		
	一所屬組合平均	所屬組合數	一聯合會平均
	円		円
	5,991	6,329	459,128
	5,494	10,862	817,468
	9,242	7,750	994,792
	9,832	10,128	1,464,345
	12,288	10,838	2,048,804
	13,040	11,414	2,289,803
	12,713	11,437	2,271,820
	11,978	11,968	2,429,658
	14,224	11,699	2,971,587
	20,465	11,786	4,638,540